

マイストーリー分配型(年6回)

Aコース(為替ヘッジ付き)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／資産複合

【投資信託説明書(目論見書)】2010. 4

野村アセットマネジメント

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

マイストーリー分配型(年6回)

Aコース(為替ヘッジ付き)／Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信／内外／資産複合

【投資信託説明書(交付目論見書)】2010. 4

野村アセットマネジメント

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

マイストーリー分配型(年6回)の基準価額は、ファンドが投資を行っている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

なお、ファンドは元金が保証されているものではありません。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、
下記の照会先までお問い合わせください。

野村アセットマネジメント株式会社

☆サポートダイヤル☆ **0120-753104** (フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)

☆インターネットホームページ☆ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、ファンドの基準価額等は下記の携帯サイトでもご覧いただけます。

☆携帯サイト☆ <http://www.nomura-am.co.jp/mobile/>



本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

この目論見書により行なうマイストーリー分配型(年6回)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年10月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年10月10日にその効力が生じております。

また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。

なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

下記の事項は、「マイストーリー分配型(年6回)」(以下「当ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みください。

記

■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドには、原則として為替ヘッジを行なう<Aコース>と、原則として為替ヘッジを行わない<Bコース>の2本のファンド(以下「各ファンド」という。)があります。

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主に内外の株式および内外の債券に実質的に投資する効果を有しますので、株式の価格下落、金利変動等による債券の価格下落や、株式および債券の発行会社・発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、各ファンドにつき、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

各ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「株価変動リスク」や「金利変動リスク」、「信用リスク」や「為替変動リスク」(<Aコース>と<Bコース>で異なります。)などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

■当ファンドに係る手数料等について

◆申込手数料

各ファンドにつき、買付のお申込み日の翌々営業日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

◆換金(解約)手数料

当ファンドには換金(解約)手数料はありません。

◆信託財産留保額

各ファンドにつき、1万口につき基準価額に0.25%の率を乗じて得た額とします。

◆信託報酬

各ファンドにつき、ファンドの純資産総額に年0.798%(税抜年0.76%)の率を乗じて得た額とします。

[実質的な信託報酬率の概算値]

各ファンドにつき、年1.45%±0.20%程度(税込)になります。

*上記概算値は、各ファンドが投資対象とするファンドの信託報酬率を加味して、ご投資家の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

◆その他の費用^(*)

- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・監査費用 等

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「費用・税金」をご覧ください。

(*)「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

当該手数料等の合計額については、ご投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託説明書(交付目論見書)

目次(Contents)

ファンドの概要が知りたい			
ファンドの基本情報	ファンドの概要	1
ファンドの運用内容が知りたい			
ファンドの特色・ 運用の内容	ファンドの特色	4
	投資対象	5
	投資方針	8
	投資制限	12
	分配方針	13
ファンドのリスクが知りたい			
投資リスク	基準価額の変動要因	14
	その他の留意点	14
ファンドのしくみが知りたい			
ファンドの しくみ・運用体制	ファンドのしくみ	16
	運用体制	17
	委託会社におけるリスクマネジメント体制	19
ファンドの申込方法が知りたい			
申込手続きの概要	買付の申込手続き	20
	換金の申込手続き	22
ファンドにかかる費用・税金が知りたい			
費用・税金	お客様に直接ご負担いただく費用・税金	23
	ファンドで間接的にご負担いただく費用	23
	税金の取扱い	26
ファンドの運営方法などが知りたい			
その他の情報	管理および運営の概要	28
	内国投資信託受益証券事務の概要	30
	その他ファンドの情報	30
	委託会社等の概況	31
ファンドの運用状況が知りたい			
運用状況	投資状況	32
	投資資産	33
	運用実績	35
	財務ハイライト情報	37
《(参考)指定投資信託証券について》		40
《信託約款》		100
《用語解説》		107
《商品分類》		108

ファンドの基本情報

《ファンドの概要》

ファンドの名称	マイストーリー分配型(年6回)Aコース マイストーリー分配型(年6回)Bコース	※後述の「ファンドの名称について」をご覧ください。
ファンドの目的	インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指して運用を行ないます。	
主な投資対象	主として有価証券に投資する投資信託証券を主要投資対象とします。	
ベンチマーク	資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。	→詳しくは後述の「投資方針」をご覧ください。
投資方針	運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(NFR&T)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&T が定性評価・定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。	→詳しくは後述の「投資方針」をご覧ください。
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・投資信託証券への投資割合には制限を設けません。 ・外貨建資産への直接投資は行ないません。 ・株式への直接投資は行ないません。 ・デリバティブの直接利用は行ないません。 	→詳しくは後述の「投資制限」をご覧ください。
主な価格変動リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・株価変動リスク ・金利変動リスク ・信用リスク ・為替変動リスク 	→詳しくは後述の「投資リスク」をご覧ください。
信託期間	無期限(平成17年5月30日設定)です。	
決算日	原則1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日(ただし、休業日の場合は翌営業日)です。	
収益分配	<p>毎決算時に、分配を行ないます。</p> <p>分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、分配原資の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。</p>	

買付単位	分配金の受取方法により、収益の分配時に分配金を受け取る「一般コース」と、分配金が税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。	
	①一般コース	1万口以上1万口単位(当初元本1口=1円) または1万円以上1円単位
	②自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位
(上記以外の買付単位でもお買付けできる場合があります。)		
買付申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。	
買付価額	買付のお申込み日の翌々営業日の基準価額とします。	
申込手数料	買付のお申込み日の翌々営業日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 →販売会社については、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。	
買付代金の支払い	原則として買付のお申込み日から起算して7営業日目までに、お申込みの販売会社にお支払いください。 ※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。	
信託報酬	ファンドの純資産総額に年0.798%(税抜年0.76%)の率を乗じて得た額とします。 ※なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加えた実質的な信託報酬率は年1.45%±0.20%程度(税込)になります。 →詳しくは後述の「費用・税金」をご覧ください。	
換金単位	途中でご換金なさる場合は、お申込みの販売会社で下記の単位でご換金できます。	
	①一般コース	1万口単位または1口単位のいずれか 販売会社が定める単位
	②自動けいぞく投資コース	1口単位
換金申込締切時間	午後3時(半日営業日の場合は午前11時)まで※に、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。 ※1日1件5億円を超えるご換金の場合は、午前11時(半日営業日の場合は午前9時30分)までとします。	
換金価額	ご換金のお申込み日の翌々営業日の解約価額とします。 (解約価額=基準価額-信託財産留保額)	

換金手数料	ありません。						
信託財産留保額	1万口につき基準価額に0.25%の率を乗じて得た額とします。						
税金等	後述の「費用・税金」をご覧ください。						
換金代金の支払い	原則としてお申込み日から起算して7営業日目からお申込みの販売会社でお支払いします。						
申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、買付および換金の申込みができません。 ○申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。 ※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。						
スイッチング	<p>「Aコース」「Bコース」間で、以下の単位でスイッチングができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込みのコース</th> <th>スイッチング単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①一般コース</td> <td>1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位</td> </tr> <tr> <td>②自動けいぞく投資コース</td> <td>1万円以上1円単位*</td> </tr> </tbody> </table> <p>*全額をスイッチングされる場合は、1口単位とします。</p> <p>スイッチングのお申込方法等は、買付のお申込みの場合と同様です。</p> <p>※販売会社によっては、スイッチングのお取り扱いを行わない場合があります。 詳しくは販売会社までお問い合わせください。</p>	お申込みのコース	スイッチング単位	①一般コース	1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位	②自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位*
お申込みのコース	スイッチング単位						
①一般コース	1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位						
②自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位*						

※本書で用いている専門的な用語については、「用語解説」を設けてありますので、併せてご覧ください。

販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

<ファンドの名称について>

本書では、ファンドの名称を下記の通り簡略化して表記しております。

本書における表記	ファンドの正式名称
Aコース	マイストーリー分配型(年6回)Aコース
Bコース	マイストーリー分配型(年6回)Bコース

※なお、これらを総称して「マイストーリー分配型(年6回)」、「野村マイストーリー分配型(年6回)」、「マイストーリー分配型」、「野村マイストーリー分配型」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

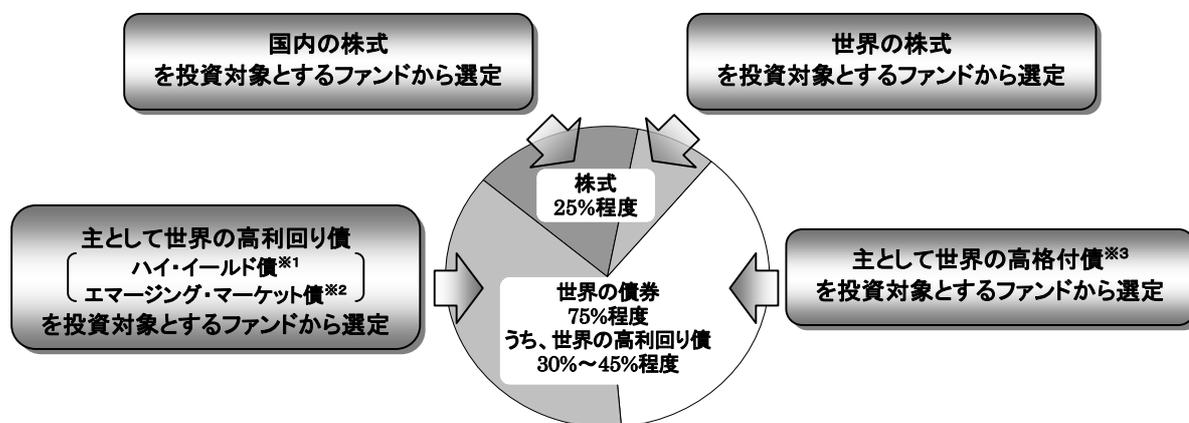
また、「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Aコース<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジ付き>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジ付き>」という場合、「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」を「マイストーリー分配型(年6回)Bコース<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型(年6回)<為替ヘッジなし>」、「マイストーリー分配型<為替ヘッジなし>」という場合があります。

ファンドの特色・運用の内容

《ファンドの特色》

- 1 世界の債券、国内の株式および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券を主要投資対象とし、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンの追求を目指して運用を行ないます。
- 2 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが定性評価、定量評価等を勘案し、優れていると判断した投資信託証券(ファンド)に分散投資を行なうことを基本とします。
 - ◆運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーが各資産クラス※から選定したファンドに分散投資を行ないます。

※当ファンドにおいては、世界の高格付債、世界の高利回り債(ハイ・イールド債、エマージング・マーケット債)、国内の株式、世界の株式を指します。



※1 「ハイ・イールド債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBB格以下に格付されている事業債をいいます。

※2 「エマージング・マーケット債」とは、エマージング・カントリー(いわゆる先進工業国や最貧国などを除く諸国で、一般に新興経済国、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々)の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券をいいます。

※3 「高格付債」とは、債券などの格付機関(スタンダード・アンド・プアーズ社(S&P社)、ムーディーズ社など)によって格付される債券の信用度でBBB格以上に格付されている債券をいいます。

- 3 年6回の決算時に分配を行なうことを基本とします。
 - ◆ファンドは、年6回(原則として1、3、5、7、9、11月の各20日、同日が休業日の場合は翌営業日)に決算・分配を行なうことを基本とします。
- 4 為替変動リスクをヘッジ(軽減)するAコースと、ヘッジしないBコースがあり、A/Bコース間でスイッチングが可能です。
 - ※販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合、スイッチングのお取り扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資対象》

主として有価証券に投資する投資信託証券※を主要投資対象とします。

※投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。)とします。

- ◆各ファンドが投資する投資信託証券のうち、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、外貨建資産の為替ヘッジ方針について、各々以下のものに限定することを基本とします。

Aコース(為替ヘッジ付き)

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

Bコース(為替ヘッジなし)

- 実質的な外貨建資産について、為替ヘッジを行わないことを基本とするもの。
- 上記に類するもの。

- ◆指定投資信託証券は、ファミリーファンド方式※で運用するもの、直接有価証券等に投資するものがあります。
※ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をまとめてベビーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン F」)とし、その資金をマザーファンド(例えば「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」)に投資して、実質的な運用を行なうしくみです。
- ◆デリバティブの直接利用は行ないません。
- ◆指定投資信託証券以外の投資対象について、詳しくは約款をご覧ください。
- ◆各ファンドは、後述の一覧に示す投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<指定投資信託証券一覧>

	Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
1	ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)	ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)
2	リサーチ・アクティブ・オープン F(適格機関投資家専用)	リサーチ・アクティブ・オープン F(適格機関投資家専用)
3	ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリュートオープン F(適格機関投資家専用)	ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリュートオープン F(適格機関投資家専用)
4	ストラテジック・バリュートオープン F(適格機関投資家専用)	ストラテジック・バリュートオープン F(適格機関投資家専用)
5	野村 RAPI®日本株投信 F(適格機関投資家専用)	野村 RAPI®日本株投信 F(適格機関投資家専用)
6	みずほ日本株バリュートファンド F(適格機関投資家専用)	みずほ日本株バリュートファンド F(適格機関投資家専用)
7	JPM ジャパン 50・オープン F(適格機関投資家専用)	JPM ジャパン 50・オープン F(適格機関投資家専用)
8	フィデリティ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)	フィデリティ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)
9	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュート株投信 F(適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュート株投信 F(適格機関投資家専用)
10	ピクテ・ジャパン・ファンド F(適格機関投資家専用)	ピクテ・ジャパン・ファンド F(適格機関投資家専用)
11	東京海上日本成長株ファンド F(適格機関投資家専用)	東京海上日本成長株ファンド F(適格機関投資家専用)
12	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)
13	野村海外株式ファンド F(適格機関投資家専用)	野村海外株式ファンド FB(適格機関投資家専用)
14	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
15	ノムラ・コロンビア米国株バリュート・ファンド F (適格機関投資家専用)	ノムラ・コロンビア米国株バリュート・ファンド FB (適格機関投資家専用)
16	ノムラ・レイニア米国成長株ファンド F (適格機関投資家専用)	ノムラ・レイニア米国成長株ファンド FB (適格機関投資家専用)
17	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F (適格機関投資家専用)	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
18	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB (適格機関投資家専用)
19	ピクテ欧州ファンド F(適格機関投資家専用)	ピクテ欧州ファンド FB(適格機関投資家専用)
20	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F (適格機関投資家専用)	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
21	UBS 海外株式ファンド F(適格機関投資家専用)	UBS 海外株式ファンド FB(適格機関投資家専用)
22	MFS 欧州株ファンド F(適格機関投資家専用)	MFS 欧州株ファンド FB(適格機関投資家専用)
23	ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)	ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)
24	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)
25	ノムラ・ブラックロック米国債券オープン FC (適格機関投資家専用)	ノムラ・ブラックロック米国債券オープン FD (適格機関投資家専用)
26	ノムラ・インサイト欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	ノムラ・インサイト欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)
27	ノムラ・AMP 豪州債券ファンド FC(適格機関投資家専用)	ノムラ・AMP 豪州債券ファンド FD(適格機関投資家専用)
28	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FD (適格機関投資家専用)
29	ドイツ欧州債券ファンド FC(適格機関投資家専用)	ドイツ欧州債券ファンド FD(適格機関投資家専用)
30	LM・米国債券コア・プラス FC(適格機関投資家専用)	LM・米国債券コア・プラス FD(適格機関投資家専用)
31	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンド FC(適格機関投資家専用)	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・ アルファ・ファンド FD(適格機関投資家専用)
32	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンド FC(適格機関投資家専用)	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・ アルファ・ファンド FD(適格機関投資家専用)
33	TCW 米国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	TCW 米国債券ファンド FD (適格機関投資家専用)
34	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC(適格機関投資家専用)	アイエヌジー・欧州債券ファンド FD(適格機関投資家専用)
35	メロン米国コア・プラス債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	メロン米国コア・プラス債券ファンド FD (適格機関投資家専用)
36	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC <外国籍投資信託>	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD <外国籍投資信託>
37	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ ファンド - インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジド) <外国籍投資信託>	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ ファンド - インスティテューショナル FD(JPY) <外国籍投資信託>

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

	Aコースの指定投資信託証券	Bコースの指定投資信託証券
38	野村米国好利回り社債投信 FC(適格機関投資家専用)	野村米国好利回り社債投信 FD(適格機関投資家専用)
39	ノムラールーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC(適格機関投資家専用)	ノムラールーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD(適格機関投資家専用)
40	ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)	ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD (適格機関投資家専用)
41	ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC(適格機関投資家専用)	ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD(適格機関投資家専用)
42	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC(適格機関投資家専用)	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FD(適格機関投資家専用)
43	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)
44	フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FD (適格機関投資家専用)
45	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC (適格機関投資家専用)	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FD (適格機関投資家専用)
46	エマーシング・ボンド・オープン FC(適格機関投資家専用)	エマーシング・ボンド・オープン FD(適格機関投資家専用)
47	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FD (適格機関投資家専用)
48	野村エマーシング債券ファンド FC(適格機関投資家専用)	野村エマーシング債券ファンド FD(適格機関投資家専用)
49	JPM エマーシング・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	JPM エマーシング・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)
50	モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・ オープン FC(適格機関投資家専用)	モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・ オープン FD(適格機関投資家専用)
51	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC (適格機関投資家専用)	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD (適格機関投資家専用)
52	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC (適格機関投資家専用)	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD (適格機関投資家専用)
53	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC <外国籍投資信託>	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD <外国籍投資信託>

※前述の指定投資信託証券の一覧は平成22年4月9日現在です。

今後、記載上の指定投資信託証券の一部が、名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

※前述の指定投資信託証券のうち、13～22は世界の株式を実質的な投資対象とする指定投資信託証券、23～53は世界の債券を実質的な投資対象とする指定投資信託証券であり、同一行にある指定投資信託証券(例えば「野村海外株式ファンド F」と「野村海外株式ファンド FB」)は、為替ヘッジ方針が異なるのみで、その他の実質的な運用方針は基本的に同一のものです。本書では、これら二つの指定投資信託証券をまとめて、例えば「野村海外株式ファンド F/FB」と表記する場合があります。

※当目論見書では、指定投資信託証券の名称について「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

《投資方針》

- 1** 主として、世界の債券[※]を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資し、インカムゲイン(利子・配当等収益)と中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン[※]の追求を目指して運用を行ないます。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

- 2** 野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(「NFR&T」という場合があります。)に運用の指図に関する権限の一部を委託し、NFR&T が定性評価・定量評価等を勘案し、運用において優れていると判断した投資信託証券に分散投資を行ないます。

◆投資信託証券への投資にあたっては、指定投資信託証券の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。
 なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

- ◆委託する範囲:投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)
 ◆委託先名称:野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社
 ◆委託先所在地:東京都中央区
 ◆委託に係る費用:上記の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から、この信託の信託報酬支払いのときに支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
500億円以下の部分	年0.21%
500億円超の部分	年0.22%

※運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更する場合があります。

- 3** 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目指します。

◆投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目指して、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

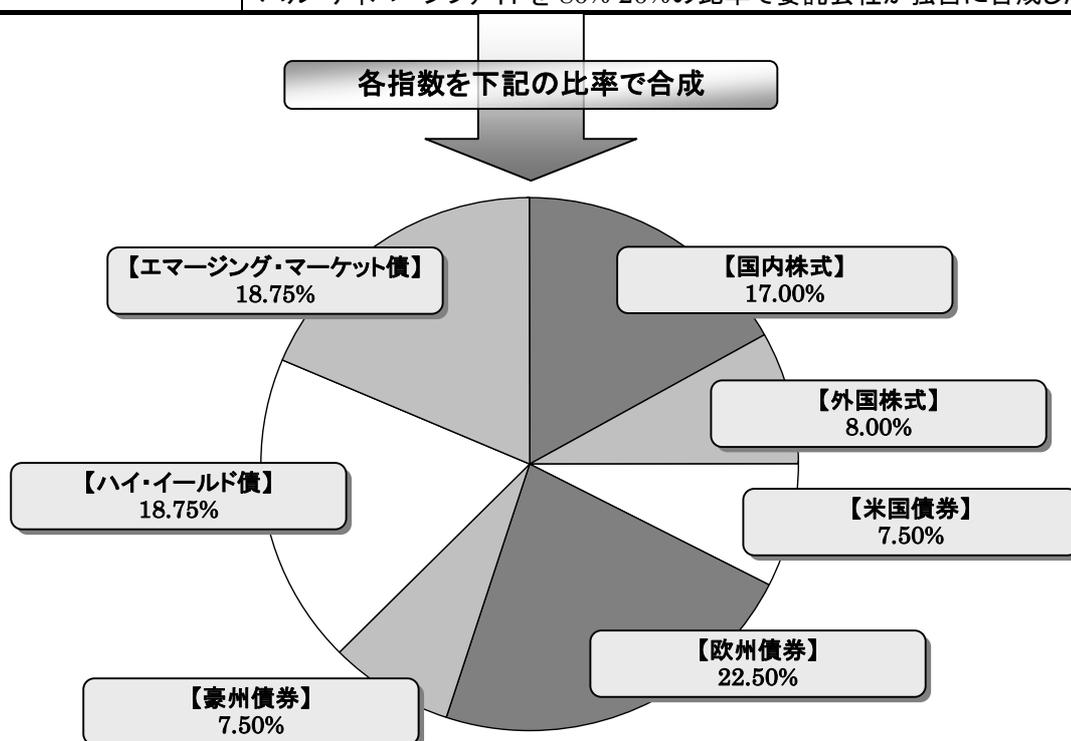
◆また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。)への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 30%~45%程度となることを目指して、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

4 資産クラスもしくは債券の種別毎の代表的な指数を委託会社が独自に合成した指数をベンチマークとします。

◆資産クラスもしくは債券の種別毎に、下記の代表的な指数を下記の比率で合成したものをベンチマークとします。

資産クラス・債券種別	指数
国内株式	東証株価指数(TOPIX)
外国株式	MSCI KOKUSAI インデックス
米国債券	バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス
欧州債券	バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス
豪州債券	バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス
ハイ・イールド債	BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス
エマーシング・マーケット債	JP モルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバルおよび JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマーシング・マーケット・グローバル・ディバースファイドを 80%:20%の比率で委託会社が独自に合成した指数



◆A コースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算した指数(「円ヘッジベース」といいます。)を用います。

◆B コースのベンチマークの計算にあたっては、上記各指数を委託会社が円換算した指数(「円換算ベース」といいます。)を用います。

「BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス」の計算にあたっては、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点とあわせることでファンドに即した適切な指数とすべく、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを構成する各通貨毎のハイ・イールド・コンストレインド・インデックスもしくはハイ・イールド・インデックスをもとに委託者が独自に円換算、合成した指数を用います。従って、BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスとは近似するものの完全に合致するものではありません。

◆ベンチマークは、株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。

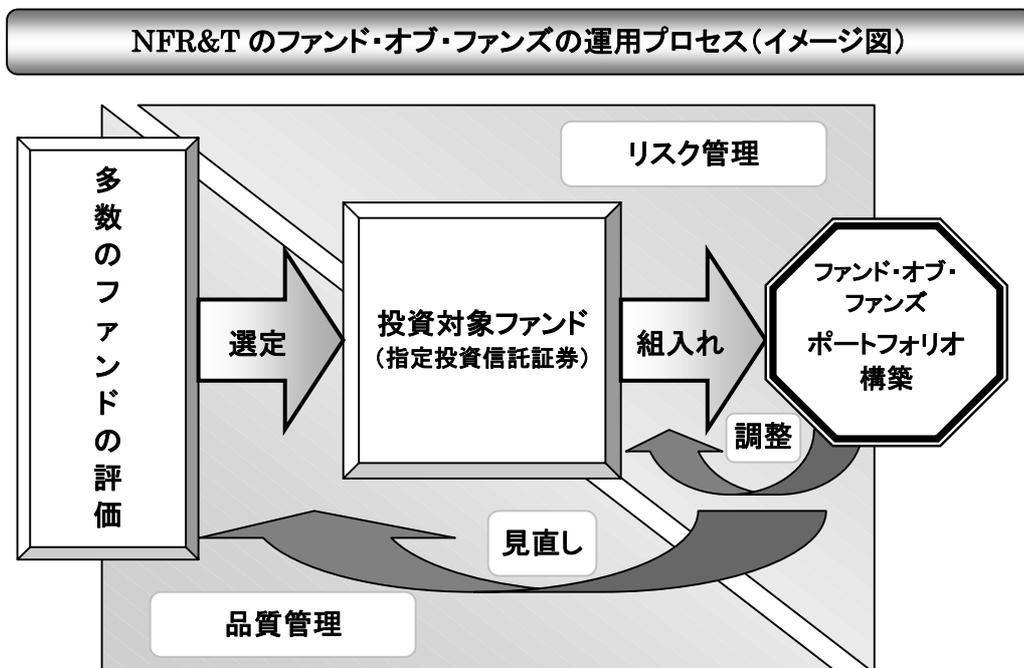
資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

※BofA・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch Global High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国ドル、カナダドル、英ポンド、ユーロ(ユーロ統合前の通貨を含む)建てで発行されたハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める比率を2%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、当ファンドのベンチマークの算出にあたって同指数を用いることを許諾されております。)

※その他の指数・インデックスについては、後述の(参考)指定投資信託証券について「ベンチマークについて」をご覧ください。

- 5 投資対象ファンドの選定やポートフォリオ構築に際しては、定性評価を重視し、ファンド間の投資手法の違いにも着目して、幅広い収益機会を追求できるよう、配慮します。
- 6 投資対象ファンドとファンド全体のリスク特性の状況を絶えずモニターし、継続的に投資比率を調整します。また、投資対象ファンドを適宜見直すことで、全体的な品質^{*}の維持・向上を目指します。

^{*}運用体制、運用プロセス、情報開示等の観点から、定性的に評価するファンドの期待度・信頼度をいいます。



資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

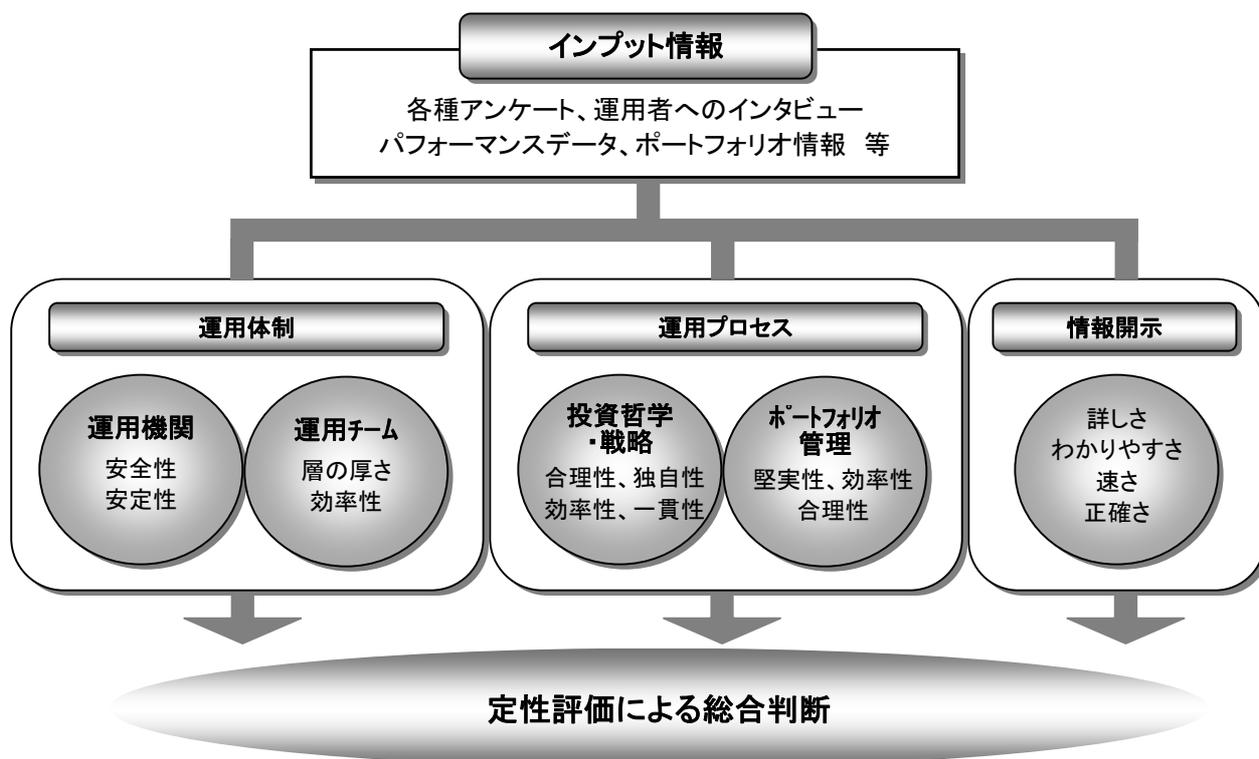
———《(参考)野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーについて》———

■野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジーの概要■

◆野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社(NFR&T)は、ファンド・オブ・ファンズの運用を主たる業務とし、同時に、投資信託の分析評価、年金運用機関の調査・評価、オルタナティブ(代替)投資商品評価に携わる、野村グループの投資顧問会社です。

■NFR&T のファンドの定性評価■

◆NFR&T では、過去の運用成績がただ単に「良かったか(悪かったか)」ではなく、「なぜ良かったか(悪かったか)」「(良かった場合)今後も継続するか」が大事だと考えています。そのために、多くのファンドについてその良さ(品質)を測る「定性評価」に取り組んでいます。評価には、経験と実績のある専任のファンド・アナリストがあたります。



※上記の「NFR&T のファンドの定性評価」の図は平成 22 年 4 月現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《投資制限》

◆各ファンドに共通

- 投資信託証券への投資割合
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合
- 外貨建資産への投資割合
- 株式への投資割合
- デリバティブの使用
- 公社債の借入れ

- 資金の借入れ

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。(約款)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。(約款)

外貨建資産への直接投資は行ないません。(約款)

株式への直接投資は行ないません。(約款)

デリバティブの直接利用は行ないません。(約款)

信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。(約款)

信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。(約款)

投資制限について詳しくは約款をご覧ください。

《分配方針》

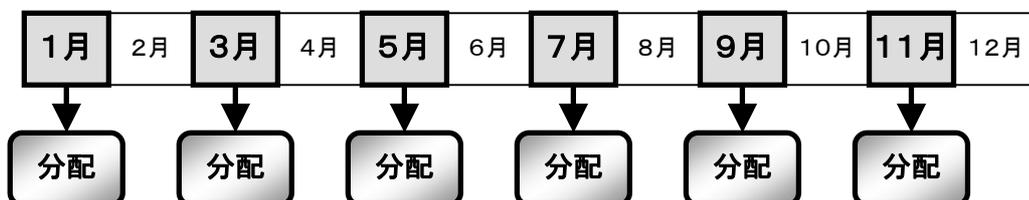
年6回の毎決算時に、分配を行いません。

◆ファンドの決算日

原則として毎年1月、3月、5月、7月、9月および11月の各20日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

◆年6回の毎決算時に、原則として以下の方針(分配方針)に基づき分配を行いません。

- ①分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ②収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。



◆分配金のお支払い

分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}
 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

※2 「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

詳しくは信託約款をご覧ください。

◆分配金に関する留意点

分配金は上記の分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配方針等について詳しくは約款をご覧ください。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

■主な変動要因■

株 価 変 動 リ ス ク	ファンドは、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 25%程度となることを目途としますので、株価変動等の影響を受けます。
金 利 変 動 リ ス ク	公社債等は、市場金利の変動により価格が変動します。ファンドは、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する公社債への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね 75%程度となることを目途としますので、金利変動の影響を受けます。
信 用 リ ス ク (クレジットリスク)	投資対象とする投資信託証券が実質的に組み入れる有価証券等の発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、支払いが滞るリスクが生じる可能性があります。特に、ハイ・イールド債やエマージング・マーケット債等の格付の低い債券については、格付の高い債券に比べてこうしたリスクがより高いものになると想定されます。また、債券の格付が上昇すれば信用度が高くなるため、通常、価格は上昇します。逆に債券の格付が下落すれば信用度が低くなるため、通常、価格は下落します。また、格付が変わらなくても、特定の債券の信用度に関するマーケットの考え方が変わることも価格も変動します。
為 替 変 動 リ ス ク	「B コース」が投資対象とする投資信託証券のうち、世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。 「A コース」が投資対象とする投資信託証券のうち、世界の株式・債券に実質的に投資する投資信託証券は、実質的な外貨建資産について為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託証券または当該投資信託証券が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定しています。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるわけではありません。また、一部の通貨においては為替ヘッジの手段がなく、為替ヘッジを行なうことができない場合があります。なお、一部の投資信託証券においては実質的な外貨建資産に対して全て対円で為替ヘッジを行なうわけではなく、実際のポートフォリオの通貨配分と対円での為替ヘッジの通貨配分が異なることがあり、その異なる部分は為替変動の影響を直接的に受けることとなります。しかしながら、「A コース」が投資する投資信託証券の為替変動リスクは、為替ヘッジしない場合と比較すると大幅に小さくなるものと考えられます。なお、為替ヘッジを行なう場合、円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低い場合、当該通貨と円の金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

■その他の変動要因■

有 価 証 券 の 貸 付 等 に お け る リ ス ク	投資対象とする投資信託証券が実質的に行なう有価証券の貸付等において、取引先リスク(取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる危険のこと)が生じる可能性があります。
----------------------------------	--

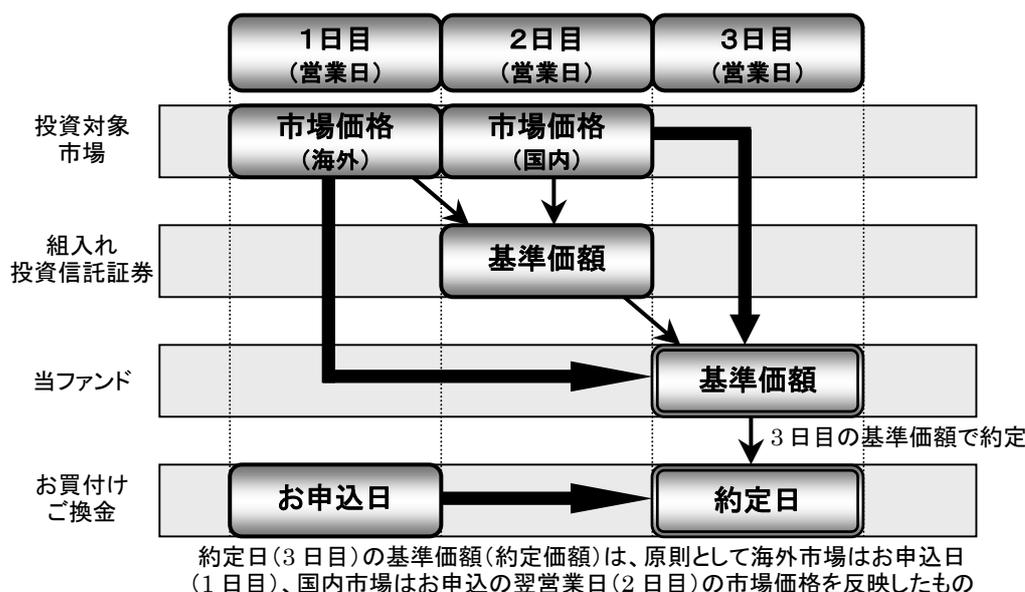
※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ◆ファンドに生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
- ◆市場の急変時等には、前記の「投資方針」に従った運用ができない場合があります。
- ◆コンピューター関係の不慮の出来事に起因する市場リスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

- ◆ファンドは、前記の「投資方針」に記載の合成指数をベンチマークとしますが、ベンチマークは株式・債券市場の構造変化等によっては、今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券には、ファミリーファンド方式で運用を行なうものがあります。これらの投資信託証券が投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、これらの投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。この結果、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ◆ファンドが主要投資対象とする投資信託証券の販売会社は、一部の外国籍投資信託証券を除き、委託者(運用の権限委託先を含みます。)の利害関係人等(当該委託者の総株主の議決権の過半数を所有していることその他の当該委託者と密接な関係を有するものとして政令で定めるものをいいます。)である野村信託銀行株式会社となっております。したがって、一部の外国籍投資信託証券を除くファンドにおいて、委託者(運用の権限委託先を含みます。)が各投資信託証券の買付けまたは売付けを受託会社に指図する場合、当該買付けまたは売付けの発注は当該利害関係人等に対して行なわれます。
なお、ファンドが投資対象とする全ての指定投資信託証券の申込手数料は無手数料となっております。
- ◆ファンドが投資する投資信託証券の基準価額は、一般的な投資信託と同様に原則として当日のわが国の証券市場の値動きを反映して毎営業日計算されます(外国の証券等については、通常、時差の関係から前日の終値等取得できる直近の値動きを反映して計算されます。)。
ファンドの基準価額は、原則として組入投資信託証券の前営業日の基準価額をもって毎営業日計算されます。したがって、ファンドの基準価額において、国内資産や外国資産等の値動きは、一般的な投資信託における場合と比較して1営業日遅れて反映されることとなりますので、ご注意ください。
例えば、国内市場の本日の値動きが国内籍の組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは当該日であり、翌営業日にファンドの基準価額に反映されます(外国の有価証券に関する日本と同日付の現地での値動きが国内籍の組入投資信託証券の基準価額に反映されるのは、時差の関係等から当該日の翌営業日となり、翌々営業日にファンドの基準価額に反映されます。)。
なお、買付および換金の申込の場合の約定価額の基準日については、通常の投資信託に用いる約定価額の基準日より1営業日後にずらすことにより、一般的な投資信託と同様の市場価格を反映する基準日となるよう調整しております。また、外国籍投資信託証券における営業日と日本の営業日が異なる場合、値動きが更に遅れて反映されることがありますのでご注意ください。

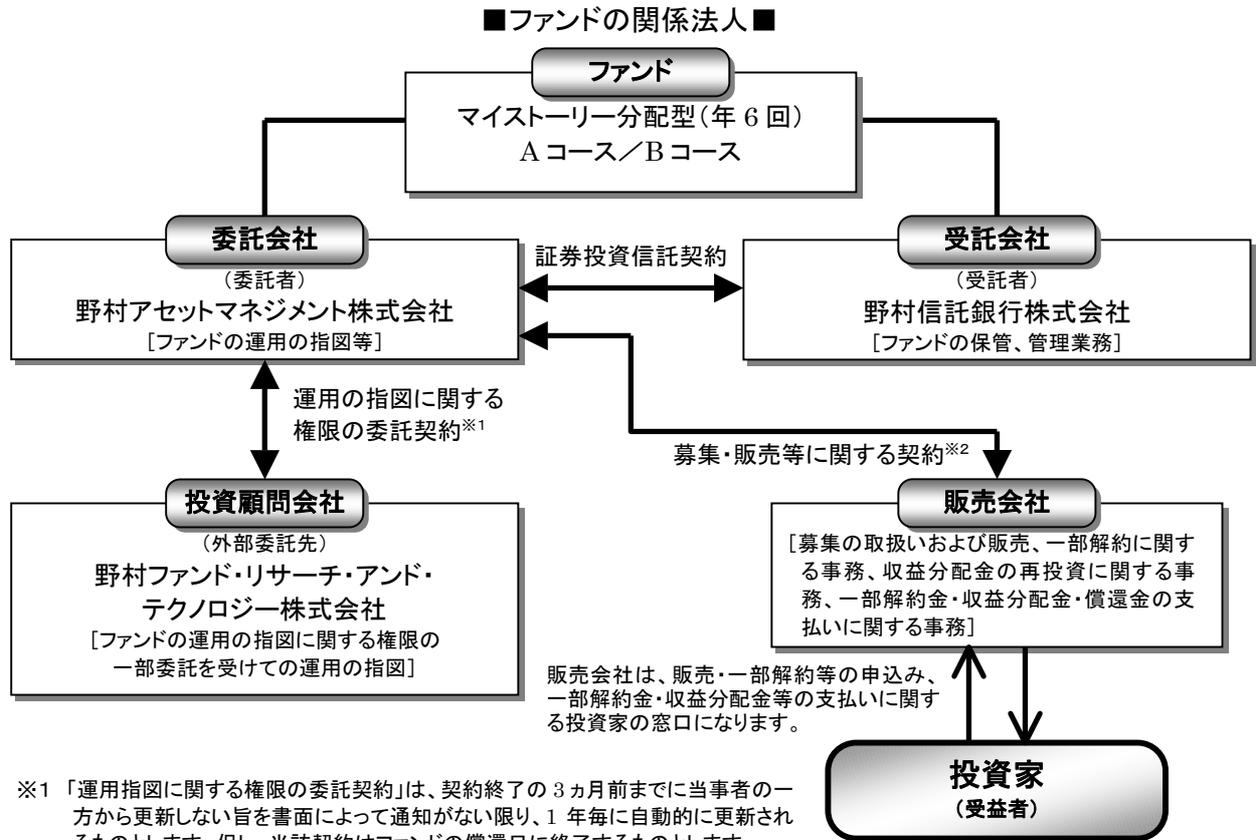
＜基準価額算出のイメージ図＞



ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式・公社債など値動きのある証券に実質的に投資します(また、投資信託証券への投資を通じて外貨建資産に実質的に投資を行なう場合には、この他に為替変動があります。)ので、基準価額は変動します。したがって、元金が保証されているものではありません。

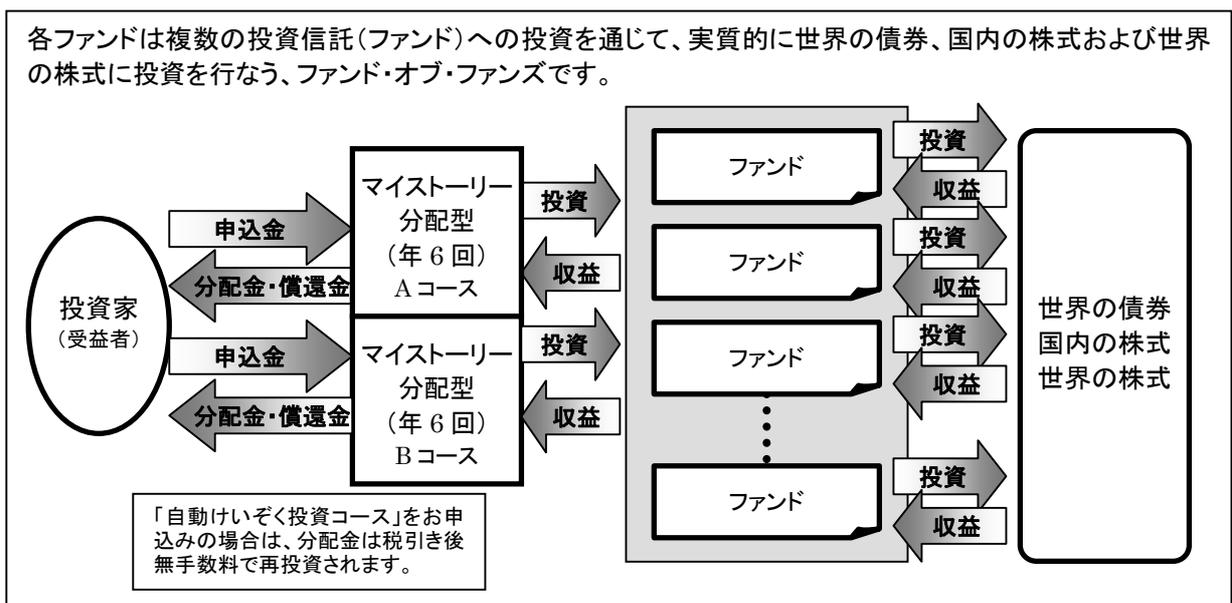
ファンドのしくみ・運用体制

《ファンドのしくみ》

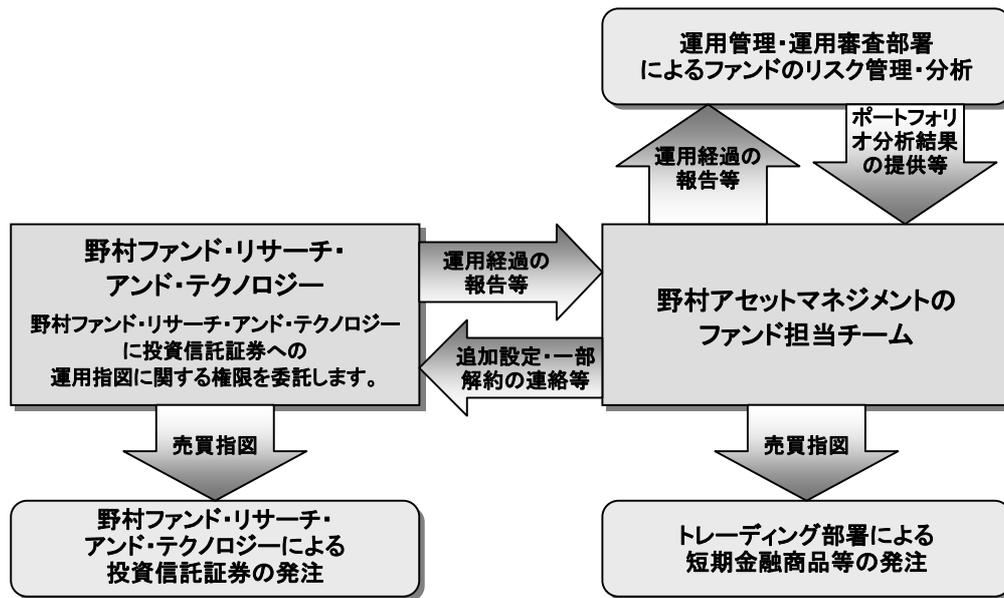


- ※1 「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。
- ※2 「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

■ファンド・オブ・ファンズについて■



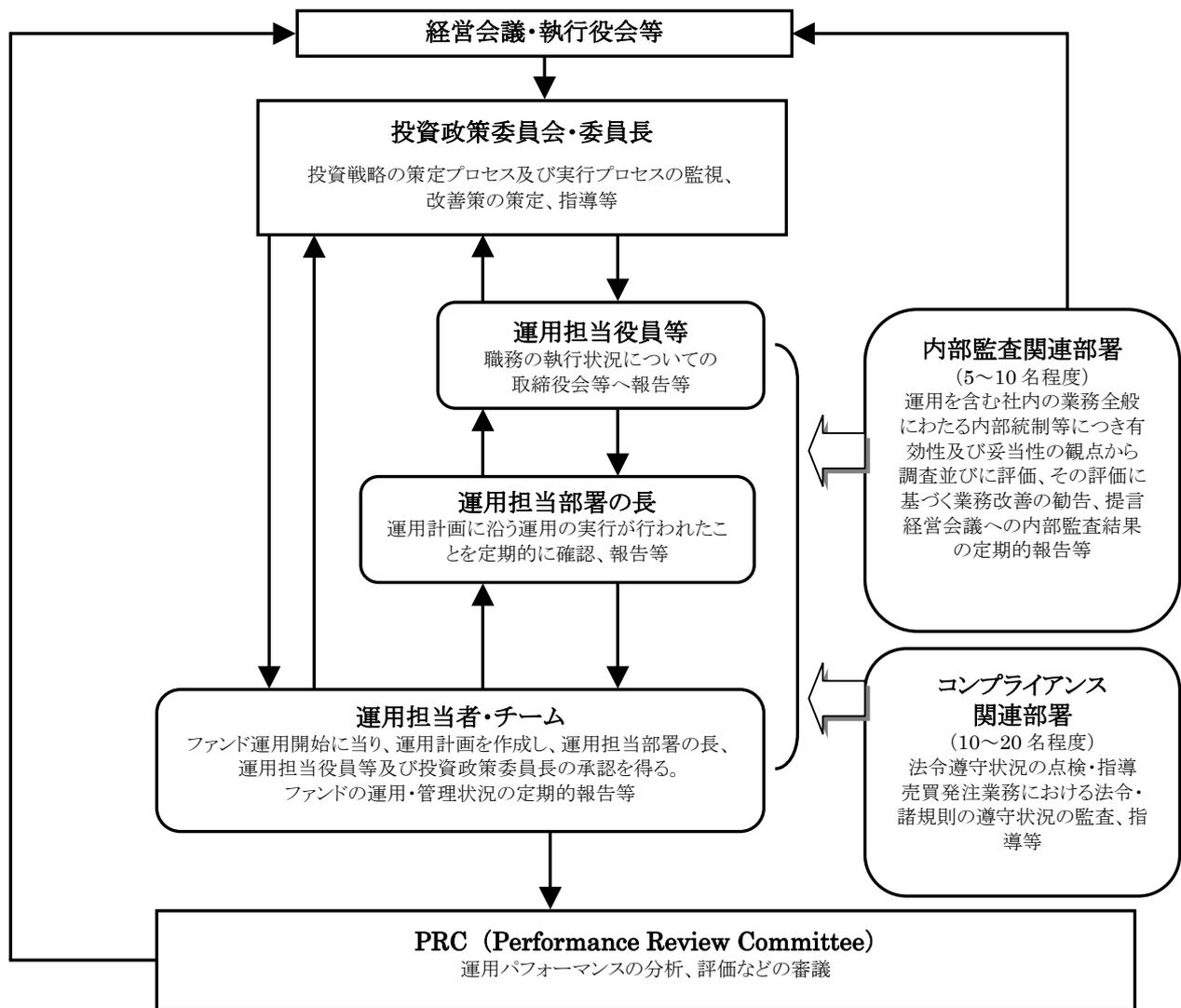
《運用体制》



◆当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、投資信託業務に係るファンドマネージャー規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

上記の体制等は平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人(販売会社を除く)に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70(受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準)に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを、委託会社で確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に委託会社の商品に関する委員会に報告しています。

上記の体制等は平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

■リスク管理関連の委員会■

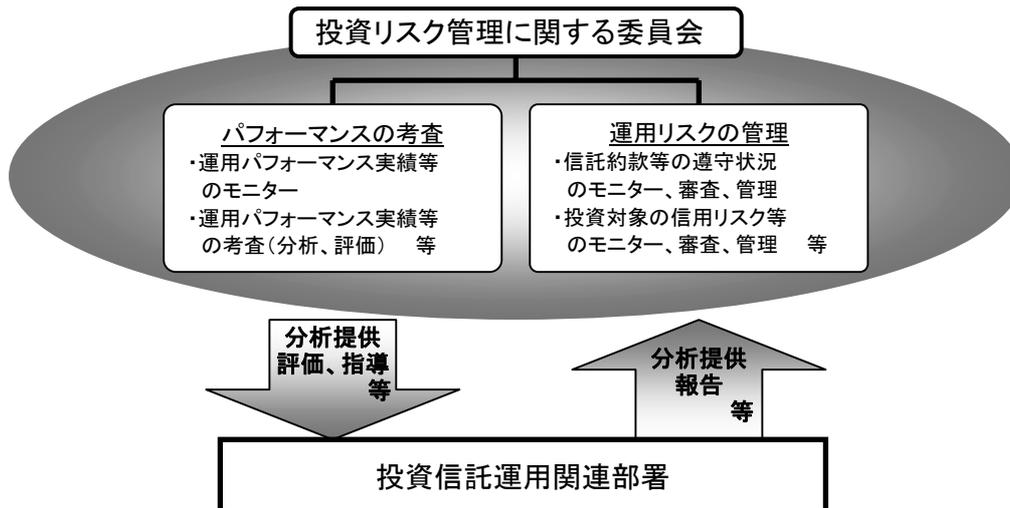
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

■リスク管理体制図■



上記の体制等は平成22年4月9日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込手続きの概要

《買付の申込手続き》

◆買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

なお、販売会社によっては「Aコース」もしくは「Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

買付単位 分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。お申込みの際には、そのどちらかのコースをお申し出ください。(原則として、お買付け後のコース変更はできません。)

お申込みのコースにより、買付単位は原則として以下の通りとなります。

お申込みコース	分配金の受取方法	買付単位
一般コース	分配金を受取るコース	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円) または 1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	分配金が再投資されるコース	1万円以上1円単位*

*分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、どちらか一方のコースのみのお取り扱いとなる場合、買付単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

買付価額 買付のお申込み日の翌々営業日の基準価額となります。

※買付時の申込手数料などについては「費用・税金」をご覧ください。

買付代金の支払い 買付のお申込代金は、買付のお申込み日から起算して7営業日目までに申込みの販売会社にお支払いください。

※販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前にお申込代金をお支払いいただく場合があります。

申込締切時間 午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、買付のお申込みが行なわれかつその買付のお申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

スイッチング 販売会社によっては、スイッチングのお取り扱いを行なわない場合があります。

お申込みのコースによって、「Aコース」「Bコース」間で、以下の単位でスイッチング*1ができます。

お申込みのコース	スイッチング単位
一般コース	1万口以上1万口単位 または1万円以上1円単位
自動けいぞく投資コース	1万円以上1円単位*2

※1 「Aコース」または「Bコース」をご換金した場合の手取金をもって、そのご換金のお申込日の午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、いずれかもう一方のファンドの買付けの申込みを行なうことを「スイッチング」といいます。

※2 「Aコース」または「Bコース」の全額をご換金した場合の手取金の全額をもって買付けのお申し込みを行なう場合は、1口単位とします。

なお、スイッチングの際には、換金時と同様の費用・税金がかかりますのでご注意ください。

(詳しくは「費用・税金」をご覧ください。)

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

申込不可日 | 販売会社の営業日であっても、下記の条件に該当する日(「申込不可日」といいます。)には、買付およびスイッチングの申込みができません。
 ○申込日当日のニューヨーク証券取引所が休場の場合。
 ※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。詳しくは信託約款をご覧ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを中止すること、および既に受付けた買付のお申込み(スイッチングのお申込みを含みます)の受付けを取り消す場合があります。※

※上記の買付のお申込みの受付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

《換金の申込手続き》

◆換金のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

換金単位

買付時のお申込みコースにより、換金単位は以下の通りとなります。

買付時のお申込みコース	換金単位
一般コース	1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位
自動けいぞく投資コース	1口単位

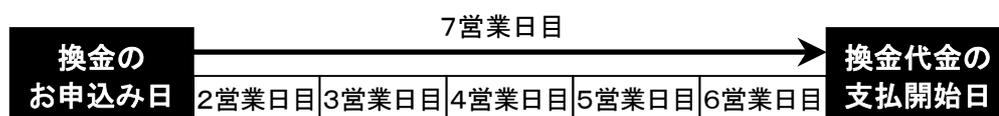
換金価額

換金の価額は、換金のお申込み日の翌々営業日の基準価額から、信託財産留保額を差し引いた価額となります。

※換金時の費用や税金についての詳細は「費用・税金」をご覧ください。

換金代金の支払い

換金代金は原則として、換金のお申込み日から起算して7営業日目から申込みの販売会社においてお支払いします。



申込締切時間

午後3時(半日営業日の場合は午前11時)まで*に、換金のお申込みが行なわれかつ、その換金のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

※1日1件5億円を超える解約の場合には午前11時(半日営業日は午前9時30分)までとします。

＜大口換金の制限について＞

ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。

この他に、別途、大口換金には制限を設ける場合があります。

申込不可日

販売会社の営業日であっても、申込不可日には、換金の申込みができません。

※前述の「買付の申込手続き」の申込不可日の項をご覧ください。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとし、詳しくは信託約款をご覧ください。

※受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、換金のお申込みの受付を中止すること、および既に受付けた換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。

費用・税金

《お客様に直接ご負担いただく費用・税金》

時期	項目	費用	税金
買付時	申込手数料	2.1%(税抜2.0%)以内※	消費税等相当額
換金時 (解約請求制)	信託財産留保額	1万口につき 基準価額に対して0.25%	—

※ 基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

時期	項目	費用	税金
分配時	所得税および地方税	—	普通分配金×10%※ ¹
換金時 (解約請求制)	所得税および地方税	—	換金時の差益(譲渡益)※ ² に対して10%※ ¹
償還時	所得税および地方税	—	償還時の差益(譲渡益)※ ² に対して10%※ ¹

※¹ 個人の投資家の場合の税率です。法人の投資家の場合には税率等が異なります。詳しくは「税金の取扱い」をご覧ください。

※² 詳しくは後述の「換金(解約)時および償還時の課税について」をご覧ください。

《ファンドで間接的にご負担いただく費用》

■ 信託報酬 ■

時期	項目	費用		
		ファンドの純資産総額*		
		500億円以下の部分	500億円超の部分	
毎日	信託報酬率	年0.798%(税抜年0.76%)		
	(配分)	(委託会社)	年0.35%	年0.36%
		(販売会社)	年0.38%	年0.38%
		(受託会社)	年0.03%	年0.02%

*「Aコース」、「Bコース」合算の純資産総額とします。

※信託報酬の総額は、ファンドの純資産総額に上記の信託報酬率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬の配分は純資産総額の残高に応じて上記(税抜)の通りとします。

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

- ◆投資顧問会社(NFR&T)が受ける報酬は、委託者が受ける報酬から支払うものとし、その報酬額は、「Aコース」および「Bコース」の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に、次の率を乗じて得た額とします。

平均純資産総額の合計額	率
500億円以下の部分	年0.21%
500億円超の部分	年0.22%

なお、この他にファンドが投資対象とする投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

■(参考)ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬■

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率(年率)
1	ノムラ・ジャパン・オープン F	0.90825% (税抜 0.865%)
2	リサーチ・アクティブ・オープン F	0.67725% (税抜 0.645%) 以内
3	ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリュートオープン F	0.6825% (税抜 0.65%)
4	ストラテジック・バリュートオープン F	0.63% (税抜 0.60%)
5	野村 RAFI®日本株投信 F	0.42% (税抜 0.40%)
6	みずほ日本株バリュートファンド F	0.5775% (税抜 0.55%)
7	JPM ジャパン 50・オープン F	0.8505% (税抜 0.81%)
8	フィデリティ・ジャパン・オープン F	0.924% (税抜 0.88%) 以内
9	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュート株投信 F	0.5775% (税抜 0.55%)
10	ピクテ・ジャパン・ファンド F	0.8505% (税抜 0.81%)
11	東京海上日本成長株ファンド F	0.609% (税抜 0.58%)
12	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F	0.60375% (税抜 0.575%)
13	野村海外株式ファンド F/FB	0.8925% (税抜 0.85%)
14	ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンド F/FB	0.86625% (税抜 0.825%)
15	ノムラ・コロンビア米国株バリュート・ファンド F/FB	0.8715% (税抜 0.83%)
16	ノムラ・レイニア米国成長株ファンド F/FB	0.84% (税抜 0.80%)
17	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F/FB	0.7875% (税抜 0.75%)
18	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F/FB	0.91875% (税抜 0.875%)
19	ピクテ欧州ファンド F/FB	0.8925% (税抜 0.85%)
20	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F/FB	0.84% (税抜 0.80%)
21	UBS 海外株式ファンド F/FB	0.9765% (税抜 0.93%)
22	MFS 欧州株ファンド F/FB	0.7875% (税抜 0.75%)
23	ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD	0.3885% (税抜 0.37%)
24	ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD	0.7875% (税抜 0.75%) 以内
25	ノムラ・ブラックロック米国債券オープン FC/FD	0.42% (税抜 0.40%)
26	ノムラ・インサイト欧州債券ファンド FC/FD	0.4725% (税抜 0.45%)
27	ノムラ・AMP 豪州債券ファンド FC/FD	0.5775% (税抜 0.55%)
28	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD	0.2625% (税抜 0.25%)
29	ドイチェ欧州債券ファンド FC/FD	0.42% (税抜 0.40%)
30	LM・米国債券コア・プラス FC/FD	0.4935% (税抜 0.47%)
31	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD	0.2625% (税抜 0.25%)
32	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD	0.2625% (税抜 0.25%)
33	TCW 米国債券ファンド FC/FD	0.3465% (税抜 0.33%)
34	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC/FD	0.42% (税抜 0.40%)
35	メロン米国コア・プラス債券ファンド FC/FD	0.43575% (税抜 0.415%)
36	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC/FD	0.3675% 以内 + 成功報酬
37	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジド)/FD(JPY)	0.55% 以内
38	野村米国好利回り社債投信 FC/FD	0.9975% (税抜 0.95%)
39	ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD	0.84% (税抜 0.80%)
40	ノムラ・リバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD	0.6825% (税抜 0.65%)
41	ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC/FD	0.9975% (税抜 0.95%)
42	ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD	0.9975% (税抜 0.95%)
43	JPM・US ハイ・イールド・ボンド・ファンド FC/FD	0.672% (税抜 0.64%)
44	フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC/FD	0.95025% (税抜 0.905%)
45	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC/FD	0.525% (税抜 0.50%)
46	エマージング・ボンド・オープン FC/FD	0.7875% (税抜 0.75%)
47	ノムラ・アイエヌジー新興国債券ファンド FC/FD	0.9975% (税抜 0.95%)
48	野村エマージング債券ファンド FC/FD	0.7875% (税抜 0.75%)
49	JPM エマージング・ボンド・ファンド FC/FD	0.525% (税抜 0.50%)
50	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン FC/FD	0.945% (税抜 0.90%)
51	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC/FD	0.777% (税抜 0.74%)
52	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC/FD	0.84% (税抜 0.80%)
53	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC/FD	0.94% 以内

前述の信託報酬率は、平成 22 年 4 月 9 日現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍投資信託の場合、前述の他、監査費用等の費用も別途かかります。また、外国籍投資信託の場合、ファンドによっては前述の他、受託会社、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、設立費用、監査費用等の費用も別途かかる場合、報酬額等に年間の最低金額が定められている場合があります。

なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

なお、ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬(成功報酬を除く)を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率(成功報酬を除く)について、NFR&T が試算した概算値は以下の通りです。

ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

実質的な信託報酬率(税込・年率)の概算値
1.45%±0.20%程度

※ファンドが投資対象とする投資信託証券には、信託報酬に成功報酬制を採用しているものがあり、これらの投資信託証券については、運用実績により成功報酬額も負担することになります。成功報酬を含む信託報酬等の詳細は「(参考)指定投資信託証券について」をご覧ください。

上記の実質的な信託報酬率の概算値は、平成 22 年 4 月 9 日現在のものであり、指定投資信託証券の変更等により今後変更となる場合があります。

■その他の費用■

- ◆ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ◆ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額はファンドから支払われます。
- ◆ファンドに係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。

《税金の取扱い》

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

<収益分配金に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

<換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対する課税>

平成23年12月31日までの間は、換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により10%(所得税7%および地方税3%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は10%の税率により源泉徴収が行なわれます。上記10%の税率は平成24年1月1日からは、20%(所得税15%および地方税5%)となる予定です。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金(解約)時および償還時の差損(譲渡損失)については、確定申告等により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との通算が可能です。

◆法人の投資家に対する課税

平成23年12月31日までの間は、分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、7%(所得税7%)の税率で源泉徴収*が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。上記7%の税率は平成24年1月1日からは、15%(所得税15%)となる予定です。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除

なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

■換金(解約)時および償還時の課税について■

[個人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の差益^{*}については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

^{*}換金(解約)時および償還時の価額から取得費(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

[法人の投資家の場合]

換金(解約)時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象(配当所得)となります。

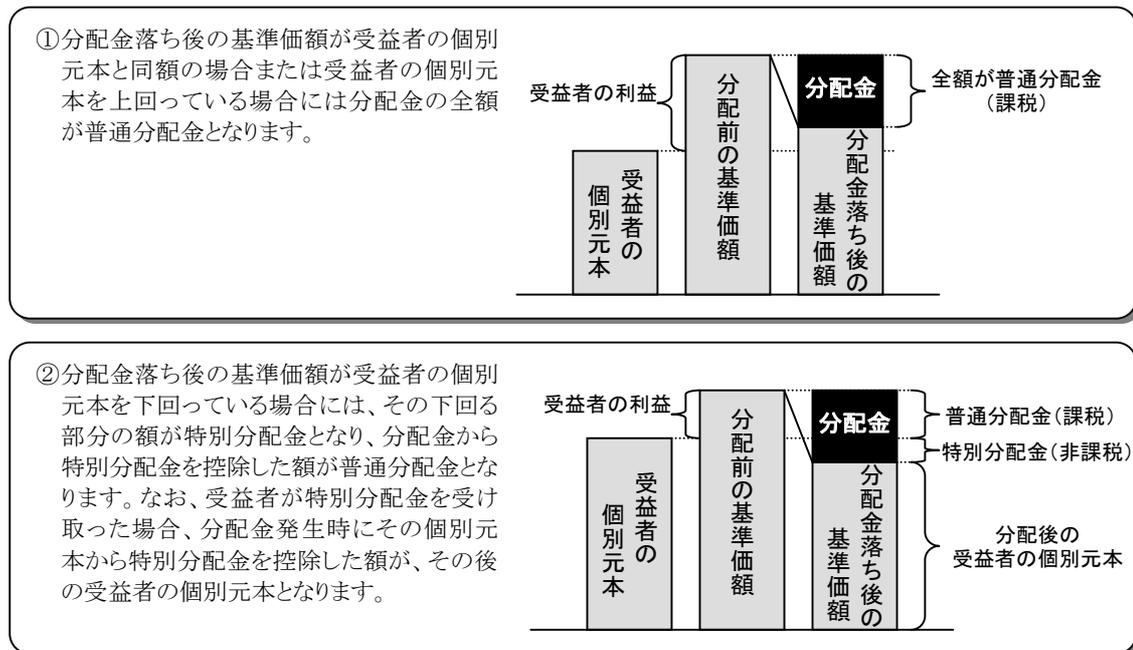
なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■個別元本について■

- ◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。
- ◆受益者が同一ファンドを複数回取得した場合や受益者が特別分配金を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

- ◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

税法が改正された場合などには、上記の内容が変更になる場合があります。

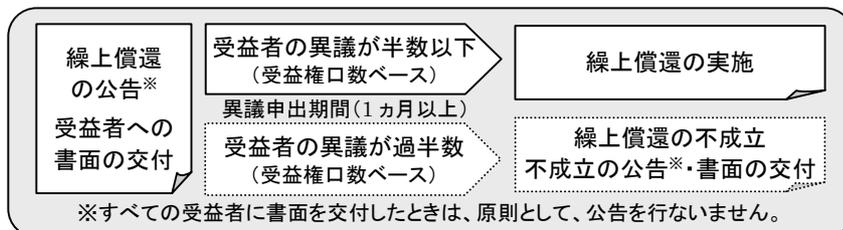
その他の情報

《管理および運営の概要》

信託期間 無期限とします(平成17年5月30日設定)。
計算期間 原則として、毎年1月21日から3月20日まで、3月21日から5月20日まで、5月21日から7月20日まで、7月21日から9月20日まで、9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとします。
 なお、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

信託金限度額 各ファンドの信託金限度額は各々3兆円です。

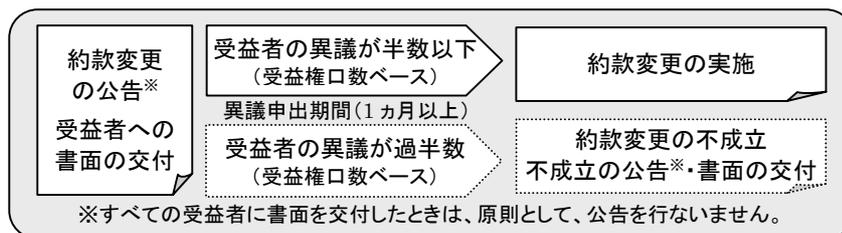
繰上償還 (1) 次のいずれかの場合には、ファンドの信託契約を解約し、ファンドを終了(繰上償還)させる場合があります。
 ① 受益権の口数が各ファンドにつき50億口を下回った場合
 ② 受益者に有利であると認めるとき
 ③ やむを得ない事情が発生したとき
 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)
 上記にしたがい信託を終了させる場合は、以下の手続で行ないます。



(2) 上記の他、監督官庁より解約の命令を受けたとき等には、ファンドを終了させる場合があります。

約款変更

(1) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、このファンドの信託約款を変更することができます。
 (この場合、あらかじめ、その旨を監督官庁に届け出ます。)
 (2) 委託者は、上記(1)の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の手続で行ないます。



(3) 監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(2)の手続きにしたがいます。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

反対者の
買取請求権

ファンドの繰上償還または約款変更を行なう場合には、異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求できます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「繰上償還」(1)または「約款変更」(2)に規定する公告または書面に付記します。

公 告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に対して交付します。

保 管

該当事項はありません。

受益者の
権利等

受益者の有する主な権利には、収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権および換金(解約)請求権があります。

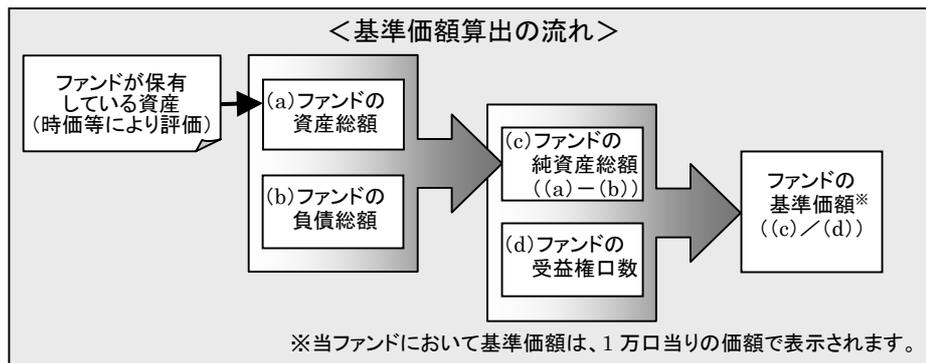
資産の評価

■基準価額の計算方法■

基準価額は毎営業日に算出されます。

基準価額とは、計算日におけるファンドの純資産総額[※]を、受益権口数で除して得た額をいいます。

※純資産総額とはファンドの時価総額のことで、ファンドの資産総額から負債総額を控除して算出します。



(基準価額は、表紙裏に記載の照会先までお問い合わせください。)

■主な投資対象の評価方法■

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

上記について詳しくは約款をご覧ください。

《内国投資信託受益証券事務の概要》

受益証券の名義書換の
事務等

該当事項はありません。

※ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であつて、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

※受益権の譲渡、受益権の譲渡の対抗要件および受益権の再分割に係るファンドの受益権、並びに質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて、詳しくは信託約款をご覧ください。

受益者に対する特典

該当事項はありません。

《その他ファンドの情報》

内国投資信託受益証券
の形態等

追加型証券投資信託・受益権(「受益権」といいます。)

当初元本は1口当り1円です。格付は取得していません。

※ファンドの受益権は、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

発行価額の総額
申込期間

各ファンドにつき6兆円を上限とします。

平成21年10月10日から平成22年10月8日まで

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

払込期日

各取得申込日の発行価額の総額は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

有価証券届出書
(訂正届出書を含みます)
の写しの縦覧
振替機関に関する事項

該当事項はありません。

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

振替受益権について	<p>ファンドの受益権は、投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行したため、社振法の規定の適用を受け、上記「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。</p> <p>ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。</p> <p>(参考)投資信託振替制度とは、</p> <p>ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。</p> <p>・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。</p>
ファンドの詳細情報	<p>有価証券届出書 第三部「ファンドの詳細情報」の記載項目は次の通りです。</p> <p>第1【ファンドの沿革】</p> <p>第2【手続等】</p> <p>1【申込(販売)手続等】</p> <p>2【換金(解約)手続等】</p> <p>第3【管理及び運営】</p> <p>1【資産管理等の概要】</p> <p>(1)【資産の評価】</p> <p>(2)【保管】</p> <p>(3)【信託期間】</p> <p>(4)【計算期間】</p> <p>(5)【その他】</p> <p>2【受益者の権利等】</p> <p>第4【ファンドの経理状況】</p> <p>1【財務諸表】</p> <p>(1)【貸借対照表】</p> <p>(2)【損益及び剰余金計算書】</p> <p>(3)【注記表】</p> <p>(4)【附属明細表】</p> <p>2【ファンドの現況】</p> <p>【純資産額計算書】</p> <p>第5【設定及び解約の実績】</p> <p>上記の情報については、EDINET(エディネット)でもご覧いただくことができます。</p>

《委託会社等の概況》

◆下記は平成22年2月末現在の委託会社の概況です。

名 称	野村アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	執行役社長 吉川 淳
本店の所在の場所	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
資本金の額	17,180百万円
会社の沿革	<p>昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立</p> <p>平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更</p> <p>平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更</p> <p>平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行</p>
大株主の状況	<p>名 称：野村ホールディングス株式会社</p> <p>住 所：東京都中央区日本橋一丁目9番1号</p> <p>所有株式数：5,150,693株</p> <p>比 率：100%</p>

運用状況

- ◆以下は平成22年2月26日現在の運用状況です。
 また、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

《投資状況》

「Aコース」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,809,123,270	94.17
	ケイマン	131,504,711	3.25
	ルクセンブルグ	88,728,185	2.19
	小計	4,029,356,166	99.62
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	15,265,606	0.37
合計(純資産総額)		4,044,621,772	100.00

「Bコース」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	672,666,168,104	93.80
	ケイマン	23,781,399,564	3.31
	ルクセンブルグ	16,383,195,675	2.28
	小計	712,830,763,343	99.41
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	—	4,226,992,176	0.58
合計(純資産総額)		717,057,755,519	100.00

《投資資産》

(1) 投資有価証券の主要銘柄

「Aコース」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	28,110	10,852	305,077,427	10,845	304,852,950	7.53
2	日本	投資信託 受益証券	ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)	18,468	10,287	189,992,135	10,344	191,032,992	4.72
3	日本	投資信託 受益証券	野村エマージング債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	15,539	11,000	170,943,219	10,917	169,639,263	4.19
4	日本	投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン FC (適格機関投資家専用)	12,687	12,201	154,806,647	12,083	153,297,021	3.79
5	日本	投資信託 受益証券	ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)	14,836	10,058	149,220,488	10,062	149,279,832	3.69
6	日本	投資信託 受益証券	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	16,380	8,710	142,669,800	8,583	140,589,540	3.47
7	日本	投資信託 受益証券	アライアンス・バースタイン・新興国債券 FC (適格機関投資家専用)	13,253	10,717	142,032,401	10,568	140,057,704	3.46
8	日本	投資信託 受益証券	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)	15,277	8,670	132,451,590	8,496	129,793,392	3.20
9	ケイマン	投資信託 受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) ー 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC	12,526	9,767	122,349,458	9,768	122,353,968	3.02
10	日本	投資信託 受益証券	ノムラルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)	11,733	10,407	122,105,331	10,214	119,840,862	2.96
11	日本	投資信託 受益証券	ストラテジック・バリュー・オープン F (適格機関投資家専用)	16,509	6,648	109,761,019	6,302	104,039,718	2.57
12	日本	投資信託 受益証券	ドイチェ欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	11,685	8,779	102,593,832	8,781	102,605,985	2.53
13	日本	投資信託 受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	9,614	10,661	102,503,074	10,634	102,235,276	2.52
14	日本	投資信託 受益証券	野村米国好利回り社債投信 FC (適格機関投資家専用)	11,551	8,585	99,165,335	8,475	97,894,725	2.42
15	日本	投資信託 受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ ファンド FC (適格機関投資家専用)	9,153	10,498	96,088,194	10,504	96,143,112	2.37
16	日本	投資信託 受益証券	ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	10,928	8,783	95,985,140	8,774	95,882,272	2.37
17	日本	投資信託 受益証券	みずほ日本株バリューファンド F (適格機関投資家専用)	15,887	6,225	98,910,989	5,873	93,304,351	2.30
18	日本	投資信託 受益証券	ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)	8,982	10,194	91,562,508	10,058	90,340,956	2.23
19	ルクセン ブルグ	投資信託 受益証券	MFS インベストメント・ファンズ ー 新興国現地通貨建債券ファンド FC	7,735	11,771	91,050,491	11,471	88,728,185	2.19
20	日本	投資信託 受益証券	東京海上日本成長株ファンド F (適格機関投資家専用)	13,379	6,002	80,300,758	5,651	75,604,729	1.86
21	日本	投資信託 受益証券	ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリューオープン F (適格機関投資家専用)	6,756	11,722	79,193,832	11,036	74,559,216	1.84
22	日本	投資信託 受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ ファンド F (適格機関投資家専用)	13,903	5,617	78,098,609	5,322	73,991,766	1.82
23	日本	投資信託 受益証券	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	6,704	10,990	73,680,379	10,898	73,060,192	1.80
24	日本	投資信託 受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)	9,090	7,999	72,710,910	7,961	72,365,490	1.78
25	日本	投資信託 受益証券	JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)	7,806	9,674	75,522,741	9,180	71,659,080	1.77
26	日本	投資信託 受益証券	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)	7,171	9,627	69,035,624	9,441	67,701,411	1.67
27	日本	投資信託 受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)	6,497	9,814	63,761,558	9,843	63,949,971	1.58
28	日本	投資信託 受益証券	ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC (適格機関投資家専用)	7,169	8,925	63,986,407	8,628	61,854,132	1.52
29	日本	投資信託 受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)	5,885	9,024	53,106,946	8,850	52,082,250	1.28
30	日本	投資信託 受益証券	ピクテ・ジャパン・ファンド F (適格機関投資家専用)	10,114	5,555	56,183,270	5,118	51,763,452	1.27

「B コース」

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価(円)	簿価金額(円)	評価単価(円)	評価金額(円)	投資比率(%)
1	日本	投資信託受益証券	ノムラーインサイト欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	6,429,519	8,898	57,216,225,285	8,328	53,545,034,232	7.46
2	日本	投資信託受益証券	ノムラーモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)	3,455,188	10,225	35,331,646,827	9,774	33,771,007,512	4.70
3	日本	投資信託受益証券	野村エマージング債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	3,459,319	8,979	31,062,101,845	8,858	30,642,647,702	4.27
4	日本	投資信託受益証券	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープンFD (適格機関投資家専用)	2,749,510	10,272	28,242,966,720	10,116	27,814,043,160	3.87
5	日本	投資信託受益証券	ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)	2,742,519	10,057	27,581,513,583	9,581	26,276,074,539	3.66
6	日本	投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券FD (適格機関投資家専用)	3,044,997	8,444	25,711,954,668	8,272	25,188,215,184	3.51
7	日本	投資信託受益証券	JPM・USハイイールド・ボンド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	3,657,873	7,010	25,641,689,730	6,854	25,071,061,542	3.49
8	日本	投資信託受益証券	フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンドFD (適格機関投資家専用)	3,198,927	7,448	23,825,608,296	7,246	23,179,425,042	3.23
9	ケイマン	投資信託受益証券	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) - 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD	2,214,930	10,193	22,576,914,385	9,734	21,560,128,620	3.00
10	日本	投資信託受益証券	ノムラルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)	2,418,419	9,049	21,884,273,531	8,817	21,323,200,323	2.97
11	日本	投資信託受益証券	メロン米国コア・プラス債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	2,228,963	8,501	18,948,414,463	8,432	18,794,616,016	2.62
12	日本	投資信託受益証券	ストラテジック・バリュアー・オープンF (適格機関投資家専用)	2,921,026	6,649	19,423,946,592	6,302	18,408,305,852	2.56
13	日本	投資信託受益証券	野村米国好利回り社債信託FD(適格機関投資家専用)	2,609,508	6,870	17,927,319,960	6,739	17,585,474,412	2.45
14	日本	投資信託受益証券	ノムラーAMP 豪州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	2,118,938	8,623	18,272,322,812	8,295	17,576,590,710	2.45
15	日本	投資信託受益証券	ドイツ欧州債券ファンドFD(適格機関投資家専用)	2,147,894	8,679	18,643,247,383	8,107	17,412,976,658	2.42
16	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)	1,649,902	10,764	17,761,178,530	10,073	16,619,462,846	2.31
17	ルクセンブルグ	投資信託受益証券	MFS インベストメント・ファンダー 新興国現地通貨建債券ファンドFD	1,576,065	10,784	16,997,558,487	10,395	16,383,195,675	2.28
18	日本	投資信託受益証券	みずほ日本株バリュアーファンドF (適格機関投資家専用)	2,776,607	6,234	17,310,068,238	5,873	16,307,012,911	2.27
19	日本	投資信託受益証券	ノムラーリバーソーズ米国ハイ・イールドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)	1,618,025	10,246	16,578,284,150	10,037	16,240,116,925	2.26
20	日本	投資信託受益証券	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)	2,460,190	5,619	13,824,991,804	5,322	13,093,131,180	1.82
21	日本	投資信託受益証券	ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	1,685,988	7,838	13,215,819,256	7,728	13,029,315,264	1.81
22	日本	投資信託受益証券	ノムラーアクサ・ローゼンバーク日本株バリュアーオープンF (適格機関投資家専用)	1,177,241	11,722	13,799,619,002	11,036	12,992,031,676	1.81
23	日本	投資信託受益証券	東京海上日本成長株ファンドF (適格機関投資家専用)	2,274,630	6,002	13,652,329,260	5,651	12,853,934,130	1.79
24	日本	投資信託受益証券	JPM ジャパン 50・オープンF (適格機関投資家専用)	1,375,174	9,675	13,305,936,092	9,180	12,624,097,320	1.76
25	日本	投資信託受益証券	アイエヌジー・欧州債券ファンドFD (適格機関投資家専用)	1,640,944	8,168	13,403,230,592	7,620	12,503,993,280	1.74
26	日本	投資信託受益証券	ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールドボンドファンドFD (適格機関投資家専用)	1,773,562	7,219	12,803,650,939	6,662	11,815,470,044	1.64
27	日本	投資信託受益証券	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンドFD (適格機関投資家専用)	812,839	14,158	11,508,174,562	13,657	11,100,942,223	1.54
28	日本	投資信託受益証券	ノムラーWestLB Mellon コーロ・ハイ・イールドボンドオープンFD (適格機関投資家専用)	1,574,968	7,546	11,886,173,248	6,750	10,631,034,000	1.48
29	日本	投資信託受益証券	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープンFB (適格機関投資家専用)	1,143,172	8,365	9,562,782,392	8,150	9,316,851,800	1.29
30	日本	投資信託受益証券	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープンFD (適格機関投資家専用)	1,186,833	7,744	9,190,834,752	7,535	8,942,786,655	1.24

種類別及び業種別投資比率

「A コース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.62
合計		99.62

「B コース」

種類	業種	投資比率(%)
投資信託受益証券	—	99.41
合計		99.41

(2) 投資不動産物件

該当事項はありません。

(3) その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

《運用実績》

①純資産の推移

平成22年2月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「Aコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)*	(分配落)	(分配付)*
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	5,932	5,990	1.0571	1.0673
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	6,583	6,650	1.0030	1.0132
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	7,249	7,389	1.0448	1.0650
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	7,680	7,831	1.0263	1.0465
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	7,068	7,069	0.9584	0.9586
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	5,865	5,909	0.9057	0.9125
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	4,443	4,493	0.7475	0.7559
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	4,180	4,228	0.8053	0.8145
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	4,157	4,199	0.8856	0.8946
	2009年2月末日	4,075	—	0.7221	—
	3月末日	4,043	—	0.7376	—
	4月末日	4,105	—	0.7651	—
	5月末日	4,223	—	0.7973	—
	6月末日	4,224	—	0.8107	—
	7月末日	4,262	—	0.8294	—
	8月末日	4,309	—	0.8521	—
	9月末日	4,284	—	0.8612	—
	10月末日	4,155	—	0.8597	—
	11月末日	4,099	—	0.8547	—
	12月末日	4,129	—	0.8765	—
	2010年1月末日	4,097	—	0.8738	—
	2月末日	4,044	—	0.8717	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)*	(分配落)	(分配付)*
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	292,175	305,833	1.0696	1.1196
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	683,887	700,748	1.0303	1.0557
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	1,305,209	1,378,038	1.0861	1.1467
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	1,936,774	2,047,255	1.0658	1.1266
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	1,939,691	1,952,135	0.9041	0.9099
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	1,723,639	1,744,901	0.8755	0.8863
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	1,024,817	1,044,003	0.5769	0.5877
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	888,483	903,233	0.6506	0.6614
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	776,594	788,552	0.7014	0.7122
	2009年2月末日	966,737	—	0.5828	—
	3月末日	970,700	—	0.6035	—
	4月末日	947,504	—	0.6170	—
	5月末日	968,092	—	0.6538	—
	6月末日	939,241	—	0.6662	—
	7月末日	912,976	—	0.6788	—
	8月末日	894,632	—	0.6940	—
	9月末日	850,169	—	0.6815	—
	10月末日	827,735	—	0.6867	—
	11月末日	766,934	—	0.6589	—
	12月末日	791,070	—	0.6999	—
	2010年1月末日	750,842	—	0.6821	—
	2月末日	717,057	—	0.6741	—

※特定期間末日における分配付の純資産及び単価を表示しております。

②分配の推移

「Aコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0226 円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0106 円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0206 円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0206 円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0006 円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0094 円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0122 円
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0180 円
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0170 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

「Bコース」

特定期間	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	0.0742 円
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	0.0362 円
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	0.0718 円
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.0720 円
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	0.0174 円
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	0.0224 円
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	0.0224 円
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	0.0224 円
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	0.0224 円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

「Aコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	8.0 %
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△4.1 %
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	6.2 %
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	0.2 %
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△6.6 %
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△4.5 %
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△16.1 %
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	10.1 %
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	12.1 %

「Bコース」

特定期間	計算期間	収益率
第1特定期間	2005年5月30日～2006年1月20日	14.4 %
第2特定期間	2006年1月21日～2006年7月20日	△0.3 %
第3特定期間	2006年7月21日～2007年1月22日	12.4 %
第4特定期間	2007年1月23日～2007年7月20日	4.8 %
第5特定期間	2007年7月21日～2008年1月21日	△13.5 %
第6特定期間	2008年1月22日～2008年7月22日	△0.7 %
第7特定期間	2008年7月23日～2009年1月20日	△31.5 %
第8特定期間	2009年1月21日～2009年7月21日	16.7 %
第9特定期間	2009年7月22日～2010年1月20日	11.3 %

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(期間中の分配金を加算した額)から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

《財務ハイライト情報》

- ◆以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ◆ファンドの「財務諸表」については、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

■マイストーリー分配型(年6回)Aコース■

＜貸借対照表＞

科目	期別 前期 平成21年7月21日現在 金額(円)	当期 平成22年1月20日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,725,584	92,110,780
投資信託受益証券	4,155,009,083	4,126,068,914
未収入金	13,786,274	6,890,715
未収利息	255	276
流動資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685
資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685
負債の部		
流動負債		
未払金	13,185,482	15,629,950
未払収益分配金	47,760,994	42,249,358
未払解約金	6,305,029	4,134,796
未払受託者報酬	158,787	152,734
未払委託者報酬	5,587,793	5,374,714
その他未払費用	15,102	14,526
流動負債合計	73,013,187	67,556,078
負債合計	73,013,187	67,556,078
純資産の部		
元本等		
元本	5,191,412,412	4,694,373,127
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△) (分配準備積立金)	△1,010,904,403	△536,858,520
元本等合計	4,180,508,009	4,157,514,607
純資産合計	4,180,508,009	4,157,514,607
負債純資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685

＜損益及び剰余金計算書＞

科目	期別 前期 自平成21年1月21日 至平成21年7月21日 金額(円)	当期 自平成21年7月22日 至平成22年1月20日 金額(円)
営業収益		
受取配当金	98,567,603	103,902,278
受取利息	25,306	24,844
有価証券売買等損益	310,975,042	395,942,939
その他収益	12,404	20,028
営業収益合計	409,580,355	499,890,089
営業費用		
受託者報酬	459,430	466,869
委託者報酬	16,228,772	16,429,272
その他費用	43,852	44,398
営業費用合計	16,732,054	16,940,539
営業利益	392,848,301	482,949,550
経常利益	392,848,301	482,949,550
当期純利益	392,848,301	482,949,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△257,683	12,468,058
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,500,786,160	△1,010,904,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,650,168	111,963,725
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は 欠損金減少額	222,650,168	111,963,725
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,354,114	26,983,145
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は 欠損金増加額	30,354,114	26,983,145
分配金	95,520,281	81,416,189
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,010,904,403	△536,858,520

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までとなっております。

■マイストーリー分配型(年6回)Bコース■

<貸借対照表>

科目	期別	前期	当期
		平成 21 年 7 月 21 日現在 金額(円)	平成 22 年 1 月 20 日現在 金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		23,300,891,659	18,773,550,509
投資信託受益証券		884,269,280,111	774,068,380,446
未収入金		2,728,261,958	2,692,910,670
未収利息		70,228	56,454
流動資産合計		910,298,503,956	795,534,898,079
資産合計		910,298,503,956	795,534,898,079
負債の部			
流動負債			
未払金		1,511,868,573	1,264,107,128
未払収益分配金		14,749,361,039	11,957,665,806
未払解約金		4,260,818,520	4,661,411,019
未払受託者報酬		35,619,108	29,123,565
未払委託者報酬		1,253,453,364	1,024,872,014
その他未払費用		3,392,274	2,773,655
流動負債合計		21,814,512,878	18,939,953,187
負債合計		21,814,512,878	18,939,953,187
純資産の部			
元本等			
元本		1,365,681,577,725	1,107,191,278,343
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△477,197,586,647	△330,596,333,451
(分配準備積立金)		42,646,800,299	33,611,445,754
元本等合計		888,483,991,078	776,594,944,892
純資産合計		888,483,991,078	776,594,944,892
負債純資産合計		910,298,503,956	795,534,898,079

<損益及び剰余金計算書>

科目	期別	前期	当期
		自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日 金額(円)	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日 金額(円)
営業収益			
受取配当金		26,136,937,663	21,529,476,583
受取利息		6,219,503	4,696,361
有価証券売買等損益		127,438,513,095	73,885,648,567
その他収益		—	25,239
営業収益合計		153,581,670,261	95,419,846,750
営業費用			
受託者報酬		105,590,096	93,275,968
委託者報酬		3,730,438,218	3,282,425,396
その他費用		10,094,747	8,883,367
営業費用合計		3,846,123,061	3,384,584,731
営業利益		149,735,547,200	92,035,262,019
経常利益		149,735,547,200	92,035,262,019
当期純利益		149,735,547,200	92,035,262,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額		6,604,919,602	4,573,409,403
期首剰余金又は期首欠損金(△)		△751,716,699,447	△477,197,586,647
剰余金増加額又は欠損金減少額		170,971,019,565	89,007,810,795
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		170,971,019,565	89,007,810,795
剰余金減少額又は欠損金増加額		6,712,801,482	3,807,132,903
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		6,712,801,482	3,807,132,903
分配金		32,869,732,881	26,061,277,312
期末剰余金又は期末欠損金(△)		△477,197,586,647	△330,596,333,451

<注記表>

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までとなっております。

(参考) 指定投資信託証券について

以下はファンドが投資を行なう投資信託証券(「指定投資信託証券」といいます。)の投資方針、関係法人、信託報酬等について、平成22年4月9日現在で委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社(運用会社)の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは、ここに記載された以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。

- ◆国内籍の指定投資信託証券の販売会社は、全て野村信託銀行株式会社となっております。
- ◆外国籍の指定投資信託証券については、管理事務代行会社等を通じて売買の申込み等を行いません。
- ◆以下の点につきましては、全ての指定投資信託証券に共通となっております。
 - 申込手数料はかかりません。
 - 投資の基本方針のうち<収益分配方針>につきましては、以下の通りです。
 - 【各 F/FB】
 - ・運用による収益は、期中に分配を行わず、信託終了時まで信託財産内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。
 - 【各 FC/FD】
 - ・各投資信託証券により異なります。
 - 詳しくは、各投資信託証券の「(E)投資方針等 (4)収益分配方針」をご覧ください。

※指定投資信託証券の名称について、「(適格機関投資家専用)」の部分を省略して記載する場合があります。また、「ファンド」という場合があります。

※指定投資信託証券の委託会社等の概要については、後述の「指定投資信託証券の委託会社等について」をご覧ください。

※指定投資信託証券の一部の受託会社について、信託事務処理の一部を他の信託銀行に再信託する場合があります。

1

ノムラ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラ・ジャパン・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIXをベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラ・ジャパン・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.90825%(税抜年0.865%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①運用については、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行ないません。

②わが国の株式への投資にあたっては、上場株式および店頭登録銘柄の中から、株価の割安性をベースに企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行なうことを基本とします。なお、一部、アジア諸国の株式に投資を行なう場合があります。

③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。ただし、市場動向等により弾力的に変更を行なう場合があります。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

2

リサーチ・アクティブ・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるリサーチ・アクティブ・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX をベンチマークとします。

ファンドは、「リサーチ・アクティブ・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 13 年 8 月 28 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.67725% (税抜年 0.645%) 以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な投資対象とします。

(2)投資態度

①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

②株式への投資に当っては、厳選した業績成長企業群(今期あるいは来期の利益成長が期待できる企業や将来の収益成長が期待できる企業等)の中・長期的な視野から投資します。

③非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

3

ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、当面、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「ノムラーアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月22日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6825%(税抜年 0.65%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①個別銘柄の市場価格が、適正と考えられる価格(「適正価格」といいます。)に比べて過小に評価されていると判断される「割安株」(バリューストック)を選別してポートフォリオを構築することで、ベンチマークを安定的に上回る運用を目指します。

②銘柄選択から売買指示に至る一連の投資意思決定プロセスは、主として、委託者が運用の指図に関する権限を一部委託する者が独自に開発した定量分析・評価モデル(「クオンツモデル」といいます。以下同じ。)により行なうことを基本とします。

③割安株の選別に当たっては、銘柄選択用のクオンツモデル等により、個別企業の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)の各項目および企業収益の変化等の要因からみた割安度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行なうことを基本とします。

④ポートフォリオの構築にあたっては、主として、リスク分析用のクオンツモデルにより、ベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールすることを基本とします。

⑤株式の実質的な組み入れにあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。

⑥マザーファンドの運用に当たっては、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社に、国内株式の運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資は行ないません。

③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

4 **ストラテジック・バリュー・オープン F(適格機関投資家専用)**

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるストラテジック・バリュー・オープン マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
 ファンドは、「ストラテジック・バリュー・オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.63%(税抜年 0.60%)の率を乗じて得た額とします。
 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①株式への投資にあたっては、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)している株式の中から、資産・利益等に比較して株価が割安と判断され、今後の株価上昇が期待できる銘柄を厳選し、投資を行なうことを基本とします。
- ②株式の実質的な組入にあたっては、フルインベストメントを基本とします。非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。ただし、投資環境、資金動向などを勘案して、運用担当者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げることがあります。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

5

野村 RAFI®日本株投信 F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である野村 RAFI®日本株投信マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行なうことを基本とします。
 ファンドは、「野村 RAFI®日本株投信マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 22 年 4 月 8 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.42%(税抜年 0.40%)の率を乗じて得た額とします。
 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①わが国の株式を実質的な主要投資対象とし、ファンダメンタル・インデックス構成手法^{*}を活用して、委託会社が独自に銘柄・ウェイトを選定・計算し、これをベースに株式ポートフォリオを構成することを基本とします。

※当該手法は、株主資本、配当額、キャッシュフロー等のファンダメンタル指標をもとに銘柄のウェイト付けを行なう運用手法で、2010年2月現在、リサーチ・アフィリエイツ社(Research Affiliates, LLC)が知的所有権を申請中です。

②株式の実質組入比率は高位を基本とします。

③非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の 50%以下とすることを基本とします。

④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

「RAFI®」は、Research Affiliates, LLC の登録商標であり、野村アセットマネジメント株式会社はその使用を許諾されております。
 リサーチ・アフィリエイツ社は、野村アセットマネジメントがファンドまたはアカウントの運用のために用いる RAF インデックスの収益性、有効性に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行なうものではなく、いかなる責任も負わないことを明記します。

6

みずほ日本株バリューファンド F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「みずほ日本株バリューマザーファンド」への投資を通じて、わが国の株式を実質的な投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指します。ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。ファンドは、「みずほ日本株バリューマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、この他わが国の株式へ直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	みずほ投信投資顧問株式会社
受託会社	みずほ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.5775%(税抜年0.55%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場している株式(これに準ずる市場を含む)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①わが国の金融商品取引所に上場している株式(これに準ずる市場を含む)を主要投資対象とし、信託財産の中・長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②TOPIX(配当込み)*を運用上のベンチマークとし、個別企業のファンダメンタルズ調査・予測に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
※ベンチマークは、わが国の株式市場の構造変化、インデックスの改廃等によっては今後見直す場合があります。
- ③株式への投資にあたっては、企業の将来的なフリーキャッシュフロー対比で割安な銘柄の選定を行うことを基本とします。
- ④株式への実質投資割合は、原則として高位を維持します。
- ⑤現物株式の実質組入比率は、通常の状態では50%以上とすることを基本とします。
- ⑥非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑦マザーファンドの運用に関しては、みずほ信託銀行株式会社より投資助言を受けます。
- ⑧市場動向および資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

7

JPM ジャパン 50・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるJPM ジャパン 50・オープン・マザーファンド(適格機関投資家専用)(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行います。

- ①ファンドは、主にわが国の株式を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を目指します。ファンドの運用はファミリーファンド方式により、マザーファンドを通じて行います。
- ②アナリストの調査・分析活動においては、「JPM 日本株式ストラテジー」独自の業種分類に基づき、調査対象企業の長期的な業績予想を行います。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、アナリストやポートフォリオ・マネジャーの定性的な判断(主観的判断)のみに頼ることなく、配当割引モデル(DDM)等を通じてその修正を行います。
- ④ベンチマークである TOPIX(配当込み)に対するリスクを一定水準に保ちつつ、安定した超過収益を積み上げることを目指します。

(B)信託期間

無期限(平成 16 年 11 月 18 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率 0.8505%(税抜 0.81%)を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率 0.021%(税抜 0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間 315 万円(税抜 300 万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

- (1)投資対象

日本の株式を実質的な主要投資対象とします。
- (2)投資態度
 - ①日本の株式に投資し、信託財産の中長期的な成長をめざした運用を行います。
 - ②株式以外の資産への実質的な投資は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用が出来ない場合があります。
- (3)主な投資制限
 - ①株式への投資には、制限を設けません。
 - ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
 - ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。
 - ④投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

8

フィデリティ・ジャパン・オープン F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に実質的に投資を行ない、投資信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当金込)をベンチマークとします。

ファンドは、「フィデリティ・ジャパン・オープン・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成13年8月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.924%(税抜年 0.88%)以内の率を乗じて得た額とします。(なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。)

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%(税込)を上限として投資信託財産から支払う場合があります(なお、当該上限率については変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を実質的に主要な投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①主としてわが国の株式に投資します。ただし、日本株式とその他のアジアの株式を比較し、その相対的な投資魅力の状況によってはその他のアジアの株式にも投資することができます。ファンドは通常ポートフォリオの少なくとも 65%を日本株式に投資します。
- ②企業を実地に訪問し、徹底した調査にもとづき個別銘柄を選別する「ボトム・アップ・アプローチ」により運用を行ないます。
- ③フルインベストメントを基本とします。
- ④資金動向、市況動向、残存信託期間等の事情によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ③マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

9

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信 F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。
 ファンドは TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとします。
 ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 22 年 4 月 8 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5775% (税抜年 0.55%) の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。
 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率 0.10% を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E)投資方針等

- (1)投資対象
 わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。
- (2)投資態度
 ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
 ②ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。
 ③株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
 ④株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の 50%以下とします。
 ⑤次の投資顧問会社にマザーファンドの運用の指図に関する権限の一部を委託します。
 ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド
 ⑥当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- (3)主な投資制限
 ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
 ②実質外貨建資産への投資は行いません。
 ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

10 **ピクテ・ジャパン・ファンド F(適格機関投資家専用)**

(A)ファンドの特色

ファンドは、主としてピクテ・ジャパン・マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象とし、信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行います。
東証株価指数をベンチマークとします。
ファンドは、「ピクテ・ジャパン・マザーファンド」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 18 年 11 月 16 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8505%(税抜年 0.81%)の率を乗じて得た額とします。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①組入銘柄の選択にあたっては、企業訪問を基本とした調査活動を行い、成長率と企業評価価値から割安と考えられる銘柄に着目します。
- ②利益成長の源泉が明快な企業を選別し、ボトムアップ 100%の一貫したグロース運用を行います。
- ③成長パターンを 3 分類し、成長株の変化を的確に捉えた銘柄選択を行ないます。
- ④株式の実質組入比率は、高位に維持することを基本とします。
- ⑤東証株価指数をベンチマークとします。
- ⑥非株式割合(他の投資信託受益証券を通じて投資する場合は、当該他の投資信託の信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます。)は、原則として信託財産総額の 50%未満とします。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

11

東京海上日本成長株ファンド F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「東京海上日本成長株マザーファンド」への投資を通じて、主として金融商品取引所に上場されている株式(これらに準じるものを含みます。)に実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとして、中長期的にベンチマークを上回る投資成果を目標とします。
ファンドは、「東京海上日本成長株マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成18年11月16日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.609%(税抜年0.58%)の率を乗じて得た額とします。(なお、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。)
上記のほか、ファンドの組入価値証券の売買の際に売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

金融商品取引所に上場されている株式(これらに準じるものを含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①主に金融商品取引所に上場されている株式(これらに準じるものを含みます。)に投資し、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ②TOPIX(東証株価指数)をベンチマークとし、「セクター判断(業種配分)」と「銘柄選択」を超過収益の源泉として、これを上回る投資成果を目指します。
「セクター判断(業種配分)」については、当社独自の業種分類により、アナリストによる定性判断、モデルによる定量判断をもとに、ファンドマネジャーがセクター間の相対比較等を考慮して決定します。
一方「銘柄選択」においては、アナリストが徹底的な調査に基づき「事業環境の予測」や「競争優位の評価」を主な着眼点として中期的な業績を予測するとともに、株価面での魅力度等も総合的に判断し、セクター内の相対優位評価を行います。
これらに加え、ファンドマネジャー(トップダウン)とアナリスト(ボトムアップ)による複眼的な議論の中から生まれる「投資アイデア」も加味し、最適なポートフォリオを構築します。
- ③株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ④資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ③マザーファンド受益証券を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

12

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

ファンドは、親投資信託である「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」への投資を通じて、主としてわが国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行うことを基本とします。

ファンドは、TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。

ファンドは、「キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

※キャピタル・グループの運用の特徴・・・

“徹底した個別銘柄調査”、“現地調査とグローバル・アプローチの融合”、“長期投資”、“マルチ・ファンド・マネジャー・システムによる多様なアイデアの反映と運用の継続性”などが挙げられます。その中でも特徴的な“マルチ・ファンド・マネジャー・システム”は、1つのアカウントの運用において、複数のファンド・マネジャーが各々独自の裁量で行った投資判断を反映し、最終的なポートフォリオを構築するものであり、さまざまな投資環境において市場を上回る成果の達成を目指します。

(マルチ・ファンド・マネジャー・システムは1958年からキャピタル・グループにおいて採用されています。)

(B)信託期間

無期限(平成19年4月5日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	キャピタル・インターナショナル株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.60375%(税抜年0.575%)の率を乗じて得た額とします。信託財産に係る監査費用については、上限を年額58万8千円(税抜56万円)とし日々計上します。またその他の費用(ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務に係る諸費用等)等についても信託財産から支払います。上記その他の費用については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限等を記載することができません。

(E)投資方針等

(1)投資対象

わが国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主としてわが国の証券取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。)(これに準ずるものを含む)に上場されている株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含む)を主要投資対象とします。
- ②運用については、マイクロ・ファンダメンタルズ調査に基づく銘柄選択により超過収益の獲得を目指す、ボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- ③投資に当たっては、上場株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄を選定し、投資を行うことを基本とします。
- ④株式の実質組入比率は、高位を維持することを基本とします。
- ⑤非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。
- ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②マザーファンドを除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④デリバティブ取引は主にヘッジ目的で使用しますが、市況動向等によってはヘッジ目的以外で使用場合があります。

13

野村海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界主要先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行ないます。

野村海外株式ファンド F(「F」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)^{*1}をベンチマークとします。また、野村海外株式ファンド FB(「FB」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託者が独自に円換算したものです。各ファンドは「野村海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 20 年 4 月 10 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8925%(税抜年 0.85%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界主要先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①銘柄の選定に当っては、独自のボトムアップ調査を通じて、高成長かつ割安な銘柄をグローバルな観点で識別します。また、国別・産業別配分に配慮し、幅広く分散投資を行ないます。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

14

ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く先進国の株式に実質的に投資し、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F(「F」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり) ^{※1} をベンチマークとします。また、ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド FB(「FB」といいます。)は MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし) ^{※2} をベンチマークとします。

- ※1 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジあり)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。
- ※2 「MSCI-KOKUSAI 指数(円ベース・為替ヘッジなし)」は、MSCI-KOKUSAI 指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラージャナス・インテック海外株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシー [*]

^{*}インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーは、マザーファンドの運用に関する事務業務の一部をジャナス・キャピタル・マネジメント・エルエルシーに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.86625%(税抜年 0.825%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く先進国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①株式への投資にあたっては、数学的手法に基づいた株価変動を利用する運用手法とリスク・コントロール手法によりポートフォリオを構築し、付加価値の獲得を目指します。
- ②株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。
- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④インテック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

15

ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド F(「F」といいます。)は S&P500 株価指数(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド FB(「FB」といいます。)は S&P500 株価指数(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「S&P500 株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500 株価指数(円換算ベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーコロンビア米国株バリュー・ファンド マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8715%(税抜年 0.83%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①株式への投資にあたっては、個別企業やその企業が属する業種・業界の変化を捉え、ファンダメンタルズの改善が見られ株価が割安と判断される企業の株式に投資を行ないます。
- ②株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。
- ③F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ④コロンビア・マネジメント・アドバイザーズ・エル・エル・シーにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。
- ④同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

16

ノムラーレイニア米国成長株ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーレイニア米国成長株ファンド マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーレイニア米国成長株ファンド F(「F」といいます。)はS&P500 株価指数(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーレイニア米国成長株ファンド FB(「FB」といいます。)は S&P500 株価指数(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「S&P500 株価指数(円ヘッジベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「S&P500 株価指数(円換算ベース)」は、S&P500 株価指数(ドルベース)をもとに、委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーレイニア米国成長株ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、株式等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	レイニア・インベストメント・マネジメント・インク [*]

※レイニア・インベストメント・マネジメント・インクは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部を The Bank of New York Mellon に代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.84%(税抜年 0.80%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国の株式(DR(預託証券)を含みます。)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①株式への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視します。

②銘柄の選定は、成長性の観点に加え、バリュエーション等の観点から個別銘柄の分析・評価をし、流動性等を勘案して行ないます。

③株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

④F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤レイニア・インベストメント・マネジメント・インクにマザーファンドの株式等の運用の指図に関する権限を委託します。

⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

④同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

17

シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるシュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式に実質的に投資し、信託財産の長期的な成長を目的とした運用を行います。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F(以下「F」といいます。)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB(以下「FB」といいます。)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

※1 MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に為替ヘッジコストを考慮して算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

※2 MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)は、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(米ドルベース)をもとに、委託会社が独自に算出したものです。MSCI Inc.が作成したものではありません。

各ファンドは、「シュローダー・アジア・パシフィック株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	シュローダー証券投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7875%(税抜年 0.75%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受け取る報酬は信託財産から直接支払うことは行わず、委託会社が受け取る報酬の中から支払います。

上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および信託事務の諸費用(監査費用を含みます)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式を実質的な主要投資対象とします。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

(2)投資態度

①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として香港^{*}、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドを中心とした日本を除くアジア・オセアニア地域の先進国株式への投資を行います。

※香港については、香港証券取引所上場の中国企業株を含みます。

②F の運用にあたっては、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、FB の運用にあたっては、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)(円ベース)をベンチマークとします。ファンドのベンチマークは、投資対象地域の株式市場の構造変化等によっては見直す場合があります。

③株式への実質投資にあたっては、企業訪問等による調査・分析に基づいて組入銘柄の選定を行い、各国の市場動向やマクロ経済環境等を考慮し国別配分の調整を行います。

④F の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。また、FB の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤株式の実質組入比率については、原則として高位を基本とします。

⑥マザーファンドの運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネージメント(シンガポール)リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④デリバティブの利用は、原則としてヘッジ目的に限定します。

18

ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国株式の個別銘柄に実質的に投資を行ない、信託財産の長期的な成長を図ることを目標として運用を行ないます。
 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F(「F」といいます。)は、S&P500 種株価指数を委託会社が円ヘッジベースに換算した指数をベンチマークとします。また、ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB(「FB」といいます。)は、S&P500 種株価指数を委託会社が円ベースに換算した指数をベンチマークとします。
 各ファンドはファミリーファンド方式で運用します。なお、直接有価証券に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(F:平成13年8月28日設定/FB:平成16年8月19日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
F、FBおよびマザーファンドの投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)

(D)管理報酬等

(1)信託報酬
 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.91875%(税抜年0.875%)の率を乗じて得た額とします。なお、F、FBおよびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。
 (2)その他
 上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等として信託財産の純資産総額に対して年率0.05%を信託財産から支払います(なお、当該率については、年率0.05%を上限として変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象
 米国株式の個別銘柄を実質的な主要投資対象とします。
 (2)投資態度
 ①米国株式の個別銘柄を中心に投資し、株式等の実質組入比率を高位に保ちながら、長期的に米国株式市場のもたらすリターンを享受することを目指します。
 ②個別銘柄の選択は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントが開発した計量モデルを使用します。定量分析と定性分析による情報を計量モデルに取り込むことにより魅力的と考えられる銘柄を発掘し、ベンチマークからの乖離リスクを計量的に管理しながらポートフォリオを構築、かつその最適化を目指します。
 ③Fの実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FBの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 ④ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(GSAM ニューヨーク)にF、FBおよびマザーファンドの米国株式および為替の運用の指図に関する権限を委託します。
 ⑤市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。
 (3)主な投資制限
 ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
 ②外貨建資産への投資については、特に制限を設けません。
 ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

19 ピクテ欧州ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、ピクテ欧州ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州各国の株式に実質的に投資を行い、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行います。
 ピクテ欧州ファンド F(「F」といいます。)はMSCI 欧州株価指数(円ヘッジ指数)をベンチマークとします。また、ピクテ欧州ファンド FB(「FB」といいます。)はMSCI 欧州株価指数(円換算指数)をベンチマークとします。
 各ファンドは「ピクテ欧州ファンド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資を行う場合があります。

(B)信託期間

無期限(F:平成13年8月28日設定/FB:平成16年8月19日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピクテ投信投資顧問株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
F、FB およびマザーファンドの投資顧問会社	ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.8925%(税抜年 0.85%)の率を乗じて得た額とします。なお、F、FB およびマザーファンドの各投資顧問会社を受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。
 上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①欧州各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行ない、信託財産の長期的成長を図ることを目的として運用を行ないます。
- ②株式への実質投資割合は、株式 100%を基本とします。
- ③株式への投資にあたっては、企業ファンダメンタル分析等に基づくボトムアップアプローチにより銘柄を発掘し、投資することを基本とします。
- ④株式の実質組入比率は、原則として高位を基本とします。なお、投資対象市場が休場等の場合や市況動向、資金動向等によっては、一時的に投資割合を引き下げる場合があります。
- ⑤F の実質外貨建資産については、組入れているピクテ欧州ファンド・マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円での為替ヘッジを行うことを基本とします。
 FB の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ピクテ・アセット・マネジメント・リミテッドに F、FB およびマザーファンドの株式の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、為替ヘッジも含め、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④有価証券先物取引等はヘッジ目的に限定します。

20

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の取引所に上場されている株式等を実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドF(「F」といいます。)は、MSCIヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンドFB(「FB」といいます。)は、MSCIヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「東京海上・スレッドニードル欧州株式マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、有価証券等の資産に直接投資することがあります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 10 月 8 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	東京海上アセットマネジメント投信株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド*

※スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.84%(税抜年0.80%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の取引所に上場されている株式等を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①主として欧州の取引所に上場されている株式等を実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。
- ②スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの欧州の株式等の運用の指図に関する権限を委託します。
- ③マザーファンドの運用にあたっては、企業のファンダメンタルズ分析に基づいたボトムアップ・アプローチを重視した銘柄選択により、アクティブに投資することを基本とします。
- ④F は、MSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。また、FB は、MSCI ヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとし、これを上回る投資成果を目指します。
- ⑤F の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。FB の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥資金動向、市況動向、残存期間等の事情によっては、上記のような運用が出来ない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③マザーファンド受益証券等を除く投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

21 UBS 海外株式ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である UBS グローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスを構成する世界の株式市場における発行体の株式等に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

UBS 海外株式ファンド F(「F」といいます。)は、MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

UBS 海外株式ファンド FB(「FB」といいます。)は、MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス(円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「UBS グローバル株式(除く日本)ファンド・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接株式に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 17 年 10 月 13 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9765%(税抜年 0.93%)の率を乗じて得た金額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社報酬から支弁するものとします。

上記のほか、ファンドの組入価値証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界各国の株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①日本を除く世界の株式に投資を行い、アクティブに運用することにより、信託財産の成長を目指します。

②投資プロセスは、個別銘柄選択、産業配分、国別配分、通貨配分の 4 つの側面から成ります。

③F の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。実質外貨建資産に係る為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークである MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックスの資産配分と同程度として行いますが、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行う場合があります。FB の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④株式の実質組入比率は、原則として高位を維持します。ただし、市場動向等により、弾力的に変更を行う場合があります。

⑤UBS グローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに実質的な運用指図に関する権限を委託します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

④投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

22

MFS 欧州株ファンド F/FB(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、MFS 欧州株 マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を中心に投資し、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
MFS 欧州株ファンド F(「F」といいます。)は MSCI ヨーロッパ インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとし、MFS 欧州株ファンド FB(「FB」といいます。)は MSCI ヨーロッパ インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
各ファンドは、「MFS 欧州株 マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 4 月 5 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
Fおよびマザーファンドの投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.7875%(税抜 0.75%)の率を乗じて得た金額とします。
上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 欧州の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式を実質的な主要投資対象とし、ベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② マザーファンドにおける具体的な銘柄の選定にあたっては、「独自のリサーチによる個別企業のファンダメンタル分析に基づく銘柄選択こそが、優れた運用成果を中長期的に獲得するための最良の運用手法である」との投資哲学のもと、徹底したボトムアップ・アプローチによりアクティブに投資を行います。実際に企業リサーチを行うアナリスト自身が“ベスト・アイデア銘柄”を持ち寄ってポートフォリオを運用します。
- ③ 株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ F の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、為替ヘッジは、原則としてマザーファンドのベンチマークである MSCI ヨーロッパ インデックスの通貨配分に準じて行います。
FB の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図(国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。)ならびに F の為替ヘッジの指図に関する権限を委託します。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

23

ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラ海外債券ファンド(カスタムBM型) マザーファンドの受益証券を主要投資対象とし、主として日本を除く世界の公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として、積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC(「FC」といいます。)はバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびバークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型)FD(「FD」といいます。)はバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびバークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)^{*2}を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシー [*]

※ノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をノムラ・アセット・マネジメント U.S.A.インクに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.3885%(税抜年 0.37%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界の公社債(国債、政府保証債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債、モーゲージ証券等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①ポートフォリオの構築にあたっては、原則として、投資時点において BBB-格相当以上の格付(投資適格格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債を組入れることを基本とします。

②ポートフォリオのデュレーションは、ベンチマーク±2 年程度の範囲内に維持することを基本とします。

③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。

④マザーファンドにおける外貨のエクスポージャーの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、ロング・ポジションとショート・ポジションを構築します。

⑤FC の実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク^{*}の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

※マザーファンドのベンチマークは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

⑥マザーファンドの運用にあたっては、ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッドおよびノムラ・グローバル・アルファ・エルエルシーに運用の指図に関する権限の一部を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行いません。株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

24

ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンドへの投資を通じて、主として日本を除く世界先進主要国の公社債に実質的に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長とインカムゲインの確保を目標に運用を行なうことを基本とします。

ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。また、ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型)FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、およびパークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)^{*2}を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」を委託会社が為替ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、各々「パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)」、「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)」、「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)」をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーモンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7875%(税抜年 0.75%)以内の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

日本を除く世界先進主要国の公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①公社債への投資にあたっては、独自のモデルを活用した定量分析及び定性判断等に基づいて、国別配分、通貨配分、銘柄選択等を行ないポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

②マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

③FC の実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、マザーファンドのベンチマーク^{*}の通貨配分をベースに対円を為替ヘッジを行なうことを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

※マザーファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)を 20%:60%:20%の比率で委託者が独自に合成した指数です。

④モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、または転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

26

ノムラーインサイト欧州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーインサイト欧州債券 マザーファンドへの投資を通じて、主として汎欧州通貨建ての公社債に実質的に投資を行ない、インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

ノムラーインサイト欧州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーインサイト欧州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)」は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーインサイト欧州債券 マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成20年4月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド [*]

^{*}インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部を The Northern Trust Company に代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.4725%(税抜年 0.45%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

汎欧州通貨建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①公社債への投資にあたっては、投資環境分析および定量分析等に基づき、国別配分、セクター配分および銘柄選択を行ない、ポートフォリオを構築し、収益の獲得を目指します。

②マザーファンドにおいて、投資する公社債は、原則として、投資時点において、投資適格格付(BBB 格相当以上の格付)を有する公社債、または同等の信用度を有すると判断される公社債とします。ただし、BBB-相当未満 B-相当以上の格付を有する公社債(同等の信用度を有すると判断される公社債を含みます。)については、取得時において信託財産の純資産総額の 10%を限度として投資することができます。なお、C 格相当以下の格付が付与されている公社債には投資しません。

③マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

④FC の実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑤インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(Insight Investment Management (Global) Limited)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

27

ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーAMP 豪州債券ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主としてオーストラリアドル建ての公社債に実質的に投資し、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

ノムラーAMP 豪州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、UBS オーストラリア債券インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、ノムラーAMP 豪州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1「UBS オーストラリア債券インデックス(円ヘッジベース)」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「UBS オーストラリア債券インデックス(円換算ベース)」は、UBS Australian All Maturities Composite Bond Index(オーストラリアドルベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーAMP 豪州債券ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成18年9月14日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	AMP キャピタル・インベスターズ・リミテッド*

※AMP キャピタル・インベスターズ・リミテッドは、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部を BNP Paribas Fund Services Australasia Pty Limited に代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.5775%(税抜年 0.55%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

オーストラリアドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①投資する公社債については、ファンド全体の加重平均格付を A-格相当以上とすることを基本とします。なお、BB+格相当以下の格付が付与されている債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)に投資する場合があります。

②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に実質的に投資を行なう場合があります。

③公社債への投資にあたっては、ポートフォリオの効率的なリスク配分(=リスク・バジェット)を決定し、付加価値の源泉の分散を図り、マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、デュレーション、イールドカーブ戦略、セクター配分(種別の配分)、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。

④ファンド全体のデュレーションは、通常、豪州債券の市場全体のデュレーションを中心として±1.5年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

⑤マザーファンドにおいては、オーストラリアドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以内とします。オーストラリアドル建て以外の外貨建資産に投資を行なった場合は、当該資産について、原則としてオーストラリアドルに為替ヘッジを行ないます。

⑥FC の実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦AMP キャピタル・インベスターズ・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への実質的な投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

28

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンドへの投資を通じて、主として豪ドル建ての公社債に実質的に投資を行なうとともに、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円ヘッジベース)」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)」は、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(現地通貨ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成20年10月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%(税抜年0.25%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

豪ドル建ての公社債(国債、政府機関債、準政府債(州政府債)、国際機関債、社債等)を実質的な主要投資対象とします。また、世界各国通貨の為替予約取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2)投資態度

- ①豪ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とし、豪州債券の市場全体の中長期的な動きを概ね捉えることを目指して現物ポートフォリオを構築しつつ、世界各国(先進国を中心としますが、それに限りません。)通貨の為替予約取引等の積極的な活用により、豪州債券市場の全体の投資収益に対する超過収益の獲得を目指します。
- ②モーゲージ証券、アセットバック証券、転換社債および優先証券等に投資を行なう場合があります。
- ③ポートフォリオのデュレーションのコントロール等のために、債券先物取引等のデリバティブを活用する場合があります。
- ④マザーファンドにおいては、マクロ経済等のファンダメンタルズ分析による世界各国通貨の投資環境判断に基づき、有望な投資機会があると判断した市場について、為替リスク・ポジションを調整し、積極的に投資することを基本とします。
- ⑤マザーファンドにおける為替リスク・ポジションの調整にあたっては、為替予約取引等を利用し、世界各国のロング・ポジションとショート・ポジションを活用します。
- ⑥マザーファンドにおける短期的な戦略にもとづく為替リスク・ポジションの調整には、為替予約取引等の短期売買を積極的に行なうことがあります。
- ⑦FCの実質組入外貨建資産については、原則としてマザーファンドの通貨配分の如何に関わらず、パークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックス(円換算ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑧ノムラ・アセット・マネジメント U.K.リミテッド(NOMURA ASSET MANAGEMENT U.K. LIMITED)にマザーファンドにおける運用の指図に関する権限の一部を委託します。
- ⑨資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑦投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

29 ドイツ欧州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるドイツ欧州債券マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州諸国の現地通貨建債券に実質的に投資を行ない、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行なうことを基本とします。

ドイツ欧州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ベース ヘッジ付き)※をベンチマークとします。

ドイツ欧州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、当面、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ベース ヘッジなし)※をベンチマークとします。

各ファンドは、「ドイツ欧州債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接債券に投資する場合があります。

※パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表を行うインデックスであり、汎欧州通貨建投資適格債券市場のパフォーマンスを表わします。当該インデックスに関する知的財産権及びその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

(B)信託期間

無期限(平成16年7月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイツェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
FC およびマザーファンドの投資顧問会社	ドイツェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.42%(税抜年0.40%)の率を乗じて得た額とします。なお、FC およびマザーファンドの各投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州諸国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①主要投資対象国は、ユーロ圏、非ユーロ圏を合わせた欧州諸国とします。

②公社債への投資は、原則として B 格相当以上の債券とします。

③FC の実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

FD の実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行ないません。

④ドイツェ・アセット・マネジメント・インターナショナル GmbH に、FC の為替ヘッジに関する運用指図並びにマザーファンドの運用指図に関する権限を委託します。

⑤資金動向や市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合があります。

30

LM・米国債券コア・プラス FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である LM・米国債券コア・プラス・マザーファンドへの投資を通じて、主として幅広いセクターの米国ドル建ての公社債に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

LM・米国債券コア・プラス FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、LM・米国債券コア・プラス FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※ パークレイズ・キャピタル米国総合インデックスは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるパークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、米ドル建て投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はパークレイズ・キャピタルに帰属します。

※1 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)を、ヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)は、パークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米国ドルベース)を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「LM・米国債券コア・プラス・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 18 年 4 月 13 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー ウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.4935%(税抜年 0.47%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建ての公社債を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①米国ドル建ての高格付の公社債(モーゲージ証券及び資産担保証券を含みます。)及び米国のハイ・イールド社債またはエマージング・マーケット債に分散投資を行います。

②原則として信託財産の純資産総額の 70%以上を、スタンダード・アンド・プアーズ社、ムーディーズ社、フィッチ・レーティングス社のうち 1 社以上の格付機関から投資適格(BBB-または Baa3 以上)以上の格付を付与された公社債に投資します。組入れ公社債の格下げにより投資適格債の組入比率が信託財産の純資産総額の 70%を下回った場合には、投資適格未達の格付けを付与された公社債への追加投資は行いません。

③ポートフォリオ全体の加重平均デュレーションは、ベンチマークの加重平均デュレーションを基準として、デュレーション戦略に基づき一定の範囲内で機動的に変動させます。

④長期的観点に基づくバリュエーション(債券価値)志向の投資を行うことを基本とし、複数の投資戦略に分散することで、信託財産の成長を目指します。

⑤米国ドル建て以外の外貨建資産への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

マザーファンドにおいては、外貨建資産のうち、米国ドル建て資産については、原則として為替ヘッジを行いません。米国ドル建て以外の外貨建資産については、当該資産を米国ドルに為替ヘッジを行うことと同等の効果が得られる為替予約を行うことができます。

⑥債券及び金利等の派生商品を効率的運用のため使用します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑧運用の指図に関する権限のうち、米国ドル建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニーに、米国ドル以外の通貨建ての公社債を中心とする有価証券等(派生商品を含みます。)及び外国為替の運用の指図に関する権限をウエスタン・アセット・マネジメント・カンパニー・リミテッドに委託します。

(3)主な投資制限

①株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

②投資信託証券(親投資信託を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④為替予約の利用及びデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

31 **ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)**

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の国債、政府機関債等に実質的に投資を行ない、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC(「FC」といいます。)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース)の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FD(「FD」といいます。)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース)の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター(要因)に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。

FCは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、FDは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成20年10月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%(税抜0.25%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2)投資態度

- ①マザーファンドにおいては、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース)の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター(要因)に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ②FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産について、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index、円ベース)の通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニーにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①米国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

32

ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州各国の国債、政府機関債等を実質的に投資を行ない、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース)の動きを概ね捉えつつ、また、ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース)の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター(要因)に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。FCは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ヘッジベース)をベンチマークとします。また、FDは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース)をベンチマークとします。各ファンドは、「ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成20年10月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.2625%(税抜0.25%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州各国の国債、政府機関債等および短期金融資産を実質的な主要投資対象とします。加えて、各国為替取引等を実質的な主要取引対象とします。

(2)投資態度

- ①マザーファンドにおいては、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース)の動きを概ね捉えつつ、定量的運用モデル「アクティブ・カレンシー・モデル」に基づき、為替市場の各種非効率性を示す複数のファクター(要因)に付加価値の源泉を分散しながら主要先進国通貨のロング/ショートポジション構築することで、多様な市場環境下で安定的な超過収益の獲得を目指して運用を行います。
- ②FCにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、マザーファンドの通貨配分の如何にかかわらず、原則としてパークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index、円ベース)の通貨配分をベースに円対円で為替ヘッジを行います。FDにおける外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ・リミテッドにマザーファンドにおける運用指図に関する権限の一部を委託します。
- ④大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①欧州各国の国債、政府機関債等への実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ⑥デリバティブ取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。
- ⑦外国為替予約取引の実質的な利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

33 TCW 米国債券ファンド FC/FD (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるTCW 米国債券マザーファンド受益証券への投資を通して、主として米国ドル建の国債、社債、モーゲージ担保証券等に実質的に投資を行い、投資信託財産の中長期的な成長と安定した収益の確保を目標として運用を行います。
 TCW 米国債券ファンド FC(以下「FC」といいます。)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、TCW 米国債券ファンド FD(以下「FD」といいます。)はバークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 ミドルベースの指数をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 ミドルベースの指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「TCW 米国債券マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)」を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成21年4月9日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	TCW アセット マネジメント カンパニー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.3465%(税抜年0.33%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬分から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券等を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①投資に当たっては、主として、(i)米国国債(政府機関債を含む)、(ii)社債および(iii)モーゲージ担保証券の3つのセクターに分散投資を行い、トップダウンによるセクター配分および各セクターにおける銘柄選択により、ベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。

②セクター配分については、各セクターのバリュエーションおよびファンダメンタルズ分析等に基づいて、機動的な配分を行います。銘柄選択については、各セクターの運用チームがボトムアップ分析等に基づいて個別銘柄の評価を行い、ポートフォリオを構築します。

③主として投資適格格付(BBB格相当以上の格付)を有する債券、または同等の信用度を有すると判断される債券に投資します。ただし、投資機会に応じて、投資適格格付未満の格付けを有する債券または同等の信用度を有すると判断される債券への投資を行うことがあります。

④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い為替リスクの低減を図ることをめざし、FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑤TCW アセット マネジメント カンパニーに、マザーファンドの外貨建資産にかかる運用の指図に関する権限を委託します。

⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

収益分配額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行います。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

34

アイエヌジー・欧州債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として欧州の債券に実質的に投資を行い、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。

アイエヌジー・欧州債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円ヘッジベース)をベンチマークとします。

アイエヌジー・欧州債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(円換算ベース)をベンチマークとします。

各ファンドは、「アイエヌジー・欧州債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成17年10月13日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アイエヌジー投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し、年0.42%(税抜年0.40%)の率を乗じて得た金額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価値証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①アイエヌジー・欧州債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、債券等に直接投資する場合があります。

②実質的に投資する債券のポートフォリオの平均格付を BBB 格以上に保ちます。

③実質的に投資する債券の最低格付は CCC 格とします。

④マザーファンドの外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

FC コースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。為替ヘッジは、代表的なヨーロッパ債券インデックス*の通貨配分と同程度として行います。

*代表的なヨーロッパ債券インデックスは、パークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックスとします。

FD コースの実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

⑤債券の運用プロセスは、

(1)ファンダメンタル分析ならびにクオンツ手法による市場分析

(2)デュレーション、通貨配分、イールドカーブ・ポジショニング、クレジット他、各エクスポージャーのポジショニングの決定

(3)モデルポートフォリオの構築とコントロール

(4)当ファンドのポートフォリオの構築とリスクコントロール

の4つのステップで行います。

⑥資金動向、市場動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。

③投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行いません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

35

メロン米国コア・プラス債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるメロン米国コア・プラス債券マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての公社債、国際機関債、資産担保証券(ABS、MBS等)などの債券に実質的に投資を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標に運用を行うことを基本とします。

メロン米国コア・プラス債券ファンドFC(以下、「FC」といいます。)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、メロン米国コア・プラス債券ファンドFD(以下、「FD」といいます。)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円ヘッジベース)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米ドルベース)を委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(円換算ベース)は、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(米ドルベース)を委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、マザーファンドを親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成19年10月11日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	BNYメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、純資産総額に年0.43575%(税抜0.415%)の率を乗じて得た額とします。

なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託財産中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入保有証券の売買の際に発生する売買委託手数料、ファンドにかかる監査費用等をファンドから支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券(ABS、MBS等)などを実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として米ドル建ての公社債、国際機関債および資産担保証券(ABS、MBS等)などに実質的に投資します。債券種別や業種毎の投資配分は、経済状況や市場動向を総合的に勘案して、機動的に変更します。
- ②債券種類毎のアナリストおよびポートフォリオマネジャーによる定性的なボトムアップ分析により銘柄の評価や景気動向の予測を行うとともに、定量モデルによる割安割高分析や金利動向分析等を組み合わせて、最終的ポートフォリオを構築します。
- ③主として投資適格債(BBB-ないしBaa3以上)に投資します。また、個別銘柄の格付けには制限を設けず、投資機会に応じて、信用格付けの低い銘柄あるいは無格付けの銘柄への投資を行うことがあります。
- ④投資対象国や発行体の所在国には制限を設けず、また投資対象通貨にも制限を設けません。ただし、マザーファンドにおける米ドル以外の資産の時価総額は、原則としてマザーファンド純資産総額の±20%以下とします。通貨運用においても機動的なポジション造成を行い投資収益の向上を目指します。
- ⑤投資集中による信用リスクや価格変動リスクが過度に高まらない様に配慮し、マザーファンドにおいて、国債および政府機関債を除き、一発行体当たりの投資上限は5%までとし、一業種(金融業を除く)当たりの投資上限は25%までとします。
- ⑥現物債への投資に加えて、デリバティブをヘッジ目的に限定せずに、ポジション造成に活用し、投資収益の向上に努めます。
- ⑦FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑧スタンディッシュ・メロン・アセット・マネジメント・カンパニー・エル・エル・シーに、マザーファンドの運用の指図ならびにFCにおける実質外貨建資産の為替ヘッジにかかる指図に関する権限を委託します。
- ⑨市況動向、資金動向その他の要因等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④為替予約の利用およびデリバティブの使用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合があります。

36

ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC/FD

(A)ファンドの特色

ファンドは、世界に分散した債券ポートフォリオへ投資することにより、ベンチマーク指数を上回る収益の確保を目指して運用を行います。ファンドは、バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス、バークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスの3指数の各20%:60%:20%の比率による加重平均指数をベンチマークとします。ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC(「FC」といいます。)は、上記加重平均指数の円ヘッジ指数をベンチマークとします。また、ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン) — 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD(「FD」といいます。)は、上記加重平均指数の円換算指数をベンチマークとします。ファンドは、円建てオープン・エンド型の英領ケイマン諸島籍契約型外国籍投資信託です。

(B)信託期間

ファンド設定日(2009年4月9日)から約149年間

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー
受託会社、管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管受託銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー

(D)管理報酬等

(1)投資顧問報酬および成功報酬

投資顧問会社は、投資顧問報酬として1年の日々のファンドの純資産総額の平均額の実質年率0.30%の金額を、ファンドから一年毎、ファンド決算日に受領します。

投資顧問会社は、成功報酬として、以下に規定する金額をファンドから年一回受領します。

- ・成功報酬はファンドの各会計年度(1月1日から12月31日)における成功報酬控除前基準価額(分配金込み)の収益率が、同期間の指数の収益率を上回っている場合、当該超過分の20%に相当する額を成功報酬としてファンドから受領します。
- ・成功報酬の払い出しは、ファンドの会計年度の末日(12月31日)にのみ行われます。
- ・各会計年度の最終成功報酬控除前基準価額(分配金込み)、ならびに同日の指数を、翌会計年度の成功報酬計算のための新たな基準とします。尚、ハイウォーターマークや前年度からのパフォーマンス繰越などの方式は採用されていません。

(2)受託報酬

受託会社は受託報酬として年額1万8,000米ドルを等分し、毎月ファンドから受領します。

(3)保管報酬等

保管受託銀行は、ファンドの保管にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用は、投資対象市場及び証券、取引の頻度や量によって変動します。

管理事務代行会社は、ファンドの管理事務にかかる諸費用をファンドから受領しますが、当該費用はファンドの純資産総額に比例して変動する部分(年率0.0675%以内)と固定の部分とによって構成されます。主な固定費用としては、シェアクラス管理費用(年額24,000米ドル)、成功報酬管理費用(年額12,000米ドル)、財務諸表作成費用(年額7,500米ドル)、受益者口座管理費用(一口座当り年額500米ドル、年間最低24,000米ドル)があります。

(4)その他

- ①ファンドは、監査人の費用、法律関係の費用、取引費用、その他ファンドに係る費用を負担します。
- ②ファンドの設立に係る費用は、ファンドが負担し、1年間を超えない期間にわたり償却します。

(E)投資方針等

(1)投資対象

世界各国の発行体が発行する債券および先進諸国上場国債先物に主に投資を行います。

(2)投資態度

- ①主としてベンチマーク指数に含まれる債券に投資します。なお、指数に含まれない政府・政府関連機関、国際機関の発行する債券、モーゲージ担保証券、社債、アセットバック証券、その他の債券、ならびに短期金融資産等に投資することがあります。
- ②国債先物の他、短期金利先物等、その他上場・店頭デリバティブを組み入れることがあります。
- ③ポートフォリオの投資目標の達成のために、上記のデリバティブのショート・ポジションを単独で保有することがあります。
- ④FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ります。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(3)主な投資制限

- ①株式への直接投資は行いません。株式への投資は、転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合はファンド純資産総額の5%以下とします。
- ②少なくともファンド資産総額の50%以上を社債、国債・地方政府債、モーゲージ担保証券およびその他のアセットバック証券、CPに投資します。
- ③有価証券(現物に限る)の空売りについて、空売りを行った有価証券の時価総額がファンド純資産総額を超えないものとします。
- ④資金の借り入れは、合併等による一時的な場合を除き、ファンド純資産総額の10%以下とします。
- ⑤流動性の低い資産への投資は、ファンド純資産総額の15%以下とします。
- ⑥投資信託証券への投資(REIT、ETFを含む)は、ファンド純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

37

**PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド –
インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジ) / FD(JPY)**

(A)ファンドの特色

ファンドは、世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とし、トータルリターンを最大化をめざします。

ファンドは、英領ケイマン諸島籍のオープンエンド型外国投資信託(円建)です。

PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド インスティテューショナル FC(JPY、ヘッジ) (「FC」といいます)は、PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス(カスタムヘッジ※・円ベース)をベンチマークとします。また、PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド インスティテューショナル FD(JPY) (「FD」といいます)は、PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス(ヘッジなし・円ベース)をベンチマークとします。

※当インデックスにおける「カスタムヘッジ」とは、外貨建資産を対円で為替ヘッジする手法を表わしたものであり、新興国通貨等を対円で為替ヘッジする場合には、米ドル等先進国通貨を用いる場合があります。

(B)信託期間

2050年6月30日まで(2009年10月8日設定/受託会社の決定により信託期間を更新することができます。)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	バンフィック・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシー
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド
保管受託銀行、管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
名義書換事務受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・(ルクセンブルグ)・エス・シー・エー

(D)管理報酬等

投資顧問報酬および管理事務代行報酬の総額は純資産総額に年率0.55%以内の率を乗じて得た額とします。

上記のほか、信託財産に関する租税、組入る有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息、訴訟費用および損害賠償費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

- ① 世界各国(新興国を含みます。)の国債、政府機関債、国際機関債、社債、モーゲージ債、アセット・バック証券、物価連動債、仕組債等およびその派生商品を主要投資対象とします。
- ② 派生商品については、オプション取引、先物取引、スワップ取引などを活用します。

(2)投資態度

- ① 通常、純資産総額の80%以上を、債券およびその派生商品に投資します。
- ② ムーディーズ社によるBaa格(スタンダード&プアーズ社によるBBB格、もしくはフィッチ社によるBBB格、またはその他の一般的に認められた格付機関による同等格の格付)未満の格付の債券(格付がない場合は同等の信用度を有すると投資顧問会社が判断するものを含みます。)への投資比率は15%以内とします。
- ③ 通常、ポートフォリオの平均デュレーションは、8年以下とします。
- ④ 通常、通貨配分については、ベンチマークにおける各通貨の比率の±10%以内とします。
- ⑤ FCの外貨建資産については、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替リスクの低減を図ることを基本とします。FDの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ① 株式への直接投資は行いません。株式への投資は転換社債を転換したものに限りません。
- ② 同一発行体の発行する債券への投資割合は、純資産総額の5%以内とします。ただし、各国政府、その政府の部局、政府系機関、政府系企業が発行し、または保証した債券は、この限りではありません。
- ③ 有価証券の空売りについては、空売りを行なった有価証券の時価総額が純資産総額を超えないものとします。
- ④ 純資産総額の10%を超える借入れは行いません。
- ⑤ 流動性の乏しい証券(通常の方法では、ファンドが証券を時価評価した金額とほぼ同金額で7日以内に処分できない証券)への投資割合は、純資産総額の15%以内とします。
- ⑥ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、原則として利子収入および売買益等から基準価額水準等を勘案して決定します。

■PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックスについて■

PIMCO グローバル・アドバンテージ・ボンド・インデックス(GLADI)の一部の特長については、2010年1月末現在、特許出願中です。「GLOBAL ADVANTAGE(グローバル・アドバンテージ)」と「GLADI」は PIMCO(バンフィック・インベストメント・マネジмент・カンパニー・エルエルシー)の商標です。GLADI は PIMCO とは独立したグローバルなインデックスであり、プロバイダーであるマーケット社(Markit LLC)によって管理、計算されています。マーケット社は、インデックスの構築方法に基づいたインデックスの作成、インデックス構成銘柄の確認、その他インデックス・データの計算に関わる全ての技術的な事柄に対応します。

38

野村米国好利回り社債投信 FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村米国好利回り社債投信 マザーファンドへの投資を通じて、主として米国ドル建の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に実質的に投資し、高水準のインカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターン追求を目指し、積極的な運用を行ないます。

野村米国好利回り社債投信 FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、野村米国好利回り社債投信 FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「野村米国好利回り社債投信 マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%(税抜年0.95%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。ディストレス債券やデフォルト債券などを含め幅広い低格付証券に投資を行ないます。投資対象には、米国以外の企業の発行する債券等が含まれます。なお、LPS(リミテッド・パートナーシップ)の発行する債務証券または債務証券、転換社債型新株予約権付社債、優先証券またはこれに類する証券、コーポレート・ローン、新株予約権などの権利が付与された債券、債務証券の保有に関連して発行される株式などへ投資を行なう場合があります。

(2)投資態度

- ①投資する事業債は主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ②ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、投資対象の徹底したクレジット分析を行なうことにより、信用リスクのコントロールを行ないません。
- ③ポートフォリオによる分散投資によりリスクの低減を図ることを基本とします。
- ④同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤投資対象を40業種に分類し、1業種あたりの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ⑥FCの実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑧ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものとおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配対象額の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

39

ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラールームス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成20年4月10日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ルームス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.84%(税抜年 0.80%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建のハイ・イールド債券を中心とする先進国のハイ・イールド債券、および新興国の債券を実質的な主要投資対象とします。

※新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

(2)投資態度

①投資する債券については、ファンド全体の加重平均格付を BB 格相当以下とすることを基本とします。

②マクロ経済分析および個別発行体の信用リスク分析等に基づき、銘柄分散に配慮し、ポートフォリオの構築を行なうことを基本とします。

③先進国のハイ・イールド債券および新興国の債券等への投資配分比率を投資環境に応じて変更し、高水準のインカムゲインの確保と多様な投資機会の追求を図ります。

④投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

・米国ドル建のハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以上とします。

・米国ドル建以外の債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

・同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤FC の実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥ルームス・セイレス・アンド・カンパニー・エル・ピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

③投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

40

ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として米ドル建てのハイ・イールド債券に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC(「FC」といいます。)は BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD(「FD」といいます。)は BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーリバーソース米国ハイ・イールド ボンド マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 10 月 8 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	リバーソース・インベストメンツ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.6825%(税抜年 0.65%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建てのハイ・イールド債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①実質的に投資する債券は主としてBB格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ②銘柄の選定にあたっては、個別発行体の財務状況、業績動向等のファンダメンタルズ等を踏まえたクレジット分析に基づき、相対的に投資魅力度の高い銘柄を選定することを基本とします。
- ③ポートフォリオの構築にあたっては、マクロ経済分析等により、金利動向、投資環境の変化等を捉え、業種配分、格付別配分などポートフォリオ全体のリスク特性の調整を適宜行ないます。
- ④同一発行体の発行するハイ・イールド債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤FCの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FDの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑥リバーソース・インベストメンツ・エルエルシー(RiverSource Investments, LLC)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証書の性質を有するもの、転換社債を転換および新株予約権を行使したものとおよび社債権者割当等より取得したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ⑤投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ⑥デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。

41

ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてユーロ建の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。

ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)」は、BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックスを委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「ノムラーWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成17年4月14日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエストエルビー メロン アセット マネジメント KAG

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9975%(税抜年 0.95%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

ユーロ建での高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合もあります。

(2)投資態度

①主としてユーロ建のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、ユーロ建以外のハイ・イールド・ボンドに実質的に投資する場合もあります。

②投資する事業債は、主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付がない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。

③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、主としてボトムアップアプローチに基づき、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析ならびに計量的手法を活用したポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を図ります。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を目指します。

④同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤マザーファンドの外貨建資産のうち、ユーロ建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。ユーロ建以外の外貨建資産については、当該資産をユーロに為替ヘッジを行なうことと同等の効果が得られる為替予約を行なうことができます。

FC コースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより、為替変動リスクの低減を図ることを目指します。

FD コースの実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥マザーファンドの運用に当たっては、ウエストエルビー メロン アセット マネジメント KAG(WestLB Mellon Asset Management Kapitalanlagegesellschaft mbH)に海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権)に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

⑤投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないません。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

42

ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンドへの投資を通じて、主として欧州の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)は、BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(現地通貨ベース)を委託者が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(円換算ベース)は、BofA・メルリンチ・ヨーロピアン・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(現地通貨ベース)を委託者が独自に円換算したものです。

各ファンドは「ノムラースレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、債券に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成18年9月14日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド [※]

※スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッド は、委託会社に対する約定の報告等事務業務の一部をジェイ・ピー・モルガン・チェースバンク・ナショナル・アソシエーションに代行させます。

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.9975%(税抜年0.95%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

欧州の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主として欧州の高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。
- ②投資する事業債は主として BB 格相当以下の格付が付与されているもの(格付けがない場合は同等の信用度を有すると判断されるものを含みます。)とします。
- ③ハイ・イールド・ボンドへの投資にあたっては、企業のファンダメンタル調査・クレジット分析および相対価値分析等に基づきポートフォリオ構築を行なうことにより付加価値の獲得を目指します。また、業種分散、発行体分散に一定の配慮を行ない分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。
- ④マザーファンドにおける同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドへの投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤マザーファンドにおいては、外貨建資産の通貨配分にかかわらず、為替予約取引等を活用し、外貨建資産の実質的な通貨配分については、原則として、欧州の高利回り事業債市場を代表するインデックスの通貨配分と同程度とすることを基本とします。
- ⑥FC の実質組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑦スレッドニードル・アセット・マネジメント・リミテッドにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑧資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものまたは転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権)に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- ③投資信託証券(マザーファンドを除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

43

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である JPM・US ハイイールド・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)の受益証券への投資を通じて、主として米ドル建ての高利回り社債に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については、為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。

JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FCは、BofA・メリルリンチ・US ハイイールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)^{※1}をベンチマークとします。また、FDは、BofA・メリルリンチ・US ハイイールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(円ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイイールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(為替ヘッジあり、円ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイイールド・マスターII・コンストレインド・インデックス(円ベース)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「JPM・US ハイイールド・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.672%(税抜0.64%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

①米ドル建ての高利回り社債(下記②③および④に掲げる社債をいいます。)を実質的な主要投資対象とします。

②上記①の社債のほか、信託財産の純資産総額の20%を上限として、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)またはBaa3格(ムーディーズ社による格付け)以上の社債に投資する場合があります。(各格付機関から異なる格付けを得ている場合は、下位の格付けにより判断します。以下同じ。)

(2)投資態度

①安定的かつ高水準の配当等収益の確保と、信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

②実質的な主要投資対象とする社債の格付けは、BBB-格(スタンダード&プアーズ社による格付け)またはBaa3格(ムーディーズ社による格付け)未満とします。

③上記②にかかわらず、上記②の格付機関のいずれからも格付けを得ていない社債であっても、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「運用委託先」といいます。)が、上記②に掲げる社債と同等であると判断したものに投資する場合があります。当該社債も主要投資対象に含めます。

④保有する社債の格付けが変更され、上記②の基準を満たさなくなった場合でも、運用委託先の判断により保有し続ける場合があります。ただし、当該社債は、上記①②に掲げる社債とみなし、その投資割合の制限に従います。

(3)主な投資制限

①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

44

フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるフィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジ換算)^{※1}をベンチマークとします。また、フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジ換算)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円換算)」は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「フィデリティ・US ハイ・イールド・マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成16年7月26日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.95025%(税抜年0.905%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。(なお、税法が改正された場合等には、前記数値が変更になることがあります。)

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限として信託財産から支払う場合があります(なお、当該上限率については変更する場合があります。)

(E)投資方針等

(1)投資対象

米ドル建て高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的に主要な投資対象とします。

(2)投資態度(マザーファンドの投資態度を含みます。)

- ①ハイ・イールド・ボンドを中心に分散投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益の追求を目指します。
- ②格付に関しては、主に、Ba格(ムーディーズ社)以下またはBB格(スタンダード・アンド・プアーズ社)以下の格付の事業債に投資を行ない、一部、格付を持たない債券や、米国以外の国の発行体のハイ・イールド・ボンドを組み入れることもあります。
- ③銘柄選別に関しては、個別企業分析により判断します。個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活用し、個別の企業の信用分析とポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- ④ハイ・イールド・ボンドの実質組入率は原則として高くします。
- ⑤FCの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ①ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ④マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。

45

パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるパインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)に投資を行ない、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。

パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC(「FC」といいます。)は、BofA・メルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FD(「FD」といいます。)は、BofA・メルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 BofA・メルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ヘッジベース)は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 BofA・メルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(円ベース)は、BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年0.525%(税抜年0.50%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

米国ドル建ての高利回り事業債(ハイ・イールド・ボンド)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 主として米国ドル建てのハイ・イールド・ボンドに実質的に投資し、高水準のインカム収入の確保を図りながら、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② ハイ・イールド・ボンドの実質組入比率は、原則として高位を維持します。
- ③ 実質組入対象とするハイ・イールド・ボンドは、主に、BB格(スタンダード・アンド・プアーズ社)以下またはBa格(ムーディーズ・インベスターズ・サービス社)以下の格付けを取得している銘柄とします。なお、上記を上回る格付けを取得している銘柄、格付けを取得していない銘柄を組入れることもあります。
- ④ ポートフォリオの構築にあたっては、独自の信用リスク分析に加え、発行体の収益動向、バリュエーションなど各種分析を通じて、割安と判断される銘柄を選定するとともに、銘柄分散、業種分散に配慮して運用を行ないます。
- ⑤ FCの実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として為替のフルヘッジを行ないません。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦ 運用にあたっては、パインブリッジ・インベストメンツ・エルエルシーにマザーファンドの外貨建資産の運用に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ② ハイ・イールド・ボンドへの実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一発行体の発行する債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ④ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑥ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

46

エマージング・ボンド・オープン FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるエマージング・ボンド・オープンマザーファンドへの投資を通じて、主としてエマージング・カンTRIESの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に実質的に投資を行ない、信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

エマージング・ボンド・オープン FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、エマージング・ボンド・オープン FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「エマージング・ボンド・オープンマザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、エマージング・マーケット債に直接投資する場合があります。

(B)信託期間

無期限(平成 16 年 7 月 28 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7875%(税抜年 0.75%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価値証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

エマージング・カンTRIESの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

①エマージング・マーケット債を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付けを有する債券に比べ高水準のインカムゲインの確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。

②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

・1989 年のブレイディ提案に基づいてエマージング・カンTRIESが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券(ブレイディ債)。

・ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマージング・マーケット債で上記ブレイディ債以外の債券(ユーロ債)。

・エマージング・カンTRIESの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券(現地米ドル建債)。

・エマージング・カンTRIESの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建てで発行し、流通する債券(現地通貨建債)。

③分散投資とクレジットリスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行ないます。

④投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

・エマージング・カンTRIES単一国への実質投資割合は、合計で純資産総額の 25%以内とします。

・エマージング・カンTRIESの同一企業発行の債券への実質投資割合は、純資産総額の 5%以内とします。

・エマージング・カンTRIESの現地通貨建資産への実質投資割合は、合計で純資産総額の 25%以内とします。

・エマージング・カンTRIES単一国の現地通貨建資産への実質投資割合は、純資産総額の 5%以内とします。

⑤FC の実質組入外貨建資産については、エマージング・カンTRIESの自国通貨建資産(現地通貨建資産)を除き、原則として為替ヘッジを行ないません。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑥投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑦投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑧ノムラ・コーポレート・リサーチ・アンド・アセット・マネージメント・インクにマザーファンドの海外の公社債(含む短期金融商品)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

①株式への投資は転換社債を転換したもの等に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とします。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

47

ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるノムラーアイエヌジー新興国債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国[※]の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、ノムラーアイエヌジー新興国債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「ノムラーアイエヌジー新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B)信託期間

無期限(平成 18 年 9 月 14 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V. アイエヌジー・インベストメント・マネジメント Co. アイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジア・パシフィック(ホンコン・リミテッド)

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.9975%(税抜年 0.95%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①新興国債券を実質的な主要投資対象とし、通常の優良格付を有する債券に比べ高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、金利や為替、信用力など投資環境の好転等によるキャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。
- ②新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタル分析、クレジット分析、相対価値分析等に基づいて、国別配分、デュレーション、個別銘柄選定等をアクティブに決定・変更し、収益の獲得を目指します。また、分散ポートフォリオを構築することで、リスクの低減を図ります。
- ③マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。
 - ・単一国への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 40%以内とします。
 - ・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
 - ・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 40%以内とします。
- ④マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。
- ⑤FC における、マザーファンド受益証券への投資を通じての実質的な外貨のエクスポージャーについては、原則として為替ヘッジ(先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)により為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。ただし、代替ヘッジによる為替変動リスクの低減の効果が小さいあるいは得られないと判断した通貨については、為替ヘッジを行なわない場合があります。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- ⑥投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑧アイエヌジー・アセット・マネジメント B.V.、アイエヌジー・インベストメント・マネジメント Co.ならびにアイエヌジー・インベストメント・マネジメント・アジア・パシフィック(ホンコン・リミテッド)にマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ②デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- ③外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ④株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権)に限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とします。

(4)収益配分方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

48

野村エマージング債券ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である野村エマージング債券マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国[※]の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下、「新興国債券」といいます。)に実質的に投資を行ない、高水準のインカムゲインの確保と信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。

※ 新興国とは、いわゆる先進国を除く諸国で、一般にエマージング・カントリー、発展途上国、中所得国および低所得国などと認識される国々をいいます。

野村エマージング債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)^{※1}をベンチマークとします。また、野村エマージング債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)^{※2}をベンチマークとします。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジベース)」は JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が円換算したものです。

各ファンドは「野村エマージング債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。なお、公社債等に直接投資する場合もあります。

(B)信託期間

無期限(平成 19 年 10 月 11 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社	野村信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.7875%(税抜年 0.75%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託者が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入価値証券の売買の際に発生する売買委託手数料、信託財産に係る監査費用等を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券を実質的な主要投資対象とします。なお、償還金額等が新興国の債券や債券指数の価格に連動する効果を有するリンク債等に投資する場合もあります。

(2)投資態度

① 新興国債券を実質的な主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの安定的確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目指します。なお、投資する債券の格付については制限を設けません。

② 新興国債券への投資にあたっては、ファンダメンタルズ分析やセクター・国別のバリュエーション分析、テクニカル分析に基づき、国別配分、個別銘柄選定等を決定し、ポートフォリオの構築を行ないます。

③ マザーファンドにおける投資にあたっては、原則として次の範囲内で行ないます。

・単一国の発行する債券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします(OECD 加盟国の国債、政府機関債、国際機関債等を除く。)

・企業が発行する債券への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

・新興国の現地通貨建資産への投資割合は、合計で信託財産の純資産総額の 40%以内とします。

④ マザーファンドにおける通貨配分については、為替予約取引等を用いて債券の国別配分とは独立した通貨配分戦略を行なう場合があります。

⑤ マザーファンド全体のデュレーションは、新興国債券の市場全体のデュレーションを中心として±2 年程度の範囲内に維持することを基本とします。ただし、投資環境、市況動向、資金動向等を勘案し、委託者が必要と判断した場合は、一時的に上記の範囲を超える場合があります。

⑥ FC における、実質組入外貨建資産については、原則として現地通貨による為替ヘッジを行ない、為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。なお、現地通貨による為替ヘッジが困難な一部の通貨については、当該現地通貨との連動性等を勘案し、先進主要国通貨等他の通貨を用いた代替ヘッジを行なう場合があります。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

⑦ 投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市況動向や、その他資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑧ 投資環境によっては防衛的な観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑨ ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにマザーファンドの海外の公社債等(含む金融商品等)の運用の指図に関する権限を委託します。

(3)主な投資制限

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

② デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

③ 外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。

④ 株式への直接投資は行ないません。株式への投資は転換社債を転換および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限り)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の 10%未満とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、基準価額水準等によっては売買益等が中心となる場合があります。

49

JPM エマージング・ボンド・ファンド FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託である JPM エマージング・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)の受益証券への投資を通じて、主として新興国の政府または政府機関の発行する債券に実質的に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益を確保し、かつこの投資信託にかかる信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

JPM エマージング・ボンド・ファンド FC(以下「FC」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については、当該資産の建値となる通貨と円との間の為替ヘッジを行い、為替変動リスクを抑えます。その場合、米ドル等の主要通貨を通じて間接的に為替ヘッジを行うことがあります。また、上記のみなし保有外貨建資産は、マザーファンド内で円以外の通貨に対して為替ヘッジが行われている場合があり、その場合は当該為替ヘッジの対象通貨について、この投資信託において円との間のヘッジを行います。

JPM エマージング・ボンド・ファンド FD(以下「FD」といいます。)は、信託財産に属する外貨建資産およびみなし保有外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。

FC は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(為替ヘッジあり、円ベース)^{*1}をベンチマークとします。また、FD は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(為替ヘッジあり、円ベース)」は JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が独自にヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2 「JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ベース)」は、JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global (US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「JPM エマージング・ボンド・マザーファンド(適格機関投資家専用)」(以下「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成19年4月12日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日信託財産の純資産総額に年率0.525%(税抜0.50%)を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、ファンドの監査費用については、実際に支払う金額を支払う方法に代えて、信託財産の純資産総額に年率0.021%(税抜0.02%)を乗じて得た額(ただし、年間315万円(税抜300万円)を上限とします。)を信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

①実質的な主要投資対象は、新興国の政府または政府機関の発行する債券とします。「新興国」とは、J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク(以下「運用委託先」といいます。)が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます(以下同じ)。また、「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本および利息の支払いについて政府保証の付いた債券をいいます(以下同じ)。

②上記①のほか、一つまたは複数の、新興国の発行体の信用リスクまたは債券指数の収益率を主として反映する仕組債に投資する場合があります。当該債券は、反映する信用リスクまたは債券指数の収益率を増大させる仕組みを持たないものに限り、またその場合、当該債券の発行体の格付は、信用リスクを反映しようとする発行体の格付(格付機関が公表するもの)または収益率を反映しようとする債券指数の格付(当該指数の作成者が公表するもの)以上とします。当該債券への投資は、信託財産の純資産総額の50%未満とします。

(2)投資態度

①上記①①および②に掲げる債券(以下「投資対象債券」といいます。)に実質的に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指した運用を行います。

②実質的な投資対象債券は、主に米国ドルに基づく運用成果が得られるものとし、信託財産の純資産総額の50%以上をそのような債券に投資します。

(3)主な投資制限

- ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ②投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③外貨建資産への実質投資割合は、制限を設けません。
- ④デリバティブ取引の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案し、決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。

50

モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・オープン FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主としてエマーシング・カンツリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマーシング・マーケット債)に実質的に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・オープン FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジ指数)をベンチマークとします。また、モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・オープン FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマーシング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

各ファンドは「モルガン・スタンレー・エマーシング・ボンド・オープン・マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成16年7月28日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年0.945%(税抜年0.90%)の率を乗じて得た額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、以下の費用が発生し、投資信託財産から支払います。これらの費用は事前に計算できないため、その総額や計算方法を記載していません。

・投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および立替金の利息、組入有価証券を売買する際に生じる費用、外貨建資産の保管費用、投資信託財産に係る監査報酬、法律顧問に対する報酬、投資信託約款および運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用、公告および投資信託約款の変更および解約に関する書面の作成、印刷および交付に係る費用、投資信託振替制度に係る費用および手数料

(E)投資方針等

(1)投資対象

エマーシング・カンツリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(エマーシング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。なお、米ドル建転換社債および優先株に投資する場合もあります。

(2)投資態度

①主としてエマーシング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカムゲインの確保に加え、キャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。

②エマーシング・マーケット債への投資にあたっては、以下を含む債券に投資することを基本とします。

・1989年のブレディ提案に基づいてエマーシング・カンツリーが発行し、米国市場やユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券(ブレディ債)
 ・ユーロ市場をはじめとする国際的な市場で主として米ドル建てで発行され、流通するエマーシング・マーケット債で上記ブレディ債以外の債券(ユーロ債)

・エマーシング・カンツリーの政府・政府機関等が自国市場において米ドル建てで発行し、流通する債券(現地米ドル建債)
 ・エマーシング・カンツリーの政府・政府機関等が自国市場において自国通貨建てで発行し、流通する債券(現地通貨建債)

③世界各国のファンダメンタルズ分析による分散投資とクレジット・リスク分析に基づく銘柄選定を基本としたアクティブ運用を行います。

④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。

・米ドル建て以外のエマーシング・マーケット債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 ・エマーシング・カンツリー単一国への実質投資割合は、合計で投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。
 ・エマーシング・カンツリーの企業が発行する債券(ソブリン債や準ソブリン債を除く。*)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。
 ・エマーシング・カンツリーの同一企業発行の債券(ソブリン債や準ソブリン債を除く。*)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

※ソブリン債とは、各国政府や政府関係機関が発行したり保証している債券および国際機関が発行する債券等とします。また、準ソブリン債とは、政府の出資比率が50%を超えている企業の発行する債券とします。

⑤投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト(元利金の支払い不履行および遅延)、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)の発生、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

⑥重大な投資環境の変化が生じた場合には、投資信託財産保全の観点から運用者の判断で主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。

⑦FCの実質外貨建資産については、エマーシング・カンツリーの自国通貨建資産(現地通貨建資産)を含め、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FDの実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

⑧FCの外国為替予約およびマザーファンドの運用の指図に係る権限をモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに委託します。

(3)主な投資制限

①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。なお、株式への投資は転換社債の転換等により取得する場合に限りです。

②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③投資信託証券への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場環境等を勘案して決定します。但し、分配対象金額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

51 モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC/FD (適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるモルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンドへの投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等に実質的に投資を行い、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。

モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。

※1「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ヘッジベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified(US\$ベース)をもとに、委託会社がヘッジコストを考慮して円換算したものです。

※2「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified(US\$ベース)をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

各ファンドは、「モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン・マザーファンド」「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

FC:無期限(平成21年4月9日設定) FD:無期限(平成20年2月26日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
FCおよびマザーファンドの投資顧問会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に年 0.777%(税抜 0.74%)を乗じて得た額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、監査報酬、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を投資信託財産から支払います。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の現地通貨建債券を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

① 主として新興国の現地通貨建の国債および政府機関債等に実質的に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

② 国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。

③ 新興国の国債および政府機関債等のほか、新興国の企業が発行する債券に実質的に投資することがあります。また、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券に実質的に投資することがあります。

④ FC の外国為替予約およびマザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)に委託します。

⑤ FC の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。なお、当該外貨建資産と異なる通貨による為替ヘッジ(新興国通貨等に対する先進国通貨等による代替ヘッジを含みます。)を行うことがあります。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した通貨については、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の実質外貨建資産については為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。マザーファンドにおいて、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券についてその建値以外の通貨(円以外)に対して為替ヘッジを行うことがあります。

⑥ 市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

① 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以下とします。なお、株式への実質投資は転換社債の転換等により取得する場合に限りです。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

④ デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金額は、基準価額の水準および分配原資の水準等を考慮して決定します。但し、分配対象額が少額等の場合は、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

52

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC/FD(適格機関投資家専用)

(A)ファンドの特色

各ファンドは、親投資信託であるアライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてエマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)に分散投資することにより、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円ヘッジ指数)をベンチマークとします。また、アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル(円換算指数)をベンチマークとします。

各ファンドは、「アライアンス・バーンスタイン・新興国債券マザーファンド」(「マザーファンド」といいます。)を親投資信託とするファミリーファンド方式で運用します。

(B)信託期間

無期限(平成 17 年 10 月 13 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
受託会社	住友信託銀行株式会社
FC およびマザーファンドの投資顧問会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー アライアンス・バーンスタイン・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(D)管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に年 0.84%(税抜年 0.80%)の率を乗じて得た額とします。なお、FC およびマザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬の中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。その他、信託財産に係る監査費用等を信託財産の純資産総額に対して年率 0.10%を上限として信託財産から支払います(なお、当該上限率については変更する場合があります)。

(E)投資方針等

(1)投資対象

エマージング・カントリーの政府、政府機関および企業の発行する債券(エマージング・マーケット債)を実質的な主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①主としてエマージング・マーケット債に実質的に投資し、高水準のインカム・ゲインを確保するとともに、信託財産の長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。なお、債券等に直接投資する場合があります。
- ②エマージング・マーケット債への投資にあたっては、独自の調査に基づき国別配分や銘柄の選択等を行います。
- ③投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。
 - ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 50%以内とします。
 - ・米ドル建て以外のエマージング・マーケット債の同一通貨建てへの実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
 - ・エマージング・カントリーの企業が発行する債券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 35%以内とします。
 - ・エマージング・カントリー単一国のエマージング・マーケット債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ④マザーファンドの外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないことを基本としますが、経済、政治情勢および金利動向等が為替に重大な影響を与えると判断する場合には、為替ヘッジを行うことができます。なお、信託財産の効率的な運用に資するため、為替のエクスポージャーの調整を行う場合があります。FC の実質組入外貨建資産については、原則として米ドルで為替ヘッジを行います。FD の実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤投資環境に重大な変化が生じた場合には、信託財産を保全する目的で、主要投資対象への投資を大幅に縮小する場合があります。
- ⑥投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資金凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)を含む市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想される時、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑦次の投資顧問会社に、FC の運用の指図に関する権限の一部およびマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。
 - ・アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
 - ・アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
 - ・アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
 - ・アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

(3)主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は、優先証券のうち株券または新株引受権証券の性質を有するものならびに転換社債の転換および新株予約権(新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。))の新株予約権に限ります。)を行使したものに限り、株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ③投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ④外国為替予約取引はヘッジ目的に限定しません。
- ⑤デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。

(4)収益分配方針

収益分配金は、分配原資の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心にして分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合は分配を行わない場合もあります。

53

MFS インベストメント・ファンズ – 新興国現地通貨建債券ファンド FC/FD

(A)ファンドの特色

各ファンドは、主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行うことを基本とします。

各ファンドは、円建てオープン・エンド型のルクセンブルグ籍契約型外国投資信託です。

MFS インベストメント・ファンズ – 新興国現地通貨建債券ファンド FC(「FC」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ヘッジベース)^{*1}をベンチマークとします。また、MFS インベストメント・ファンズ – 新興国現地通貨建債券ファンド FD(「FD」といいます。)は、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)^{*2}をベンチマークとします。

*1 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ヘッジベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、為替ヘッジコストを考慮して独自に円換算したものです。

*2 「JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)」は、JP Morgan GBI-EM Global Diversified (US\$ベース)をもとに、独自に円換算したものです。

(B)信託期間

無期限(平成 21 年 4 月 9 日設定)

(C)ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービスズ・カンパニー
受託会社	MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S.A.
保管受託銀行、管理事務代行会社	ステート・ストリート・バンク・ルクセンブルグ S.A.

(D)管理報酬等

(1)投資顧問報酬

投資顧問会社は、日々のファンドの純資産総額の実質年率 0.64%の金額を投資顧問報酬として、ファンドから毎月受領します。

(2)その他費用

ファンドは、受託会社の管理報酬、保管受託銀行、管理事務代行会社の報酬、法律関係の費用、設立費用、監査費用等を負担します。その総額は、日々のファンドの純資産総額の実質年率 0.30%の金額を上限とします。

(E)投資方針等

(1)投資対象

新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ① 主として新興国の現地通貨建ての国債および政府機関債等に実質的な投資を行い、信託財産の中・長期的な成長と高水準のインカムゲインの確保を図ることを目的として、運用を行います。
- ② FC のベンチマークは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ヘッジベース)とします。また、FD のベンチマークは、JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースィファイド(円ベース)とします。
- ③ 国別配分と通貨配分を主な超過収益の源泉とします。国別配分においては、投資対象国のマクロ経済、政治情勢等の綿密なファンダメンタルズ分析を基に、投資戦略を決定します。
- ④ 通貨配分においては、債券の国別配分とは別に、市場動向を注視・分析の上、配分を決定します。
- ⑤ FC の実質外貨建資産について、原則として、円貨に対する為替ヘッジ(先進国通貨による代替ヘッジを含みます)を行いません。ただし、代替ヘッジによるリスク低減効果が小さいと判断した場合には、為替ヘッジを行わない場合があります。FD の実質外貨建資産について、原則、円貨に対する為替ヘッジを行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3)主な投資制限

- ① 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ② 投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ⑤ 有価証券(現物に限り)の空売りは、空売りを行った有価証券の時価総額が純資産総額の 30%以内とします。
- ⑥ 資金の借入れは、純資産総額の 10%以内とします。

(4)収益分配方針

受託会社が投資顧問会社と協議の上、市況動向、基準価額水準等を考慮して分配金を決定します。ただし、分配対象金額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

■ベンチマークについて■

- ※世界の株式および債券に実質的に投資する指定投資信託証券のうち、各 F および各 FC は、各インデックスの円ヘッジベースの指数(各委託会社がヘッジコストを考慮して円換算した指数)を、各 FB および各 FD は、円換算ベースの指数(各委託会社が日々の為替レートを乗じて円換算した指数)をベンチマークとします。
- ※東証株価指数(TOPIX)および TOPIX(配当金込)(TOPIX(配当込み))は、株式会社東京証券取引所(以下「(株)東京証券取引所」という。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は(株)東京証券取引所が有しています。(株)東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止、または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行なう権利を有しています。
- ※MSCI-KOKUSAI 指数(MSCI コクサイ(日本を除く世界)インデックス)、MSCI ヨーロッパ インデックス(MSCI 欧州株価指数)、MSCI パシフィック・フリー・インデックス(日本を除く)は、MSCI が開発した指数で、当該指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ※S&P500 株価指数(S&P500 種株価指数)は、スタンダード&プアーズ社が公表している株価指数で、米国の主要 500 社によって構成されております。当該指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利はスタンダード&プアーズ社に帰属しております。
- ※バークレイズ・キャピタル米国総合インデックス(Barclays Capital U.S. Aggregate Bond Index)、バークレイズ・キャピタル汎欧州総合インデックス(Barclays Capital Pan-European Aggregate Bond Index)およびバークレイズ・キャピタル・オーストラリア総合インデックスは、バークレイズ・バンク・ピーエルシーの投資銀行部門であるバークレイズ・キャピタルが開発、算出、公表をおこなうインデックスであり、各々、米ドル建て、汎欧州通貨建て、豪ドル建ての投資適格債券市場のパフォーマンスをあらわします。当該インデックスに関する知的財産権およびその他の一切の権利はバークレイズ・キャピタルに帰属します。
- ※UBS オーストラリア債券インデックス(UBS Australian All Maturities Composite Bond Index)は、UBS AG が管理・公表している、オーストラリア債券市場において発行された全ての満期固定利付き債券を対象としたインデックスです。UBS オーストラリア債券インデックスに関する一切の知的財産権その他一切の権利は UBS AG に帰属しております。
- ※BofA・メリルリンチ・US ハイ・イールド・マスター II・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch US High Yield Master II Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、米国のハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。)
- ※BofA・メリルリンチ・ユーロ・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch Euro High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、ユーロ建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を 3%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。)
- ※BofA・メリルリンチ・ヨーロッパ・カレンシー・ハイ・イールド・コンストレインド・インデックス(BofA Merrill Lynch European Currency High Yield Constrained Index)は、バンクオブアメリカ・メリルリンチが算出する、欧州通貨建てのハイ・イールド・ボンド市場全体のパフォーマンスを表す代表的な指数で、同一発行体の発行するハイ・イールド・ボンドの指数に占める構成比率を 3%に制限した指数です。(野村アセットマネジメントは、バンクオブアメリカ・メリルリンチより、同指数を用いることを許諾されております。)
- ※JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル((JP モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・インデックス・グローバル)(JP Morgan Emerging Market Bond Index (EMBI) Global))は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、エマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。
- ※JP モルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(JP Morgan GBI-EM Global Diversified)は、J.P.Morgan Securities Inc.が公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債を対象としたインデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。

■指定投資信託証券の委託会社等について■

◆指定投資信託証券の委託会社等の沿革は、以下の通りです。

野村アセットマネジメント株式会社

昭和34年(1959年)12月1日 野村証券投資信託委託株式会社として設立
 平成9年(1997年)10月1日 投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
 平成12年(2000年)11月1日 野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
 平成15年(2003年)6月27日 委員会等設置会社へ移行

みずほ投信投資顧問株式会社

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
 平成9年10月1日 「株式会社第一勧業投資顧問」「勸角投資顧問株式会社」と合併し、「第一勧業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
 平成11年7月1日 「第一勧業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会社」に商号変更

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

昭和46年(1971年) ジャーディン・フレミング、日本市場の成長性に着目し東京に駐在員事務所を開設
 昭和60年(1985年) ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社設立、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行に伴い、同社は昭和62年に投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 平成2年(1990年) ジャーディン・フレミング投信株式会社設立
 平成7年(1995年) ジャーディン・フレミング投資顧問株式会社とジャーディン・フレミング投信株式会社が合併し、ジャーディン・フレミング投信・投資顧問株式会社となる。
 平成13年(2001年) ジェー・ピー・モルガン・フレミング・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に商号変更
 平成18年(2006年) JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
 平成20年(2008年) JPモルガン信託銀行株式会社より資産運用部門の事業を譲受

フィデリティ投信株式会社

昭和61年(1986年) フィデリティ投資顧問株式会社設立
 昭和62年(1987年) 投資顧問業登録
 同年 投資一任業務の認可取得
 平成7年(1995年) 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。
 投資顧問業務と投資信託委託業務を併営
 平成19年(2007年) 金融商品取引業者として登録

アライアンス・パースタイン株式会社

平成8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社設立
 平成8年12月3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
 平成11年12月9日 投資一任契約に係る業務の認可
 平成12年1月1日 商号を「アライアンス・キャピタル投信株式会社」から「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」に変更
 平成18年4月3日 商号を「アライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社」から「アライアンス・パースタイン株式会社」に変更

ピクテ投信投資顧問株式会社

昭和56年(1981年)	ピクテ銀行東京駐在員事務所開設
昭和61年(1986年)	ピクテジャパン株式会社設立
昭和62年(1987年)	投資顧問業の登録
同年	投資一任業務の認可取得
平成9年(1997年)	ピクテ投信投資顧問株式会社に社名変更
同年	投資信託委託業務の免許取得

東京海上アセットマネジメント投信株式会社

昭和60年(1985年)12月	東京海上グループ(現:東京海上日動グループ)等の出資により、資産運用ビジネスの戦略的位置付けで、東京海上エム・シー投資顧問株式会社の社名にて資本金2億円で設立
昭和62年(1987年)2月	投資顧問業者として登録
同年6月	投資一任業務認可取得
平成3年(1991年)4月	国内および海外年金の運用受託を開始
平成10年(1998年)5月	東京海上アセットマネジメント投信株式会社に社名変更し、投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成19年(2007年)9月	金融商品取引業者として登録

キャピタル・インターナショナル株式会社

昭和61年(1986年)3月	キャピタル・インターナショナル株式会社設立
昭和62年(1987年)3月	投資顧問業の登録
同年9月	投資一任業務の認可取得
平成18年(2006年)2月	投資信託委託業務の認可取得
平成19年(2007年)9月	金融商品取引業登録
平成20年(2008年)7月	キャピタル・インターナショナル・リサーチ・インコーポレイテッドから、同社東京支店における事業譲受

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

昭和60年(1985年)12月10日	(株)シュローダー・インベストメント・マネージメント設立
平成3年(1991年)12月20日	シュローダー投信株式会社設立
平成9年(1997年)4月1日	シュローダー投信株式会社と(株)シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立
平成19年(2007年)4月3日	シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

平成8年(1996年)2月6日	会社設立
平成14年(2002年)4月1日	ゴールドマン・サックス・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッドの営業の全部を譲受け、商号をゴールドマン・サックス投信株式会社からゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社に変更

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

平成8年4月1日	ユー・ビー・エス投資顧問株式会社 設立
平成10年4月28日	ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更
平成12年7月1日	ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更
平成14年4月8日	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に商号変更

エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社

平成 10 年(1998 年)5 月 12 日	マサチューセッツ・インベストメント・マネジメント株式会社設立
平成 10 年(1998 年)6 月 30 日	投資顧問業の登録
平成 11 年(1999 年)2 月 18 日	投資一任契約に係る業務の認可
平成 11 年(1999 年)12 月 9 日	証券投資信託委託業の認可
平成 12 年(2000 年) 8 月 1 日	エムエフエス・インベストメント・マネジメント株式会社に商号変更
平成 19 年(2007 年) 9 月 30 日	金融商品取引法施行に伴う金融商品取引業(投資助言・代理業、投資運用業)のみなし登録

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

1985 年	モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立
1987 年	投資顧問業登録、投資一任業務認可取得
1990 年	ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネジメント(株)に社名を変更
1995 年	ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更 証券投資信託委託会社免許取得
1996 年	ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更
1999 年	バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン ト(株)に社名を変更
2002 年	チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併
2005 年	ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービ ス業務を統合 資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント(株)に一本化

レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

平成 10 年(1998 年)4 月 28 日	会社設立
平成 10 年(1998 年)6 月 16 日	証券投資信託委託会社免許取得
平成 10 年(1998 年)11 月 30 日	投資顧問業登録
平成 11 年(1999 年)6 月 24 日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成 11 年(1999 年)10 月 1 日	スミス バーニー投資顧問株式会社と合併「エスエスピーシティ・アセット・マネ ジメント株式会社」に社名変更
平成 13 年(2001 年)4 月 1 日	「シティグループ・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成 18 年(2006 年)1 月 1 日	「レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社」に社名変更
平成 19 年(2007 年)9 月 30 日	金融商品取引業登録

ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

平成 10 年 2 月 25 日	ステート・ストリート投資顧問株式会社設立
平成 10 年 10 月 1 日	ステート・ストリート投信投資顧問株式会社業務開始
平成 20 年 7 月 1 日	グループ会社ステート・ストリート信託銀行より資産運用部門を営業譲受 現社名ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社に社名変更

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

昭和 46 年(1971 年)11 月 22 日	山一投資カウンセリング株式会社設立
昭和 55 年(1980 年) 1 月 4 日	山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更
平成 10 年(1998 年) 1 月 28 日	ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現 SGAM ノースパシフィック(株))が 主要株主となる
平成 10 年(1998 年) 4 月 1 日	山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社 名変更
平成 10 年(1998 年)11 月 30 日	証券投資信託委託会社の免許取得
平成 16 年(2004 年) 8 月 1 日	りそなアセットマネジメントと合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株 式会社へ社名変更
平成 19 年(2007 年) 9 月 30 日	金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録 を行う

アイエヌジー投信株式会社

平成 11 年 9 月 8 日	アイエヌジー投信株式会社設立
平成 11 年 9 月 30 日	証券投資信託委託業の認可取得、投資顧問業の登録
平成 17 年 8 月 31 日	投資一任契約に係る業務の認可取得
平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引業のみなし登録
平成 21 年 1 月 5 日	第一種金融商品取引業の業務開始

BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社

平成 10 年 11 月 6 日	ドレイファス・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社設立
平成 10 年 11 月 30 日	投資顧問業者の登録 関東財務局長 第 828 号
平成 11 年 12 月 9 日	投資一任契約にかかる業務の認可取得 金融再生委員会第 21 号
平成 12 年 1 月 1 日	会社名をメロン・アセットマネジメント・ジャパン株式会社に変更
平成 12 年 5 月 18 日	証券投資信託委託業の認可取得 金融再生委員会第 28 号
平成 13 年 10 月 1 日	会社名をメロン・グローバル・インベストメンツ・ジャパン株式会社に変更
平成 19 年 9 月 30 日	金融商品取引業者の登録 関東財務局長(金商)第 406 号
平成 19 年 11 月 1 日	会社名を BNY メロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に変更

ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド

昭和 60 年(1985 年)6 月	ステート・ストリート・キャピタル・マーケット・リミテッド設立
平成 2 年(1990 年)2 月	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッドに社名変更

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド

昭和 60 年(1985 年) 1 月	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)・リミテッド 設立
---------------------	--

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

昭和 61 年(1986 年)11 月	エーアイジー・オーバーシーズ・ファイナンス・ジャパン株式会社設立
昭和 62 年(1987 年)1 月	エイアイジー投資顧問株式会社に名称変更
平成 9 年(1997 年)2 月	エイミック投信投資顧問株式会社に名称変更
平成 13 年(2001 年)7 月	エイアイジー投信投資顧問株式会社に名称変更
平成 20 年(2008 年)4 月	AIG インベストメンツ株式会社に名称変更
平成 21 年(2009 年)12 月	パインブリッジ・インベストメンツ株式会社に名称変更

モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社

昭和 62 年 2 月 10 日	モルガン・スタンレー投資顧問株式会社設立
昭和 62 年 3 月 31 日	投資顧問業登録
昭和 62 年 9 月 9 日	投資一任業務認可
平成 7 年 8 月 1 日	モルガン・スタンレー・アセット・マネジメント投信株式会社に商号変更
平成 7 年 9 月 14 日	投資信託委託業の免許取得

MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S.A.

2000 年 6 月 20 日	ルクセンブルグにおけるファンド運用会社として「MFS インベストメント・マネジメント・カンパニー(LUX) S.A.」設立、登記。
-----------------	---

信託約款

(マイストーリー分配型(年6回)Aコース)

(マイストーリー分配型(年6回)Bコース)

運用の基本方針

約款第22条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、インカムゲインと中長期的な値上がり益の獲得によるトータル・リターンを追求を目指して運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として有価証券に投資する投資信託証券(投資信託の受益証券(投資法人の投資証券を含みます。))。以下同じ。)を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

(2) 投資態度

① 主として、世界の債券※を実質的な投資対象とする投資信託証券、国内の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券および世界の株式を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資します。

※国債、政府機関債、地方債、国際機関債、社債など。世界の高利回り事業債(以下「ハイ・イールド債」)およびエマージング・カントリーの政府、政府機関、もしくは企業の発行する債券(以下「エマージング・マーケット債」)を含みます。

②【Aコース】投資する投資信託証券で、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、または実質的な外貨建資産の通貨配分の如何に関わらず、原則として当該投資信託または当該投資信託が組入れるマザーファンドのベンチマークの通貨配分をベースに対円で為替ヘッジを行なうことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

【Bコース】投資する投資信託証券で、世界の債券に実質的に投資する投資信託証券および世界の株式に実質的に投資する投資信託証券については、実質的な外貨建資産については為替ヘッジを行なわないことを基本とするもの、もしくはこれらに類するものに限定することを基本とします。

③ 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、投資信託証券への投資を通じて実質的に保有する株式(当該投資信託証券が実質的に保有する株式を勘案します。)-への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね25%程度となることを目途として、投資信託証券を通じて実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債(当該投資信託証券が実質的に保有するハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債を勘案します。)-への配分比率が信託財産の純資産総額の概ね30%~45%程度となることを目途として、投資信託証券への投資を行なうことを基本とします。

④ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)-の中から、定性評価、定量評価等を勘案して選択した投資信託証券に分散投資を行なうことを基本とします。なお、組入投資信託証券については適宜見直しを行ないます。

⑤ 指定投資信託証券は定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券等(ファンド設定時以降に設定された投資信託(投資法人を含みます。)-も含みます。)-が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

⑥ 運用にあたっては、野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社に投資信託証券の運用の指図(指定投資信託証券の見直しを含む。)-に関する権限を委託します。

⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(3) 投資制限

① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への直接投資は行ないません。

③ 株式への直接投資は行ないません。

④ デリバティブの直接利用は行ないません。

⑤ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%未満とします。

3. 収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

① 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)-等の全額とします。

② 収益分配金額は、上記①の範囲内で委託者が決定するものとし、原則として利子・配当等収益等を中心に安定分配を行ないます。ただし、毎年1月および7月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額のほか、上記①の範囲内で委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

追加型証券投資信託
 (マイストーリー分配型(年6回)Aコース)
 (マイストーリー分配型(年6回)Bコース)
 約款

(信託の種類、委託者および受託者)

第1条 この信託は証券投資信託であり、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者とし、

② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下特段の記載があるものを除き「信託法」といいます。)の適用を受けず。

(信託の目的および金額)

第2条 委託者は、金5,000億円を上限として、受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けず。

(信託金の限度額)

第3条 委託者は、委託者と合意のうえ、金3兆円を限度として信託金を追加することができず。

② 追加信託が行なわれたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付し、

③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第44条第1項、第45条第1項、第46条第1項および第48条第2項の規定による解約の日までとす。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれず。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属し、

(受益権の分割および再分割)

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については、5,000億円を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割し、

② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとす。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とす。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第25条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券

の再発行の請求を行なわないものとす。

③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとす。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとす、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとす。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社(委託者の指定する第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業者を行なう者をいいます。以下同じ。))および委託者の指定する登録金融機関(金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)をいいます。以下同じ。)に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 販売会社は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1万口以上1万口単位または当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)が1万円以上となる1口単位の口数をもって取得申込に応じることができるものとす。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとす。

② 前項の取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

③ 第1項の場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とす。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1万口につき1万円に手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とす。

④ 前項の手数料の額は、販売会社が独自に定めるものとす。

⑤ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合の受益権の価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額に、当該基準価額に販売会社がそれぞれ独自に定める率を乗じて得た手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とす。

⑥ 別に定める信託(この信託を除きます。)の受益者が当該信託の受益権の換金の手取金をもってこの信託にかかる受益権の取得申込をする場合において、販売会社は、前項に規定する受益権の価額をもって取得申込に応じないことができるものとす。

⑦ 第1項および第5項の規定にかかわらず、当該各項における取得申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の取得申込の受け付けは行ないません。

⑧ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第40条第2項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額とす。

⑨ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および

金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。)等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

第15条 (削除)

第16条 (削除)

第17条 (削除)

第18条 (削除)

第19条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

第20条 この信託において投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限るものとします。)の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. 約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ハ. 金銭債権(イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第21条 委託者(第23条に規定する委託者から委託を受けた者を含みます。以下、第24条、第25条、第30条、第31条および第33条について同じ。))は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。))のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものと、本邦通貨表示のもの)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、前号の証券の性質を有するもの

3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。)

4. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。)

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引(売戻し条件付の買入れ)および債券貸借取引(現金担保付き債券借入れ)に限り行なうことができるものとします。

② 委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。))により運用することを指図することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託(前項に掲げるものを除く。)

3. コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

(運用の基本方針)

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

(運用の権限委託)

第23条 委託者は、運用の指図に関する権限のうち、次に定める権限を次の者に委託します。

委託する範囲:投資信託証券の運用(指定投資信託証券の見直しを含む。)

委託先名称:野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社

委託先所在地:東京都中央区

② 前項の委託を受けた者が受ける報酬額は、別に定める信託(この信託を含みます。))の信託財産の平均純資産総額(日々の純資産総額の平均値)の合計額に次の率を乗じて得た額とし、当該各信託の信託約款の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、平成17年7月以降の毎年1月および7月における信託報酬支弁のときおよび信託契約終了のときに支払うものとします。

(平均純資産総額の合計額) (率)

500億円以下の部分 年1万分の21

500億円超の部分 年1万分の22

③ 第1項の規定にかかわらず、第1項により委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限を中止または委託の内容を変更することができます。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、原則として信託財産の純資産総額の100分の50以上となる投資の指図をしません。

(公社債の借入れ)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

② 前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

③ 信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をします。

④ 第1項の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

(保管業務の委任)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

(投資信託証券等の保管)

第27条 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

② 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または第一種金融商品取引業者等(外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者に類する者を含みます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行されたコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第29条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をします。

③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をすることともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④ 動産(金銭を除きます。))については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第30条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第31条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第32条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第33条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第34条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあつたときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第35条 この信託の計算期間は、毎年1月21日から3月20日までおよび3月21日から5月20日までおよび5月21日から7月20日までおよび7月21日から9月20日までおよび9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日より平成17年7月20日までとします。

② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下本項において「該当日」といいます。)が休業日(とき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第36条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用および監査費用)

第37条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

② 信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の総額)

第38条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第35条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の76の率を乗じて得た額とします。

② 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

(収益の分配方式)

第39条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受託者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあつてため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に

相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあつてため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第40条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に定める契約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第41条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

④ 一部解約金(第43条第3項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下同じ。)は、第43条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、7営業日目から当該受益者に支払います。

⑤ 前各項(第2項を除く。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第41条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については第40条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第40条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第43条 受益者(販売会社を含みます。以下本条において同じ。)は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(別に定める契約にかかる受益権または販売会社に帰属する受益権については1口単位)をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、解約請求申込日が別に定める海外市場休業日と同日の場合には、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受け付けは行ないません。

② 委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約

の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口座と同口座数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口座の減少の記載または記録が行なわれます。

③ 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に 0.25%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

④ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日以前に行なわれる当該請求については、振替受益権となるのが確実な受益証券をもって行なうものとし、

⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取消することができます。

⑥ 前項により、一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第3項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

第44条 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

第45条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第49条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第46条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第47条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第48条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解

任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第50条 第44条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第44条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第44条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第51条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。
<http://www.nomura-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第51条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第52条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 第40条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第2条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条(受益証券の種類)から第19条(受益証券の再交付の費用)の規定および受益権と読み替えられたる受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成17年5月30日

東京都中央区日本橋一丁目12番1号
委託者 野村アセットマネジメント株式会社

東京都千代田区大手町二丁目2番2号
受託者 野村信託銀行株式会社

1. 別に定める信託

約款第12条第5項および第6項ならびに第23条第2項の「別に定める信託」とは次のものをいいます。

- 追加型証券投資信託 マイストーリー分配型(年6回)Aコース
- 追加型証券投資信託 マイストーリー分配型(年6回)Bコース

2. 別に定める投資信託証券

約款第21条および別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは次の投資信託および投資法人の、受益証券または投資証券(振替受益権または振替投資口を含みます。)をいいます。

【マイストーリー分配型(年6回)Aコース】

- 追加型証券投資信託 ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリューオープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ストラテジック・バリュー・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村 RAFI®日本株投信 F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 みずほ日本株バリューファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信 F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ピクテ・ジャパン・ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 東京海上日本成長株ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・レイニア米国成長株ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ピクテ欧州ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 UBS 海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 MFS 欧州株ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・モンドリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・ブラックロック米国債券オープン FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・インサイト欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・AMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ドイツ欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 TCW 米国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)

追加型証券投資信託 メロン米国コア・プラス債券ファンド FC (適格機関投資家専用)

- 追加型証券投資信託 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン)ー 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FC
- 追加型証券投資信託 PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・インド・ファンドー インスティテューショナル FC (JPY、ヘッジド)
- 追加型証券投資信託 野村米国好利回り社債投信 FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・ルーミス・セイレス米国ハイ・イールドボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・リバーソース米国ハイ・イールドボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・WestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールドボンド オープン FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・スレッドニードル欧州ハイ・イールドボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 JPM・US ハイ・イールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 バインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 エマージング・ボンド・オープン FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・アイエヌジー新興国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村エマージング債券ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 JPM エマージング・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 MFS インベストメント・ファンズー 新興国現地通貨建債券ファンド FC

【マイストーリー分配型(年6回)Bコース】

- 追加型証券投資信託 ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・アクサ・ローゼンバーク日本株バリューオープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ストラテジック・バリュー・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村 RAFI®日本株投信 F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 みずほ日本株バリューファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信 F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ピクテ・ジャパン・ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 東京海上日本成長株ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 野村海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・ジャナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・コロンビア米国株バリュー・ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ノムラ・レイニア米国成長株ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 ピクテ欧州ファンド FB (適格機関投資家専用)
- 追加型証券投資信託 東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド

FB(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 UBS 海外株式ファンド FB
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 MFS 欧州株ファンド FB
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラ海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラモントリアン海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラブラックロック米国債券オープン FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラインサイト欧州債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラAMP 豪州債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド
 FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ドイツ欧州債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 LM・米国債券コア・プラス FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・
 アルファ・ファンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・
 アルファ・ファンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 TCW 米国債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 アイエヌジー・欧州債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 メロン米国コア・プラス債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 外国籍投資信託 ウェリントン・マネージメント・ポートフォリオ(ケイマン)
 ー 海外債券ファンド(カスタム BM 型) FD
 外国籍投資信託 PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボ
 ンド・ファンド ー インスティテューショナル FD(JPY)
 追加型証券投資信託 野村米国好利回り社債投信 FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラルーミス・セイレス米国ハイ・イールド
 ボンド ファンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラリバーソース米国ハイ・イールド ボ
 ンド ファンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イー
 ルド ボンド オープン FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド
 ボンド ファンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 JPM・US ハイ・イールド・ボンド・ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 フィデリティ・US ハイ・イールド・ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファ
 ンド FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 エマージング・ボンド・オープン FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 ノムラアイエヌジー新興国債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 野村エマージング債券ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 JPM エマージング・ボンド・ファンド FD
 (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・
 オープン FD(適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債
 券オープン FD (適格機関投資家専用)
 追加型証券投資信託 アライアンス・バーンスタイン・新興国債券
 FD(適格機関投資家専用)
 外国籍投資信託 MFS インベストメント・ファンズ ー 新興国現地
 通貨建債券ファンド FD

3. 別に定める海外市場休業日
 約款第12条第7項、第43条第1項の「別に定める海外市場休業日」
 は次のものをいいます。
 ニューヨーク証券取引所の休場の日

用語解説

■ 「EDINET」(エディネット)

Electronic **D**isclosure for **I**nvestors' **NET**work の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」の愛称です。投資家は EDINET を利用することにより、インターネットを通じてファンドの有価証券届出書や有価証券報告書を閲覧することができます。

■ 「基準価額」

信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価等により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、当ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

■ 「信託財産留保額」

償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

■ 「信託報酬」

投資信託の運用・管理にかかる費用で、信託財産の中から「委託会社」「受託会社」「販売会社」などに支払われます。

■ 「デリバティブ」

一般に、株式、公社債または為替といった現物の資産や取引から派生したもので、これらの資産・取引の経済的特性や受渡日・受渡方法等を変形させた取引をいいます。派生商品と呼ばれることもあり、先物取引等(先物取引、オプション取引など)、選択権付き為替予約取引、スワップ取引、金利先渡取引、為替先渡取引などが含まれます。

■ 「転換社債型新株予約権付社債」

転換社債型新株予約権付社債とは、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。)をいいます。

■ 「ヘッジ」

現物資産の価格変動リスクを、デリバティブ等を用いて回避する取引のことをいいます。

商品分類

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。
 なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

(マイストーリー分配型(年6回)Aコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
		債券
	海外	不動産投信
追加型	内外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり (フルヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (資産複合 (株式、債券) 資産配分固 定型))	その他 ()	アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

(マイストーリー分配型(年6回)Bコース)

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル (日本を含む)		
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般	年6回 (隔月)	欧州		
公債	年12回 (毎月)	アジア		
社債		オセアニア		
その他債券 クレジット属性 ()	日々	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 資産複合 (株式、債券) 資産配分固 定型))		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産(その他資産(投資信託証券))と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産(資産複合)とが異なります。

上記、商品分類及び属性区分の定義については次ページ以降をご覧ください。

なお、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表定義＞

平成 21 年 9 月 16 日現在

単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

- (1) 国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産(収益の源泉)による区分

- (1) 株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

独立した区分

- (1) MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定める MMF をいう。
- (2) MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定める MRF をいう。
- (3) ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成 12 年政令 480 号)第 12 条第 1 号及び第 2 号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法(昭和 32 年法律第 26 号)第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託をいう。

補足分類

- (1) インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

投資対象資産による属性区分

株式

- (1) 一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1) 一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2) 公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3) 社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4) その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5) 格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1) 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2) 資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

決算頻度による属性区分

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回(隔月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回(毎月)・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9) 中近東(中東)・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

- (1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

為替ヘッジによる属性区分

- (1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

- (1) 日経 225
- (2) TOPIX
- (3) その他の指数・・・前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

特殊型

- (1) ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型/絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

マイストーリー分配型(年6回)

Aコース(為替ヘッジ付き) / Bコース(為替ヘッジなし)

追加型投信 / 内外 / 資産複合

【投資信託説明書(請求目論見書)】2010. 4

野村アセットマネジメント

(課税上は株式投資信託として取扱われます。)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書であり、投資家の請求により交付される請求目論見書です。

— 目次 —

第 1 【ファンドの沿革】	1
第 2 【手続等】	1
1 【申込(販売)手続等】	1
2 【換金(解約)手続等】	2
第 3 【管理及び運営】	3
1 【資産管理等の概要】	3
(1) 【資産の評価】	3
(2) 【保管】	3
(3) 【信託期間】	3
(4) 【計算期間】	3
(5) 【その他】	3
2 【受益者の権利等】	5
第 4 【ファンドの経理状況】	6
1 【財務諸表】	9
2 【ファンドの現況】	23
【純資産額計算書】	23
第 5 【設定及び解約の実績】	23

この目論見書により行なうマイストーリー分配型(年6回)の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成21年10月9日に関東財務局長に提出しており、平成21年10月10日にその効力が生じております。

第1【ファンドの沿革】

平成 17 年 5 月 30 日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

取得申込の受付については、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み分とします。

分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時
(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、「一般コース」の場合は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」の場合は1万円以上1円単位とします。ただし、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。なお、販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約*を締結した場合、当該契約で規定する取得申込みの単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。

また、スイッチングによる申込みは、「一般コース」を選択した投資者は1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者は1万円以上1円単位からできます。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した投資者がスイッチングに際し、当該投資者が保有する「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」または「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」の受益権の全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みする場合は1口単位とします。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

販売会社によっては「マイストーリー分配型(年6回)Aコース」もしくは「マイストーリー分配型(年6回)Bコース」のどちらか一方のみのお取り扱いとなる場合があります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌々営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断でファンドの受益権の取得申込(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込(スイッチングの申込みを含みます)の受け付けを取り消す場合があります。*

※上記の買付のお申込みの受け付けの中止等を行なう事情等によっては、スイッチングのお申込みについては可能な場合もあります。

また、販売会社の営業日であっても、申込不可日には取得およびスイッチングの申込ができません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

＜申込手数料＞

(i) 取得申込日の翌々営業日の基準価額に、2.1%(税抜2.0%)以内*で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii) 収益分配金を再投資する場合には手数料は無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託

により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、委託者に1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等にかかる受益権については1口単位)で一部解約の実行を請求することができます。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付については、午後3時(平日営業日の場合は午前11時)までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

なお、1日1件5億円を超える解約請求のお申込みについては、上記時間を午前11時(平日営業日の場合は午前9時30分)までとします。

手取り額は、解約申込み受付日の翌々営業日の基準価額から、(i)信託財産留保額^{*}(1万口につき基準価額の0.25%)、および(ii)所得税および地方税を差し引いた金額となります。

※ 「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額(1万口につき基準価額に0.25%を乗じて得た額)をいい、信託財産に繰り入れられます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(平日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える一部解約は行なえません。この他に、別途、大口解約には制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

なお、販売会社の営業日であっても、申込不可日には受益権の一部解約の実行の請求の受付を行いません。(申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。)

金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者の判断で一部解約の実行の請求の受付を中止すること、および既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法[※]により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

※一部償却原価法とは、残存期間1年以内の公社債等について適用するアキュムレーションまたはアモチゼーションによる評価をいいます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
投資信託証券	原則として、基準価額計算日の前営業日の基準価額で評価します。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

(半日営業日は午前9時～正午)

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限とします(平成17年5月30日設定)。

(4)【計算期間】

原則として、毎年1月21日から3月20日まで、3月21日から5月20日まで、5月21日から7月20日まで、7月21日から9月20日まで、9月21日から11月20日までおよび11月21日から翌年1月20日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間は、下記「(5)その他 (a)ファンドの繰上償還条項 等」による解約の日までとします。

(5)【その他】

(a)ファンドの繰上償還条項

委託者は、信託契約の一部解約により各ファンドにつき受益権の口数が50億口を下回った場合またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはその他やむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、信託終了日前にこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

(b)信託期間の終了

(i)委託者は、上記「(a)ファンドの繰上償還条項」にしたがい信託を終了させる場合は、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ii)上記(i)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iii)上記(ii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(a)の信託契約の解約をしません。

(iv)委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(v)上記(ii)から(iv)までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(ii)の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(vi)委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vii)委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委

託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の委託者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e)信託約款の変更(iv)」に該当する場合を除き、当該委託者と受託者との間において存続します。

(viii) 受託者が委託者の承諾を受けてその任務を辞任する場合、または、委託者または受益者が裁判所に受託者の解任を請求し裁判所が受託者を解任した場合、委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(c) 運用報告書

委託者は、毎年1月、7月に終了する計算期間の末日および償還時に、各々運用報告書を作成し、当該信託財産に係る知られたる受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年1月、7月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

(ii) 委託者は、上記(i)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(iii) 上記(ii)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

(iv) 上記(iii)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、上記(i)の信託約款の変更をしません。

(v) 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(vi) 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記(i)から(v)までの規定にしたがいます。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了」(i)または「(e)信託約款の変更」(ii)に規定する公告または書面に付記します。

(h) 関係法人との契約の更新に関する手續

(i) 委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

(ii) 委託者と投資顧問会社との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜自動けいぞく投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

なお、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。

＜自動けいぞく投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位または1口単位のいずれか販売会社が定める単位(自動けいぞく投資契約等を結んでいる場合は1口単位)で換金できます。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、7営業日目から受益者にお支払いします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第4【ファンドの経理状況】

マイストーリー分配型（年6回）Aコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤 志保 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型(年 6 回) A コースの平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型(年 6 回) A コースの平成 21 年 7 月 21 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 3 月 3 日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

河藤 志保 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリーリー分配型(年 6 回) A コースの平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリーリー分配型(年 6 回) A コースの平成 22 年 1 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

【マイストーリー分配型（年6回）Aコース】

(1)【貸借対照表】

期別	前期 平成 21 年 7 月 21 日現在	当期 平成 22 年 1 月 20 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	84,725,584	92,110,780
投資信託受益証券	4,155,009,083	4,126,068,914
未収入金	13,786,274	6,890,715
未収利息	255	276
流動資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685
資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685
負債の部		
流動負債		
未払金	13,185,482	15,629,950
未払収益分配金	47,760,994	42,249,358
未払解約金	6,305,029	4,134,796
未払受託者報酬	158,787	152,734
未払委託者報酬	5,587,793	5,374,714
その他未払費用	15,102	14,526
流動負債合計	73,013,187	67,556,078
負債合計	73,013,187	67,556,078
純資産の部		
元本等		
元本	5,191,412,412	4,694,373,127
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,010,904,403	△536,858,520
(分配準備積立金)	189,352,209	178,008,146
元本等合計	4,180,508,009	4,157,514,607
純資産合計	4,180,508,009	4,157,514,607
負債純資産合計	4,253,521,196	4,225,070,685

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別 科目	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	98,567,603	103,902,278
受取利息	25,306	24,844
有価証券売買等損益	310,975,042	395,942,939
その他収益	12,404	20,028
営業収益合計	409,580,355	499,890,089
営業費用		
受託者報酬	459,430	466,869
委託者報酬	16,228,772	16,429,272
その他費用	43,852	44,398
営業費用合計	16,732,054	16,940,539
営業利益	392,848,301	482,949,550
経常利益	392,848,301	482,949,550
当期純利益	392,848,301	482,949,550
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	△257,683	12,468,058
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△1,500,786,160	△1,010,904,403
剰余金増加額又は欠損金減少額	222,650,168	111,963,725
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	222,650,168	111,963,725
剰余金減少額又は欠損金増加額	30,354,114	26,983,145
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	30,354,114	26,983,145
分配金	95,520,281	81,416,189
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△1,010,904,403	△536,858,520

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 21 年 7 月 21 日現在	当期 平成 22 年 1 月 20 日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 5,191,412,412 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 4,694,373,127 口
2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 1,010,904,403 円	2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 536,858,520 円
3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8053 円 (10,000 口当たり純資産額 8,053 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 0.8856 円 (10,000 口当たり純資産額 8,856 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	当期 自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日																																																																																																																								
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,058,835,987 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 932,121,217 円																																																																																																																								
2 分配金の計算過程 平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 3 月 23 日まで当該期末における分配対象金額 243,306,822 円 (10,000 口当たり 439 円)のうち、23,263,969 円 (10,000 口当たり 42 円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 平成 21 年 7 月 22 日から平成 21 年 9 月 24 日まで当該期末における分配対象金額 226,011,867 円 (10,000 口当たり 453 円)のうち、19,929,836 円 (10,000 口当たり 40 円)を分配金額としております。																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>25,553,069 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>34,193,079 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>183,560,674 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>243,306,822 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>5,539,040,453 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>439 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>42 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>23,263,969 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 5 月 20 日まで当該期末における分配対象金額 242,311,011 円 (10,000 口当たり 455 円)のうち、24,495,318 円 (10,000 口当たり 46 円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>30,475,272 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>33,795,893 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>178,039,846 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>242,311,011 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>5,325,069,268 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>455 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>46 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>24,495,318 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	25,553,069 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	34,193,079 円	分配準備積立金額	D	183,560,674 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,306,822 円	当ファンドの期末残存口数	F	5,539,040,453 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	439 円	10,000 口当たり分配金額	H	42 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,263,969 円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	30,475,272 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	33,795,893 円	分配準備積立金額	D	178,039,846 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	242,311,011 円	当ファンドの期末残存口数	F	5,325,069,268 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	455 円	10,000 口当たり分配金額	H	46 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	24,495,318 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>35,601,809 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>10,870,559 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>179,539,499 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>226,011,867 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>4,982,459,115 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>453 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>40 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,929,836 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 9 月 25 日から平成 21 年 11 月 20 日まで当該期末における分配対象金額 227,826,268 円 (10,000 口当たり 473 円)のうち、19,236,995 円 (10,000 口当たり 40 円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>28,372,827 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>12,767,395 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>186,686,046 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>227,826,268 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>4,809,248,990 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>473 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>40 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>19,236,995 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	35,601,809 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	10,870,559 円	分配準備積立金額	D	179,539,499 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	226,011,867 円	当ファンドの期末残存口数	F	4,982,459,115 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	453 円	10,000 口当たり分配金額	H	40 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,929,836 円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	28,372,827 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	12,767,395 円	分配準備積立金額	D	186,686,046 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	227,826,268 円	当ファンドの期末残存口数	F	4,809,248,990 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	473 円	10,000 口当たり分配金額	H	40 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,236,995 円
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	25,553,069 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	34,193,079 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	183,560,674 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	243,306,822 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	5,539,040,453 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	439 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	42 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	23,263,969 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	30,475,272 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	33,795,893 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	178,039,846 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	242,311,011 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	5,325,069,268 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	455 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	46 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	24,495,318 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	35,601,809 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	10,870,559 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	179,539,499 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	226,011,867 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	4,982,459,115 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	453 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	40 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,929,836 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	28,372,827 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	12,767,395 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	186,686,046 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	227,826,268 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	4,809,248,990 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	473 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	40 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	19,236,995 円																																																																																																																							

平成 21 年 5 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日まで
当該期末における分配対象金額 245,783,828 円
(10,000 口当たり 473 円)のうち、47,760,994 円
(10,000 口当たり 92 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	33,113,210 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売却等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	34,627,687 円
分配準備積立金額	D	178,042,931 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	245,783,828 円
当ファンドの期末残存口数	F	5,191,412,412 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	473 円
10,000 口当たり分配金額	H	92 円
収益分配金額	I=F×H /10,000	47,760,994 円

平成 21 年 11 月 21 日から平成 22 年 1 月 20 日まで
当該期末における分配対象金額 235,428,323 円
(10,000 口当たり 501 円)のうち、42,249,358 円
(10,000 口当たり 90 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	31,315,662 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売却等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	15,170,819 円
分配準備積立金額	D	188,941,842 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	235,428,323 円
当ファンドの期末残存口数	F	4,694,373,127 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	501 円
10,000 口当たり分配金額	H	90 円
収益分配金額	I=F×H /10,000	42,249,358 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	当期 自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	当期 自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
期首元本額 5,944,475,207 円	期首元本額 5,191,412,412 円
期中追加設定元本額 130,153,091 円	期中追加設定元本額 189,678,364 円
期中一部解約元本額 883,215,886 円	期中一部解約元本額 686,717,649 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日		当期 自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	4,155,009,083	82,366,392	4,126,068,914	130,772,255
合計	4,155,009,083	82,366,392	4,126,068,914	130,772,255

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日)

該当事項はございません。

当期(自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日)

該当事項はございません。

(4) 【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

(1)株式 (平成 22 年 1 月 20 日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年1月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)		34,676,418	
	リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)		35,655,030	
	ノムラアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュールオープン F (適格機関投資家専用)		79,545,492	
	フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)		34,569,292	
	フィデリティ・中小型株・オープン F (適格機関投資家専用)		26,895,750	
	ブラックロック日本株式アルファ・ティルツ・バリュール・ファンド F (適格機関投資家専用)		24,131,610	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン F (適格機関投資家専用)		51,860,900	
	ピクテ欧州ファンド F (適格機関投資家専用)		10,455,246	
	ノムラブラックロック米国債券オープン FC (適格機関投資家専用)		19,419,210	
	野村豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		30,226,920	
	ドイチェ欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		119,197,280	
	フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド FC (適格機関投資家専用)		136,734,570	
	エマージング・ボンド・オープン FC (適格機関投資家専用)		30,558,090	
	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン FC (適格機関投資家専用)		155,209,440	
	JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)		75,975,952	
	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FC (適格機関投資家専用)		61,130,016	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FC (適格機関投資家専用)		145,001,010	
	アイエヌジー・欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		75,382,576	
	アクサ IM 欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		19,712,652	
	UBS 海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)		43,360,226	
	LM・米国債券コア・プラス FC (適格機関投資家専用)		21,822,462	
	ノムラAMP 豪州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		93,266,677	
	ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)		63,408,402	
	ノムラアイエヌジー新興国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		69,668,978	
	ピクテ・ジャパン・ファンド F (適格機関投資家専用)		63,782,510	
	東京海上日本成長株ファンド F (適格機関投資家専用)		82,383,452	
	野村米国好利回り社債投信 FC (適格機関投資家専用)		101,199,980	
	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)		149,245,850	
	JPM エマージング・ボンド・ファンド FC (適格機関投資家専用)		44,942,184	
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FC (適格機関投資家専用)		44,086,128	
	MFS 欧州株ファンド F (適格機関投資家専用)		44,603,416	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		79,315,060	
	野村エマージング債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		164,048,328	
	ノムラコロンビア米国株バリュール・ファンド F (適格機関投資家専用)		23,179,640	
	ストラテジック・バリュール・オープン F (適格機関投資家専用)		111,008,450	
	みずほ日本株バリュールファンド F (適格機関投資家専用)		101,031,610	
	メロン米国コア・プラス債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		102,088,650	
	野村海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)		36,882,216	
	ノムラインサイト欧州債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		304,817,358	
	ノムラルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)		126,746,853	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)		102,670,440	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)		24,138,286	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FC (適格機関投資家専用)		81,897,830	
	TCW 米国債券ファンド FC (適格機関投資家専用)		39,041,796	
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド F (適格機関投資家専用)		20,814,150	
	JPM 新興国好利回り債投信 FC (適格機関投資家専用)		13,518,576	
	ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)		152,418,932	
	ノムラモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC (適格機関投資家専用)		180,269,388	
	ノムラージャナス・インテック海外株式ファンド F (適格機関投資家専用)		47,482,862	
	ノムラレイニア米国成長株ファンド F (適格機関投資家専用)		40,166,148	
	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FC (適格機関投資家専用)		50,082,252	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド F (適格機関投資家専用)		20,797,350	
	ノムラリバーソース米国ハイ・イールド ボンド ファンド FC (適格機関投資家専用)		92,510,550	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FC		123,623,808	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FC		90,184,725	
	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FC (JPY、ヘッジ)		9,225,937	
投資信託受益証券計	銘柄数：56		4,126,068,914	
	組入時価比率：99.2%		100%	
合計			4,126,068,914	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
 該当事項はございません。

マイストーリー分配型（年6回）Bコース

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）については内閣府令第50号附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

投資信託財産計算規則は、平成21年6月24日付内閣府令第35号により改正されておりますが、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）については内閣府令第35号附則第16条第2項により、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

また、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期（平成21年1月21日から平成21年7月21日まで）および当期（平成21年7月22日から平成22年1月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成 21 年 9 月 10 日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

伊藤志保 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型(年 6 回) B コースの平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型(年 6 回) B コースの平成 21 年 7 月 21 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成 22 年 3 月 3 日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御 中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

英 公一 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

河崎 志保 

当監査法人は、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているマイストーリー分配型(年 6 回) B コースの平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マイストーリー分配型(年 6 回) B コースの平成 22 年 1 月 20 日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

【マイストーリー分配型（年6回）Bコース】

(1) 【貸借対照表】

期別	前期 平成 21 年 7 月 21 日現在	当期 平成 22 年 1 月 20 日現在
科目	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	23,300,891,659	18,773,550,509
投資信託受益証券	884,269,280,111	774,068,380,446
未収入金	2,728,261,958	2,692,910,670
未収利息	70,228	56,454
流動資産合計	910,298,503,956	795,534,898,079
資産合計	910,298,503,956	795,534,898,079
負債の部		
流動負債		
未払金	1,511,868,573	1,264,107,128
未払収益分配金	14,749,361,039	11,957,665,806
未払解約金	4,260,818,520	4,661,411,019
未払受託者報酬	35,619,108	29,123,565
未払委託者報酬	1,253,453,364	1,024,872,014
その他未払費用	3,392,274	2,773,655
流動負債合計	21,814,512,878	18,939,953,187
負債合計	21,814,512,878	18,939,953,187
純資産の部		
元本等		
元本	1,365,681,577,725	1,107,191,278,343
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△477,197,586,647	△330,596,333,451
(分配準備積立金)	42,646,800,299	33,611,445,754
元本等合計	888,483,991,078	776,594,944,892
純資産合計	888,483,991,078	776,594,944,892
負債純資産合計	910,298,503,956	795,534,898,079

(2) 【損益及び剰余金計算書】

期別 科目	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
	金額(円)	金額(円)
営業収益		
受取配当金	26,136,937,663	21,529,476,583
受取利息	6,219,503	4,696,361
有価証券売買等損益	127,438,513,095	73,885,648,567
その他収益	—	25,239
営業収益合計	153,581,670,261	95,419,846,750
営業費用		
受託者報酬	105,590,096	93,275,968
委託者報酬	3,730,438,218	3,282,425,396
その他費用	10,094,747	8,883,367
営業費用合計	3,846,123,061	3,384,584,731
営業利益	149,735,547,200	92,035,262,019
経常利益	149,735,547,200	92,035,262,019
当期純利益	149,735,547,200	92,035,262,019
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額	6,604,919,602	4,573,409,403
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△751,716,699,447	△477,197,586,647
剰余金増加額又は欠損金減少額	170,971,019,565	89,007,810,795
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	170,971,019,565	89,007,810,795
剰余金減少額又は欠損金増加額	6,712,801,482	3,807,132,903
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	6,712,801,482	3,807,132,903
分配金	32,869,732,881	26,061,277,312
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△477,197,586,647	△330,596,333,451

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	前期	当期
	自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日
1 運用資産の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券基準価額で評価しております。	(1) 投資信託受益証券同左
2 費用・収益の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 受取配当金の計上基準 同左 (2) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3 その他	当該財務諸表の特定期間は期末が休日のため、平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 7 月 21 日までとなっております。	当該財務諸表の特定期間は前期末が休日のため、平成 21 年 7 月 22 日から平成 22 年 1 月 20 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

前期 平成 21 年 7 月 21 日現在	当期 平成 22 年 1 月 20 日現在
1 特定期間の末日における受益権の総数 1,365,681,577,725 口	1 特定期間の末日における受益権の総数 1,107,191,278,343 口
2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 477,197,586,647 円	2 投資信託財産計算規則第 55 条の 6 第 1 項第 10 号に規定する額 元本の欠損 330,596,333,451 円
3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 0.6506 円 6,506 円)	3 特定期間の末日における 1 単位当たりの純資産の額 1 口当たり純資産額 (10,000 口当たり純資産額) 0.7014 円 7,014 円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期 自 平成 21 年 1 月 21 日 至 平成 21 年 7 月 21 日	当期 自 平成 21 年 7 月 22 日 至 平成 22 年 1 月 20 日																																																																																																																								
1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 1,058,835,987 円	1 運用の外部委託費用 信託財産の運用の指図に係わる権限の全部又は一部を委託する為に要する費用 支払金額 932,121,217 円																																																																																																																								
2 分配金の計算過程 平成 21 年 1 月 21 日から平成 21 年 3 月 23 日まで当該期末における分配対象金額 98,078,882,733 円 (10,000 口当たり 605 円)のうち、9,401,772,803 円 (10,000 口当たり 58 円)を分配金額としております。	2 分配金の計算過程 平成 21 年 7 月 22 日から平成 21 年 9 月 24 日まで当該期末における分配対象金額 70,413,668,121 円 (10,000 口当たり 559 円)のうち、7,294,129,474 円 (10,000 口当たり 58 円)を分配金額としております。																																																																																																																								
<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,611,039,173 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>37,941,472,199 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>52,526,371,361 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>98,078,882,733 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,620,995,310,966 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>605 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>9,401,772,803 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 3 月 24 日から平成 21 年 5 月 20 日まで当該期末における分配対象金額 90,914,237,452 円 (10,000 口当たり 604 円)のうち、8,718,599,039 円 (10,000 口当たり 58 円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>8,601,190,491 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>35,329,213,517 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>46,983,833,444 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>90,914,237,452 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,503,206,730,941 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>604 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>8,718,599,039 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,611,039,173 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	37,941,472,199 円	分配準備積立金額	D	52,526,371,361 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,078,882,733 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,620,995,310,966 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	605 円	10,000 口当たり分配金額	H	58 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,401,772,803 円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	8,601,190,491 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	35,329,213,517 円	分配準備積立金額	D	46,983,833,444 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,914,237,452 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,503,206,730,941 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	604 円	10,000 口当たり分配金額	H	58 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,718,599,039 円	<table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>7,666,278,544 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>23,561,004,825 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>39,186,384,752 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>70,413,668,121 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,257,608,530,060 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>559 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>7,294,129,474 円</td></tr> </tbody> </table> <p>平成 21 年 9 月 25 日から平成 21 年 11 月 20 日まで当該期末における分配対象金額 64,852,309,323 円 (10,000 口当たり 552 円)のうち、6,809,482,032 円 (10,000 口当たり 58 円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr><th>項目</th><th></th><th></th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>費用控除後の配当等収益額</td><td>A</td><td>5,800,991,258 円</td></tr> <tr><td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td><td>B</td><td>— 円</td></tr> <tr><td>収益調整金額</td><td>C</td><td>22,083,876,698 円</td></tr> <tr><td>分配準備積立金額</td><td>D</td><td>36,967,441,367 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの分配対象収益額</td><td>E=A+B+C+D</td><td>64,852,309,323 円</td></tr> <tr><td>当ファンドの期末残存口数</td><td>F</td><td>1,174,048,626,352 口</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり収益分配対象額</td><td>G=E/F×10,000</td><td>552 円</td></tr> <tr><td>10,000 口当たり分配金額</td><td>H</td><td>58 円</td></tr> <tr><td>収益分配金金額</td><td>I=F×H/10,000</td><td>6,809,482,032 円</td></tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	7,666,278,544 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	23,561,004,825 円	分配準備積立金額	D	39,186,384,752 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,413,668,121 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,257,608,530,060 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	559 円	10,000 口当たり分配金額	H	58 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,294,129,474 円	項目			費用控除後の配当等収益額	A	5,800,991,258 円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円	収益調整金額	C	22,083,876,698 円	分配準備積立金額	D	36,967,441,367 円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,852,309,323 円	当ファンドの期末残存口数	F	1,174,048,626,352 口	10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	552 円	10,000 口当たり分配金額	H	58 円	収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,809,482,032 円
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	7,611,039,173 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	37,941,472,199 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	52,526,371,361 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	98,078,882,733 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	1,620,995,310,966 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	605 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	58 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	9,401,772,803 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	8,601,190,491 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	35,329,213,517 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	46,983,833,444 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	90,914,237,452 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	1,503,206,730,941 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	604 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	58 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	8,718,599,039 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	7,666,278,544 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	23,561,004,825 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	39,186,384,752 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	70,413,668,121 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	1,257,608,530,060 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	559 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	58 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	7,294,129,474 円																																																																																																																							
項目																																																																																																																									
費用控除後の配当等収益額	A	5,800,991,258 円																																																																																																																							
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	— 円																																																																																																																							
収益調整金額	C	22,083,876,698 円																																																																																																																							
分配準備積立金額	D	36,967,441,367 円																																																																																																																							
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	64,852,309,323 円																																																																																																																							
当ファンドの期末残存口数	F	1,174,048,626,352 口																																																																																																																							
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	552 円																																																																																																																							
10,000 口当たり分配金額	H	58 円																																																																																																																							
収益分配金金額	I=F×H/10,000	6,809,482,032 円																																																																																																																							

平成21年5月21日から平成21年7月21日まで
当該期末における分配対象金額 82,792,079,212 円
(10,000 口当たり 606 円)のうち、14,749,361,039 円
(10,000 口当たり 108 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	7,969,664,602 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	32,224,325,763 円
分配準備積立金額	D	42,598,088,847 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	82,792,079,212 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,365,681,577,725 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	606 円
10,000 口当たり分配金額	H	108 円
収益分配金額	I=F×H /10,000	14,749,361,039 円

平成21年11月21日から平成22年1月20日まで
当該期末における分配対象金額 60,939,420,481 円
(10,000 口当たり 550 円)のうち、11,957,665,806 円
(10,000 口当たり 108 円)を分配金額としております。

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	6,114,864,076 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	— 円
収益調整金額	C	20,906,265,313 円
分配準備積立金額	D	33,918,291,092 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	60,939,420,481 円
当ファンドの期末残存口数	F	1,107,191,278,343 口
10,000 口当たり収益分配対象額	G=E/F× 10,000	550 円
10,000 口当たり分配金額	H	108 円
収益分配金額	I=F×H /10,000	11,957,665,806 円

(関連当事者との取引に関する注記)

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、 一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわ れていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日	当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日
期首元本額 1,776,533,853,065 円	期首元本額 1,365,681,577,725 円
期中追加設定元本額 16,831,865,186 円	期中追加設定元本額 11,608,859,810 円
期中一部解約元本額 427,684,140,526 円	期中一部解約元本額 270,099,159,192 円

2 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種類	前期 自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日		当期 自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日	
	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	損益に含まれた 評価差額(円)
投資信託受益証券	884,269,280,111	14,217,477,721	774,068,380,446	27,659,487,943
合計	884,269,280,111	14,217,477,721	774,068,380,446	27,659,487,943

3 デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年1月21日 至 平成21年7月21日)

該当事項はございません。

当期(自 平成21年7月22日 至 平成22年1月20日)

該当事項はございません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式 (平成22年1月20日現在)

該当事項はございません。

(2)株式以外の有価証券

(平成22年1月20日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)		6,074,536,254	
	リサーチ・アクティブ・オープン F (適格機関投資家専用)		6,150,070,365	
	ノムラアクサ・ローゼンバーグ日本株バリュオープン F (適格機関投資家専用)		14,571,711,976	
	フィデリティ・ジャパン・オープン F (適格機関投資家専用)		5,925,126,244	
	フィデリティ・中小型株・オープン F (適格機関投資家専用)		4,752,444,690	
	ブラックロック日本株式アルファ・ティルツ・バリュオープン F (適格機関投資家専用)		4,314,423,336	
	ノムラブラックロック米国債券オープン FD (適格機関投資家専用)		3,641,159,816	
	野村豪州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		5,974,031,280	
	ドイチエ欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		22,313,582,083	
	フィデリティ・U Sハイ・イールド・ファンド FD (適格機関投資家専用)		25,598,098,232	
	エマージング・ボンド・オープン FD (適格機関投資家専用)		5,736,783,696	
	モルガン・スタンレー・エマージング・ボンド・オープン FD (適格機関投資家専用)		29,392,362,432	
	ゴールドマン・サックス・アメリカン・オープン FB (適格機関投資家専用)		9,869,923,809	
	ピクテ欧州ファンド FB (適格機関投資家専用)		1,902,107,245	
	JPM ジャパン 50・オープン F (適格機関投資家専用)		13,893,062,052	
	ノムラWestLB Mellon ユーロ・ハイ・イールド ボンド オープン FD (適格機関投資家専用)		11,299,264,254	
	アライアンス・バーンスタイン・新興国債券 FD (適格機関投資家専用)		27,168,840,208	
	アイエヌジー・欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		14,073,700,872	
	アクサ IM 欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		3,985,527,039	
	UBS 海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		8,293,748,448	
	LM・米国債券コア・プラス FD (適格機関投資家専用)		5,149,072,642	
	ノムラAMP 豪州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		18,338,307,655	
	ノムラスレッドニードル欧州ハイ・イールド ボンド ファンド FD (適格機関投資家専用)		11,719,480,836	
	ノムラアイエヌジー新興国債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		12,860,269,275	
	ピクテ・ジャパン・ファンド F (適格機関投資家専用)		11,679,204,185	
	東京海上日本成長株ファンド F (適格機関投資家専用)		15,010,701,900	
	野村米国好利回り社債投信 FD (適格機関投資家専用)		18,924,541,680	
	JPM・US ハイイールド・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)		27,752,898,440	
	JPM エマージング・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)		8,307,912,380	
	パインブリッジ米国ハイ・イールド・ボンドファンド FD (適格機関投資家専用)		8,343,974,078	
	MFS 欧州株ファンド FB (適格機関投資家専用)		8,376,403,026	
	キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・ファンド F (適格機関投資家専用)		14,390,375,300	
	野村エマージング債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		30,863,049,640	
	ノムラコロンビア米国株バリュオープン F (適格機関投資家専用)		4,415,817,084	
	ストラテジック・バリュオープン F (適格機関投資家専用)		20,243,890,100	
	みずほ日本株バリュオープン F (適格機関投資家専用)		18,012,678,320	
	メロン米国コア・プラス債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		19,582,419,043	
	JPM 新興国好利回り債投信 FD (適格機関投資家専用)		2,571,166,598	
	モルガン・スタンレー 新興国現地通貨建債券オープン FD (適格機関投資家専用)		9,548,553,344	
	野村海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		6,981,951,006	
	ノムラインサイト欧州債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		58,310,750,894	
	ノムラルーミス・セイレス米国ハイ・イールド ボンド ファンド FD (適格機関投資家専用)		23,828,957,925	
	ステート・ストリート欧州総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FD (適格機関投資家専用)		18,879,377,110	
	ステート・ストリート米国総合債券カレンシー・アルファ・ファンド FD (適格機関投資家専用)		4,534,709,022	
	野村豪州債券カレンシー・アルファ・ファンド FD (適格機関投資家専用)		15,657,756,940	
	TCW 米国債券ファンド FD (適格機関投資家専用)		7,185,995,912	
	シュローダー・アジア・パシフィック株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		4,025,900,989	
	ノムラ海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)		29,017,311,245	
	ノムラモンドリアン海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD (適格機関投資家専用)		33,893,192,265	
	ノムラジェナス・インテック海外株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		8,833,459,902	
	ノムラレイニア米国成長株ファンド FB (適格機関投資家専用)		7,576,594,956	
	東京海上・スレッドニードル欧州株式ファンド FB (適格機関投資家専用)		3,690,247,143	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	ノムラーリパーソース米国ハイ・イールド・ボンド・ファンド FD (適格機関投資家専用)		17,552,432,846	
	ウエリントン・マネージメント・ポートフォリオ (ケイマン) - 海外債券ファンド (カスタム BM 型) FD		23,526,174,120	
	MFS インベストメント・ファンズ - 新興国現地通貨建債券ファンド FD		17,213,916,930	
	PIMCO ケイマン・グローバル・アドバンテージ・ボンド・ファンド - インスティテューショナル FD (JPY)		2,338,431,384	
投資信託受益証券計	銘柄数：56		774,068,380,446	
	組入時価比率：99.7%		100%	
合計			774,068,380,446	

(注) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

平成22年2月26日現在

「Aコース」

I	資産総額	4,057,005,630	円
II	負債総額	12,383,858	円
III	純資産総額(I - II)	4,044,621,772	円
IV	発行済口数	4,639,787,116	口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	0.8717	円

「Bコース」

I	資産総額	721,485,631,551	円
II	負債総額	4,427,876,032	円
III	純資産総額(I - II)	717,057,755,519	円
IV	発行済口数	1,063,691,692,451	口
V	1口当たり純資産額(III/IV)	0.6741	円

第5【設定及び解約の実績】

「Aコース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2005年5月30日～ 2006年1月20日	5,964,038,340	351,815,169	5,612,223,171
第2特定期間	2006年1月21日～ 2006年7月20日	2,430,556,600	1,478,899,499	6,563,880,272
第3特定期間	2006年7月21日～ 2007年1月22日	1,794,846,442	1,419,960,571	6,938,766,143
第4特定期間	2007年1月23日～ 2007年7月20日	1,828,187,885	1,283,676,457	7,483,277,571
第5特定期間	2007年7月21日～ 2008年1月21日	904,172,142	1,013,000,510	7,374,449,203
第6特定期間	2008年1月22日～ 2008年7月22日	209,353,719	1,107,354,565	6,476,448,357
第7特定期間	2008年7月23日～ 2009年1月20日	171,365,117	703,338,267	5,944,475,207
第8特定期間	2009年1月21日～ 2009年7月21日	130,153,091	883,215,886	5,191,412,412
第9特定期間	2009年7月22日～ 2010年1月20日	189,678,364	686,717,649	4,694,373,127

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

「B コース」

特定期間	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1 特定期間	2005年5月30日～ 2006年1月20日	275,162,822,967	2,006,178,986	273,156,643,981
第2 特定期間	2006年1月21日～ 2006年7月20日	397,996,861,695	7,363,294,462	663,790,211,214
第3 特定期間	2006年7月21日～ 2007年1月22日	556,319,926,360	18,316,392,227	1,201,793,745,347
第4 特定期間	2007年1月23日～ 2007年7月20日	652,260,217,872	36,933,337,934	1,817,120,625,285
第5 特定期間	2007年7月21日～ 2008年1月21日	391,659,510,547	63,330,656,484	2,145,449,479,348
第6 特定期間	2008年1月22日～ 2008年7月22日	30,670,600,222	207,415,680,307	1,968,704,399,263
第7 特定期間	2008年7月23日～ 2009年1月20日	17,168,536,759	209,339,082,957	1,776,533,853,065
第8 特定期間	2009年1月21日～ 2009年7月21日	16,831,865,186	427,684,140,526	1,365,681,577,725
第9 特定期間	2009年7月22日～ 2010年1月20日	11,608,859,810	270,099,159,192	1,107,191,278,343

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

